

議 会 運 営 委 員 会

令和3年2月17日（水）

午前10時～

開議 時 分

閉議 時 分

全員協議会室

出席者

〔委員〕 笹田委員長、川上副委員長、三浦委員、沖田委員、柳楽委員、飛野委員、岡本委員、芦谷委員、道下委員、澁谷委員、牛尾委員

〔議長団〕 川神議長、佐々木副議長

〔委員外議員〕 西川議員、西村議員

〔執行部〕 坂田総務部長、佐々木総務課長、河内財政課長、猪狩総務管理係長

〔事務局〕 古森局長、下間次長、近重書記

議 題

1 令和3年3月浜田市議会定例会議について

(1) 新型コロナウイルス感染症関連の浜田市支援策【第6弾】（案）について

資料 1-1

(2) 令和3年3月浜田市議会定例会議の付議事件等及び付託案について

資料 1-2、1-3

・ 請願文書表（案）

資料 1-4

(3) 令和3年3月浜田市議会定例会議の会議予定について

資料 1-5

(4) 予算決算委員会の流れ及び発言通告書について

資料 1-6

(5) その他

2 令和3年3月浜田市議会定例会議 陳情書の取扱について

資料 2

(1) 陳情付託先案について

3 自由討議の検討について

(1) 提出された意見等について

資料 3

4 予算決算委員会の在り方について

(1) 提出された意見等について

資料 4

5 その他

(1) 3月17日全員協議会での各種委員会等の開催状況報告について

資料 5

【対象】 ア 浜田市江津市旧有福村有財産共同管理組合

イ 浜田地区広域行政組合

ウ 浜田市都市計画審議会

エ 浜田市土地開発公社

(2) その他

新型コロナウイルス感染症関連の浜田市支援策【第 6 弾】（案）について

このたび、新型コロナウイルス感染症関連の浜田市支援策【第 6 弾】（案）を取りまとめました。

支援策【第 6 弾】は、全て市独自事業で 10 事業、総事業費は 3 億 5,678 万円。財源は、財政調整基金や地方創生臨時交付金などを活用します。

今回の支援策【第 6 弾】によって、市独自支援策の総事業費は、第 1 弾～第 5 弾と合わせて、合計 44 億 1,174 万円（既存予算対応分を除く）となります。

今後、3 月市議会定例会議に諮り、議決を得た上で、出来るものから順次、実施する予定です。

令和 3 年 2 月 17 日

浜田市長 久保田 章市

1 市の独自支援策（国・県補助分を含む）

○事業費 3 億 5,678 万円

（財源内訳 国県補助・臨時交付金 1,937 万円、ふるさと寄附 503 万円、財政調整基金 3 億 2,915 万円、その他既存予算対応 323 万円） ※今後必要に応じて、他の財源へ振替を検討

区分	No	事業内容等	事業費	担当課
1 個人向け	1-1	新型コロナウイルス感染者及び濃厚接触者の買い物代行支援 新型コロナウイルス感染者の自宅待機期間中や、濃厚接触者の外出自粛要請期間中の買い物代行利用料（1 回 1,000 円・週 2 回を 2 週間まで。最大 4 回の利用で上限 4,000 円）を補助。	140 万円	健康医療対策課
	1-2	生活困窮者への食品等支援 コロナ禍において、生活困窮に陥り、浜田市社会福祉協議会が実施する生活困窮者自立支援相談を利用した方に対し、食品等を配付。	62 万円 （内、23 万円は 既存予算対応）	地域福祉課
2 事業者向け	2-1	中小企業者等特別応援給付金 令和 2 年 11 月から令和 3 年 5 月までのいずれかの月の売上高が、前年又は前々年同月比で 20%以上減少した中小企業者等に対し、売上減少率に応じて給付金を支給（法人：60 万円又は 40 万円、個人事業主：30 万円又は 20 万円）。	3 億 2,000 万円	商工労働課
	2-2	事業所新規採用者等検査費用補助 事業所が県外からの採用者・転勤者（共に同居親族含む）に対して実施する P C R 検査費用を補助（1 事業所上限 75,000 円）。 ※ 検査実施期間：令和 3 年 3 月 17 日～4 月 30 日	75 万円	定住関係人口推進課
3 教育関連	3-1	高等教育機関新入生検査費用補助 島根県立大学などの高等教育機関が新入生に対して実施する P C R 検査費用を補助（1 人上限 7,500 円）。	300 万円	まちづくり推進課

	3-2	小中学校保健衛生用品等購入 新型コロナウイルス感染症対策を強化するために必要な小中学校の保健衛生用品等を購入。 ※ 国 1/2 補助〔国 1,060 万円、市 1,060 万円〕	2,120 万円	学校教育課
4 その他	4-1	国保診療所感染症対策 国保診療所内の感染症対策として、施設改修等により、発熱外来の整備等を行う。	300 万円 (既存予算対応)	健康医療対策課
	4-2	庁舎内スタンド式非接触型体温計配備 市民に対する健康管理の意識づけや、感染拡大防止のため、庁舎内（本庁、各支所ほか）にスタンド式非接触型体温計を配備。	308 万円	健康医療対策課
	4-3	事業者相談窓口延長 事業者向けの国・県・市の支援制度に関する相談窓口を令和 3 年 9 月末まで延長し、専任職員を配置。	283 万円	商工労働課
	4-4	社会教育施設等水道蛇口交換 文化施設、スポーツ施設、公民館（まちづくりセンター）の水道蛇口をレバー方式に交換。	90 万円	まちづくり推進課 生涯学習課 文化振興課

令和 3 年 3 月 浜田市議会定例会議 付議事件

議案等 (41 件)

〔条例関係 20 件、公有水面の埋立て 1 件、市道路線の認定 1 件、
過疎計画の変更 1 件、補正予算 7 件、当初予算 10 件、同意 1 件〕

議案第 5 号 浜田市防災行政無線施設条例の一部を改正する条例について

議案第 6 号 浜田市ふるさと寄附条例の一部を改正する条例について

議案第 7 号 浜田市生活路線バス条例の一部を改正する条例について

議案第 8 号 浜田市貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 9 号 浜田市手数料条例の一部を改正する条例について

議案第 10 号 浜田市高速情報通信基盤整備基金条例の制定について

議案第 11 号 浜田市公共施設長寿命化等推進基金条例の制定について

議案第 12 号 浜田市農業振興基金条例を廃止する条例について

議案第 13 号 浜田市立図書館協議会条例等の一部を改正する条例について

議案第 14 号 浜田市旧若生分校校舎再活用地域間交流施設条例を廃止する条例について

議案第 15 号 浜田市浜田城資料館条例の制定について

議案第 16 号 浜田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について

議案第 17 号 浜田市地域包括支援センターの職員及び運営の基準に関する条例の制定について

議案第 18 号 浜田市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議案第 19 号 浜田市勤労青少年ホーム条例を廃止する条例について

議案第 20 号 浜田駅関連施設条例の一部を改正する条例について

議案第 21 号 浜田市集落排水施設条例及び浜田市集落排水事業受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例について

議案第 22 号 浜田市市道の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 23 号 浜田市地域定住住宅条例の一部を改正する条例について

- 議案第 24 号 浜田市火災予防条例の一部を改正する条例について
議案第 25 号 公有水面の埋立てについて（浜田漁港区域内）
議案第 26 号 市道路線の認定について（三隅 171 号線）
議案第 27 号 浜田市過疎地域自立促進計画の変更について
議案第 28 号 令和 2 年度浜田市一般会計補正予算（第 11 号）
議案第 29 号 令和 2 年度浜田市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
議案第 30 号 令和 2 年度浜田市駐車場事業特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 31 号 令和 2 年度浜田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 32 号 令和 2 年度浜田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 33 号 令和 2 年度浜田市水道事業会計補正予算（第 2 号）
議案第 34 号 令和 2 年度浜田市公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）
議案第 35 号 令和 3 年度浜田市一般会計予算
議案第 36 号 令和 3 年度浜田市国民健康保険特別会計予算
議案第 37 号 令和 3 年度浜田市駐車場事業特別会計予算
議案第 38 号 令和 3 年度浜田市農業集落排水事業特別会計予算
議案第 39 号 令和 3 年度浜田市漁業集落排水事業特別会計予算
議案第 40 号 令和 3 年度浜田市生活排水処理事業特別会計予算
議案第 41 号 令和 3 年度浜田市後期高齢者医療特別会計予算
議案第 42 号 令和 3 年度浜田市水道事業会計予算
議案第 43 号 令和 3 年度浜田市工業用水道事業会計予算
議案第 44 号 令和 3 年度浜田市公共下水道事業会計予算
同意第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について

報告（1 件）

- 報告第 1 号 専決処分の報告について（事故の損害賠償の額の決定）

令和3年3月浜田市議会定例会議 付託先一覧（案）

【市長提出議案の付託件数内訳】

総務文教委員会 10件、福祉環境委員会 5件、産業建設委員会 8件、
 予算決算委員会 17件
 ※即決…1件

市長提出議案等（議案41件）

議案等番号	件 名	付託先等
議案第 5号	浜田市防災行政無線施設条例の一部を改正する条例について	総務文教委員会
議案第 6号	浜田市ふるさと寄附条例の一部を改正する条例について	〃
議案第 7号	浜田市生活路線バス条例の一部を改正する条例について	〃
議案第 8号	浜田市貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例について	福祉環境委員会
議案第 9号	浜田市手数料条例の一部を改正する条例について	産業建設委員会
議案第10号	浜田市高速情報通信基盤整備基金条例の制定について	総務文教委員会
議案第11号	浜田市公共施設長寿命化等推進基金条例の制定について	〃
議案第12号	浜田市農業振興基金条例を廃止する条例について	産業建設委員会
議案第13号	浜田市立図書館協議会条例等の一部を改正する条例について	委員会付託省略 3月3日即決
議案第14号	浜田市旧若生分校校舎再活用地域間交流施設条例を廃止する条例について	総務文教委員会
議案第15号	浜田市浜田城資料館条例の制定について	〃
議案第16号	浜田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について	福祉環境委員会
議案第17号	浜田市地域包括支援センターの職員及び運営の基準に関する条例の制定について	〃
議案第18号	浜田市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	〃
議案第19号	浜田市勤労青少年ホーム条例を廃止する条例について	産業建設委員会
議案第20号	浜田駅関連施設条例の一部を改正する条例について	〃
議案第21号	浜田市集落排水施設条例及び浜田市集落排水事業受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例について	福祉環境委員会
議案第22号	浜田市市道の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例について	産業建設委員会

議案等番号	件 名	付託先等
議案第23号	浜田市地域定住住宅条例の一部を改正する条例について	〃
議案第24号	浜田市火災予防条例の一部を改正する条例について	総務文教委員会
議案第25号	公有水面の埋立てについて（浜田漁港区域内）	産業建設委員会
議案第26号	市道路線の認定について（三隅171号線）	〃
議案第27号	浜田市過疎地域自立促進計画の変更について	総務文教委員会
議案第28号	令和2年度浜田市一般会計補正予算（第11号）	予算決算委員会
議案第29号	令和2年度浜田市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	〃
議案第30号	令和2年度浜田市駐車場事業特別会計補正予算（第2号）	〃
議案第31号	令和2年度浜田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）	〃
議案第32号	令和2年度浜田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	〃
議案第33号	令和2年度浜田市水道事業会計補正予算（第2号）	〃
議案第34号	令和2年度浜田市公共下水道事業会計補正予算（第2号）	〃
議案第35号	令和3年度浜田市一般会計予算	〃
議案第36号	令和3年度浜田市国民健康保険特別会計予算	〃
議案第37号	令和3年度浜田市駐車場事業特別会計予算	〃
議案第38号	令和3年度浜田市農業集落排水事業特別会計予算	〃
議案第39号	令和3年度浜田市漁業集落排水事業特別会計予算	〃
議案第40号	令和3年度浜田市生活排水処理事業特別会計予算	〃
議案第41号	令和3年度浜田市後期高齢者医療特別会計予算	〃
議案第42号	令和3年度浜田市水道事業会計予算	〃
議案第43号	令和3年度浜田市工業用水道事業会計予算	〃
議案第44号	令和3年度浜田市公共下水道事業会計予算	〃
同意第 1号	人権擁護委員候補者の推薦について	総務文教委員会

請願（2件）

議案等番号	件 名	意見陳述	付託先等
請願第20号	波佐診療所の移転拡充に関する請願について	あり	福祉環境委員会
請願第21号	最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出について	なし	産業建設委員会

市長報告事件（1件）

報告第1号	専決処分 の 報告について（事故の損害賠償の額の決定）
-------	-----------------------------

令和 3 年 3 月浜田市議会定例会議

請 願 文 書 表(案)

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
20	波佐診療所の移転拡充 に関する請願について	波佐自治会 会長 三浦 兼浩 浜田市金城町波佐イ 441-1 小国自治振興会 会長 槇田 米利 浜田市金城町小国イ 165-1	永見 利久 川上 幾雄	R3. 2. 4
付託委員会		審査経過（委員会）	審査経過（本会議）	結果 年月日
福祉環境委員会				
1 請願の要旨 新型コロナウイルス感染症対策の為に改善(診療室の増加、感染予防に必要な動線確保等)が必要となった現在の波佐診療所に代わる医療介護施設として「波佐さんあいホーム」を整備してください。 2 請願の理由 平素より、波佐 小国地域医療の確保と充実に向けた活動に心から敬意を表します。令和元年 12 月、診療所医師の退職に伴う診療体制の変更が公表され、波佐診療所小国出張所の診療日が縮小されました。。また、令和 2 年 1 月には、浜田市金城高齢者生活福祉センター(さんあいホーム)のデイサービスを廃止することが利用者に通知され、距離や気象等の地理的条件が不利な波佐、小国地域では、民間事業者の代替も厳しいこと、また、地域の医療や介護の環境がどんどん縮小される状況に不安や不満が広がり、地元自治会が中心となって、地域の医療や介護等を考え実践する「波佐小国地域医療等課題検討協議会」を令和 2 年 2 月に立ち上げ活動を行っております。この協議会は、医療介護の課題解決に向けて、波佐診療所や浜田市の関係部署を交え、情報収集や意見交換を行い、地域住民の生活実態の聞き取り調査などを行いながら課題の解決策を模索しております。情報収集の中で表面化した移動手段の確保対策では、協議会を構成する地元自治(振興)会が主体となって、買い物タクシーの運行や無償ボランティア輸送の試験運行を開始しております。こうした中、新型コロナウイルス感染症対策が波佐診療所でも始まり、身近に受診できる環境には大変感謝しておりますが、診察室に限られ、これまで受けていたエコーや胃カメラなどの検査や点滴、外傷縫合などの治療は、感染症対策と同じ部屋で時間調整が図られ、物療の一部は中止されました。また、狭い空間での待合や移動は大変不安で、これらの早期改善を強く望むものです。				

波佐診療所は、無医村の時代に地域住民の懇願により、昭和 33 年に国民健康保険直営診療所として開所され、今日まで、地域住民はもとより金城地域住民の医療拠点として重要な役割を担っています。

また、平成 11 年に開所された「波佐さんあいホーム」は、地域の高齢者が健康で活力に満ちた暮らしができるよう整備されたものですが、現在は浜田市金城高齢者生活福祉センターに機能が集約され、遊休施設となっています。この活用については、地域においても色々と検討してきたところですが、現診療所に比べて面積は広く、感染症対策で重要とされる動線も確保でき、また、バリアフリーで誰もが利用しやすい施設で、波佐・小国地域の在宅介護を担うヘルパーや訪問看護師、ケアマネージャー等が利用する部屋も確保できる、在宅介護の促進にも大変期待できる施設です。「波佐さんあいホーム」は、現状の医療介護の環境改善に適した施設と考え、地域住民一同は、この活用を心から願うものであります。浜田市議会におかれては、実情をご賢察いただき何とぞご理解を賜りたく、地域住民の署名を添えて請願要望いたします。

令和 3 年 3 月浜田市議会定例会議

請 願 文 書 表(案)

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
20	最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出について	島根県労働組合総連合 議長 村上 一	西村 健	R3. 2. 12
付託委員会		審査経過（委員会）	審査経過（本会議）	結果 年月日
産業建設委員会				
1 請願の要旨 厳しい日本経済にコロナ禍が追い討ちをかけ深刻な危機に直面しています。 コロナ禍でライフラインを守る労働者の多くが、最低賃金近傍の低賃金で働いています。急激な経済停滞により失業や労働時間削減に追い込まれているのが、パート・派遣・契約・アルバイトなど非正規雇用やフリーランスで働く労働者です。また、最低賃金が低いC・Dランクの地域ほど、中小零細企業が多く経済的ダメージはより深刻です。つまり、コロナ禍に真っ先に生活破綻に陥った人は、最低賃金近傍で働く労働者です。 2008年のリーマンショックのとき、世界各国は賃金の引き上げを含む内需拡大で、経済危機を克服してきました。しかし、日本は、派遣切りや不安定雇用の拡大、賃金の抑制で企業利益の拡大をすすめました。その結果、国民の格差と貧困化が大きく広がりました。 コロナ禍を克服し、日本経済の回復をすすめるためには、GDPの6割を占める国民の消費購買力を高める必要があります。そのためには、最低賃金の改善による賃金の底上げが必要です。 日本の最低賃金は、都道府県ごとに4つのランクに分けられ、地域別最低賃金の2020年の改定では、最も高い東京は時給1,013円、本島根県は792円、最低の7県は792円です。これでは毎日8時間働いても月11万～14万円の手取りにしかならず、個人が自立して生活することすら困難です。しかも、地域間格差が時間額で221円もあり地方から労働力が都市部へ流出し、地方の人口減少を加速させ、高齢化と地域経済の疲弊を招いています。最低賃金を全国一律に是正することと抜本的に引上げることは、貧困をなくす点では福祉政策であり、地域経済を守るための経済対策です。 全国労働組合総連合が行っている最低生計費試算調査によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な最低生計費に、地域による大きな格差は認められません。また、若者が自立した生活をするうえで必要な最低生計費は、月に22万円～24万円(税込み)の収入が必要との結果です。月150時間の労働時間で換算すると時給1500円前後が必要です。 最低賃金を引き上げるためには、中小・零細企業支援が必要です。政府による助成や融資、仕事起こしや単価改善につながる施策の拡充と大胆な財政出動が必要です。下請け企業への単価削減・賃下げが押しつけられないように公正取引ルールが実施される指導が必要です。労働者・国民の生活を底上げし購買力を上げる事で、地域の中小・零細企業の営業も改善させる地域循環型経済の確立が可能になります。 労働基準法は第1条で「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」としており、最低賃金法第9条は、「労働者の健康で文化的な生活を営むことができるよう」にするとしています。最低賃金の地域間格差をなくし、抜本的に引き上げること、中小企業支援策の拡充を実現するため、貴議会におかれましては、国に対して別紙の意見書を提出するよう請願します。				

令和 3 年 3 月浜田市議会定例会議の会議予定について

			期間	日程案	会場	開始時間
2月	17日	(水)		議会運営委員会	全員協議会室	10時～
				議会広報広聴委員会	第4委員会室	13時～
	18日	(木)				
	19日	(金)		自治区制度等行財政改革推進特別委員会	全員協議会室	10時～
				一般質問説明用パネル提出締切 【12時まで】		
	20日	(土)				
	21日	(日)				
	22日	(月)				
	23日	(火)		天皇誕生日		
	24日	(水)	1	開会 提案説明	議場	10時～
				全員協議会	議場	本会議終了後
				総務文教委員会	第1委員会室	全員協議会終了後
				福祉環境委員会	第2委員会室	全員協議会終了後
				産業建設委員会	第3委員会室	全員協議会終了後
	25日	(木)	2	会派代表質問	議場	10時～
	26日	(金)	3	個人一般質問	議場	10時～
	27日	(土)	4			
	28日	(日)	5			
3月	1日	(月)	6	個人一般質問	議場	10時～
	2日	(火)	7	個人一般質問	議場	10時～
	3日	(水)	8	議案質疑	議場	10時～
	4日	(木)	9	総務文教委員会	全員協議会室	10時～
	5日	(金)	10	福祉環境委員会	全員協議会室	10時～
	6日	(土)	11			
	7日	(日)	12			
	8日	(月)	13	産業建設委員会	全員協議会室	10時～
	9日	(火)	14	議員定数等議会改革推進特別委員会	第4委員会室	13時～
	10日	(水)	15	予算決算委員会（総務文教委員会分）	議場	10時～
	11日	(木)	16	予算決算委員会（福祉環境委員会分）	議場	10時～
	12日	(金)	17	予算決算委員会（産業建設委員会分）	議場	10時～
	13日	(土)	18			
	14日	(日)	19			
	15日	(月)	20	予算決算委員会（予備）	議場	10時～
				討論通告期限【17時まで】		
	16日	(火)	21	休会		
				対抗討論通告【13時まで】		
	17日	(水)	22	採決	議場	10時～
				全員協議会	議場	本会議終了後
				議会運営委員会	全員協議会室	全員協議会終了後

【補足（12月16日議会運営委員会協議内容）】

1 質問時間について

- (1) 会派代表質問 ※各会派 10 分短縮
山水海（50 分）、創風会（40 分）、未来（30 分）、
超党はまだ及び公明クラブ（20 分）
- (2) 個人一般質問
質問 20 分（最大） 答弁合わせて 50 分（最大）
※原則答弁合わせて 40 分で終了

2 委員会について

- (1) 所管事務調査 これまでと同様に実施
- (2) 執行部報告事項 事前に資料を熟読し執行部説明は、補足説明のみ
質疑はこれまでと同様に実施

令和3年3月浜田市議会定例会議日程及び予算決算委員会日程

資料1-6

			期間	日程案	予算決算委員会の日程
2月	1日	(月)		議会運営委員会	
	2日	(火)			
	3日	(水)			
	4日	(木)			
	5日	(金)		全員協議会	
	6日	(土)			
	7日	(日)			
	8日	(月)			
	9日	(火)			
	10日	(水)			
	11日	(木)			
	12日	(金)		会派代表質問・個人一般質問メール・FAX受付締切【11時まで】	
				請願・陳情・意見書・決議提出期限【17時まで】	
	13日	(土)			
	14日	(日)			
	15日	(月)		会派代表質問・個人一般質問締切【11時まで】	
	16日	(火)			
	17日	(水)		議会運営委員会	議案配付・発言通告書配付
	18日	(木)			
	19日	(金)		一般質問説明用パネル提出締切【12時まで】	
	20日	(土)			
	21日	(日)			
	22日	(月)			
	23日	(火)			
	24日	(水)		開会 提案説明	※提案説明で予算の骨子、編成概要の説明を受ける。 ※全員協議会で、所管の部長から、主に新規・主要事業、及び重点事項に関する考え方等について、事業番号を挙げて説明を受ける。(質疑は行わない。)
			1	全員協議会(本会議終了後)	
				総務文教、福祉環境、産業建設(全協終了後)	
	25日	(木)	2	本会議 会派代表質問	
	26日	(金)	3	本会議 個人一般質問	※予算決算委員会 発言通告書提出締切(午後1時㍻)
	27日	(土)	4		
	28日	(日)	5		
3月	1日	(月)	6	本会議 個人一般質問	
	2日	(火)	7	本会議 個人一般質問	
	3日	(水)	8	本会議 議案質疑	予算の議案質疑は提案説明を受けての骨子についての質疑とする
	4日	(木)	9	総務文教委員会	
	5日	(金)	10	福祉環境委員会	・通告一覧をタブレットに配信(インフォメーションの更新はこの日まで)
	6日	(土)	11		
	7日	(日)	12		
	8日	(月)	13	産業建設委員会	
	9日	(火)	14	休会	
	10日	(水)	15	予算決算委員会	総務文教委員会所管のR2年度補正予算審査・令和3年度予算審査
	11日	(木)	16	予算決算委員会	福祉環境委員会所管のR2年度補正予算審査・令和3年度予算審査
	12日	(金)	17	予算決算委員会	産業建設委員会所管のR2年度補正予算審査・令和3年度予算審査 (審査が早く終了した場合は採決まで行う可能性あり)
	13日	(土)	18		
	14日	(日)	19		
	15日	(月)	20	予算決算委員会(予備) 討論通告期限【17時まで】	日程繰り下げの場合、引き続き予算審査・採決(※12日に採決まで終了した場合は休会)
	16日	(火)	21	休会 対抗討論通告【13時まで】	
	17日	(水)	22	採決	
				全員協議会(本会議終了後)	
				議会運営委員会(全員協議会終了後)	
	18日	(木)			
	19日	(金)			

令和3年3月定例会議 予算決算委員会の流れ

質疑について	3月定例会議における予算審査においては、 令和2年度補正予算及び令和3年度当初予算ともに事前通告制 とする。 発言通告書提出締切＝2月26日（金）午後1時 通告書の提出締切後、正副委員長が審査日程、発言順を調整
審査日程	総務文教、福祉環境、産業建設の各委員会所管の予算ごとに日程を分けて開催する。



本会議等	提案説明 (2月24日)	所管の部長が、令和2年度補正予算及び令和3年度当初予算の骨子、編成概要を説明。
	全員協議会 (2月24日)	所管の部長から、主に新規・主要事業、及び重点事項に関する考え方について、事業番号を挙げて補足説明を受ける。 (※質疑は行わない。) 説明は、まず歳入について行い、次に歳出について会計ごとの事業番号順に行う。 ※各委員会の所管事務調査において、予算概要説明は行わない。
	議案質疑 (3月3日)	市長等に、令和2年度補正予算及び令和3年度当初予算の基本的な編成方針等について問う。
	委員会付託 (3月3日)	予算決算委員会に、令和2年度補正予算議案・令和3年度当初予算議案を付託する。



予算決算委員会	※審査日程（予定） ・3月10日（水）10：00～ 議案審査（総務文教委員会関係（補正・当初）） ・3月11日（木）10：00～ 議案審査（福祉環境委員会関係（補正・当初）） ・3月12日（金）10：00～ 議案審査（産業建設委員会関係（補正・当初）） ・3月15日（月）10：00～ 日程繰り下げの場合引き続き議案審査・採決 ※ 審査状況によっては、日程が繰り下がる場合、または3月12日に採決まで行い、3月15日は休会となる場合などがある。 ※ <u>当初予算は最初に歳入全般から審査をします。</u>	
	※審査の方法等 1 執行部からの補足説明 本会議（提案説明）及び全員協議会（所管部長による補足説明）で既に説明を受けているため、<u>再度補足が必要な場合のみ</u>、質疑の前段で所管の部長が説明を行う。 2 審査の順番 各委員会ごとの令和2年度の補正予算審査を行い、その後に令和3年度の予算審査を一般会計、特別会計、企業会計と発言通告のあった事業番号順に審査を行う。 3 質疑の方法 発言通告のあった事業番号ごとの一問一答方式 ・事業番号ごとの議席番号の若い順に委員長が発言を許可する。 ・回数制限はしないが、委員長判断で議事整理を行うことがある。 ・<u>担当委員会における会計ごとに通告しなかった委員の質疑を1人につき1件のみ許可する。</u>	



本会議	委員長報告 (3月17日)	委員会での審査の経過や結果を委員長が登壇して一括報告する。 【委員会審査結果一覧（常任委員会分を含む）をタブレットに配付】
	委員長報告に対する質疑	省略はしないが、原則行わないこととする。
	討 論	通告にしたがい、賛否の意見を交互に述べる。
	表 決	議長が各議案についての採決を行う。
	散 会	議長の散会宣言で終了。

令和3年3月定例会議 予算決算委員会 留意事項



審査は、**委員会所管の予算ごとに日程を分けて行います。**

★審査日程（現段階での予定であり、日程の繰下げ等がある場合があります）

3月10日（水）	10時～	総務文教委員会関係の審査
3月11日（木）	10時～	福祉環境委員会関係の審査
3月12日（金）	10時～	産業建設委員会関係の審査
3月15日（月）	10時～	日程繰下げの場合引き続き予算審査・採決

※補正予算・一般会計当初予算・特別会計については所管委員会ごとに行います。



令和2年度補正予算及び令和3年度当初予算ともに、質疑を希望する場合は事前に発言通告書の提出が必要です。（事前通告制）

★発言通告書（別添）に記入のうえ、事務局まで提出してください。

発言通告書提出〆切 ⇒ 2月26日（金）午後1時

★審査当日の発言順は、事業番号ごとの議席番号の若い順に正副委員長が調整します。



質疑は事業番号ごとの一問一答方式で行います。以下の点に留意してください。

★質疑における留意事項

- ① 質疑は簡素明瞭に行うこと。
- ② 予算説明資料を熟読し、既に記載してある事項については質疑を控えること。（主要事業については、平成26年度から「新規事業等実施に伴う説明シート」を導入し、詳しく内容が記載されるようになっています。）
- ③ 議題の範囲を超えた質疑、賛否についての自己の意見や要望の陳述は控えること。



「質疑」とは

現に審議の対象となっている議題について、賛否または修正等の判断が可能となるよう、提案者に疑義や不明確な点について説明等を求め、質すためのもの。賛否について自己の意見や要望を述べることはできない。

通告期限
 2月26日（金）午後1時

NO.

令和 3 年 月 日
 時 分 受領
 番 氏名

予 算 決 算 委 員 会 質 疑 発 言 通 告 書

記入の方法
 歳入は「科目名(款・項)と質疑要旨」を、歳出は「予算説明資料の整理番号と質疑要旨」を記入。債務負担行為は「事項名」を、地方債は「起債の区分」を記入。

質疑項目	番号	令和2年度補正予算	番号	令和3年度当初予算
一般会計	【歳入】		【歳入】	
	【歳出】(整理番号と質疑要旨を記入)		【歳出】(整理番号と質疑要旨を記入)	
	○総務文教委員会関係		○総務文教委員会関係	
	○福祉環境委員会関係		○福祉環境委員会関係	
	○産業建設委員会関係		○産業建設委員会関係	
特別会計 会計名・ 整理番号を 記入				
企業会計 会計名・項目 ・整理番号を 記入				
企業会計 会計名・項目 ・整理番号を 記入				

令和 3 年 月 日

番 氏名

浜田市議会議長 川 神 裕 司 様

		NO.	
令和 3 年 月 日 時 分 受領 番 氏名			
通告期		疑 発 言 通 告 書	
記入の		出は「予算説明資料の整理番号と質疑要旨」 責は「起債の区分」を記入。	
質疑項		番号 令和 3 年度当初予算	
一般会計		【歳入】	
		P19 一般会計予算（歳入の状況） 19…繰入金（4）大幅増になる理由 22…市債（3）大幅減になる理由	
		【歳出】（整理番号と質疑要旨を記入）	
		○総務文教委員会関係	
		85 目的と事業内容の精査の有無について	
事業の何について、どの数字について知りたいのかを、ポイントを押さえて具体的に記入してください。 複数課・支所にわたる事業の時は項目を明確に！		○福祉環境委員会関係	
		216 新規委託事業の内容と期待する効果	
		○産業建設委員会関係	
○産業建設委員会関係		○産業建設委員会関係	
		356 大幅減額の理由	
特別会計 会計名・整理番号を記入			
企業会計 会計名・項目・整理番号を記入		水道 ・ 国の補助メニューなどの活用検討状況	
企業会計 会計名・項目・整理番号を記入			
令和 3 年 月 日			
番 氏名			
浜田市議会議長 川 神 裕 司 様			

予算審査の参考資料

1. 予算議決権について



地方自治法第 96 条第 1 項第 2 号において、「予算を定めること」は議会の議決事項であり、重要な議会の権限とされています。

予算を伴わない行政執行はほとんどないと言えることから、予算議決権は議会にとって、執行機関の行政執行を拘束し、監視するために有効であり、条例制定権と並ぶ重要な権限です。

2. 一般の予算の内容について

一般の予算（公営企業会計でないもの）は、次の 7 つの事項からなっています。（自治法 215 条）

①歳入歳出予算（自治法 216 条）

一会計年度における一切の収支の見積もり・計画。

※歳入予算はその見積もり額を超えて収入できるが、歳出予算は見積もり額を超えて支出することはできない。

※歳出と歳入は原則として同額でなくてはならない。

★歳入歳出予算の分類

⇒一番大きな区分を款（かん）とし、款の中を項（こう）に、さらに目（もく）、節（せつ）に細分類

款と項は議決の対象 **＝議決科目（予算書に記載）**

目と節は議決の対象外 **＝執行科目（附属資料に記載）**

②継続費（自治法 212 条）

大規模な工事等で二年度年以上にわたって支出をする必要がある場合、あらかじめその経費の総額と年割額（各年度ごとの支出限度額）を事業ごとに定めておくことができる。総額での契約が可能。

※④の債務負担行為で同様の機能を果たせることから、実際にはほとんど利用されていない。

③繰越明許費（自治法 213 条）

事情により年度内に支出が終わらない見込みのある事業について、あらかじめ翌年度に繰り越して使う支出限度額を定めておくことができる。

※年度途中の事情変更によるものなので、通常は補正予算で提案される。

※必要な財源もあわせて繰り越す。

④債務負担行為（自治法 214 条）



翌年度以降の支出を伴う行為を行うため、あらかじめ債務負担の限度額を事項ごとに期間を限定して定めておく制度。

※将来の歳出予算に計上する義務が生ずることから、慎重な運用が必要。

※長期継続契約（自治法 234 条の 3）は、債務負担行為の例外。歳出予算の有無を契約の解除（変更）条件とする。

⑤地方債（自治法 230 条）

自治体は地方債を発行できるが、あらかじめ起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還方法を予算で定めておかなければならない。

※地方債は歳入の不足を補うものであるため、歳入予算にも計上する。

⑥一時借入金（自治法 235 条の 3）

年度内の歳出の一時的な資金不足を補うための借入金。

※歳入歳出の過不足ではないため、歳入予算には計上せず、予算でその借入れの最高額だけを定める。

※その年度の歳入をもって償還しなければならない。

⑦歳出予算の各項の経費の金額の流用（自治法 220 条 2）

歳出予算の区分のうち款と項は議決科目のため相互の流用はできないが、あらかじめ予算で定める事項に関しては例外として同一款内の各項間での流用が認められる。

※項の内訳である目、目の内訳である節は、執行科目であり、議決を要しないので同一項内での流用が可能

3. 予算に関する説明書について

首長が予算を議会に提出するときには、政令（自治令 144 条）で定める「予算に関する説明書」を併せて提出しなければならない、様式についても省令（自治則 15 条の 2）で定めるものを基準とすることになっています。

予算に関する説明書（自治令 144 条）

- ①歳入歳出予算事項別明細書（歳入歳出予算の各項の内容を明らかにしたもの）
- ②給与費明細書
- ③継続費に関する調書
- ④債務負担行為に関する調書
- ⑤地方債に関する調書
- ⑥その他予算の内容を明らかにするため必要な書類



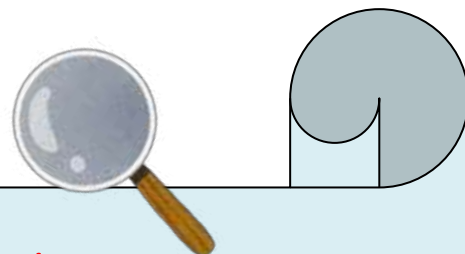
4. 浜田市議会の予算審査の流れ

予算の提出権、提案権は市長専属



5. 議会による予算審査

予算は、直接住民の生活を左右し、その福祉のいかんを決するものであるため、議会はいくまでも住民全体の福祉を念頭におき、1つの施策だけに目を向けるのではなく、広く客観的に住民全体の立場に立った公平な審議を行うことが必要です。



予算審査の着眼点

- ①基本構想、首長のマニフェスト、予算編成の基本方針との整合性がとれているか
 - ・後年度への影響も考え、長期的な観点にたって是非を判断
- ②議会の決算審議、事務事業評価で指摘した事項は取り入れられているか
- ③代表質問、一般質問、採択した請願、陳情は取り入れられているか
 - ・ただし、それらを取り入れたことで他の行政が犠牲になることのないよう、調和と均衡の取れた予算となっているかに留意
- ④行政改革の視点はあるか、あるいはサービス低下につながらないか
 - ・歳出歳入の時系列的変化、単独事業、補助事業の確認、**新規事業、廃止事業の動向、行政の効率化、能率化が図られているか** 等に着目
 - ・**最少の経費で最大の効果を挙げるよう留意されているか**
- ⑤人件費、物件費についての抑制策は取られているか
- ⑥歳入に過大見積もりまたは過少見積もりはないか
- ⑦不要不急の歳出予算が計上されていないか
- ⑧地域的に不均衡なものはないか
- ⑨起債が過大で将来の財政負担に不安を残すことはないか など

参考図書：「図解 よくわかる自治体予算のしくみ」 定野司著（学陽書房）
「図解 地方議会改革 実践のポイント100」 江藤俊昭著（学陽書房）
「議員必携」 全国町村議会議長会編（学陽書房）
「議会人が知っておきたい危機管理術」 大塚康男著（ぎょうせい）

令和 3 年 3 月浜田市議会定例会議 陳情付託先案について

陳情 番号	件 名	意見陳述の 希望	浜田市議会 陳情書取扱 基準該当項目	付託先案 (※付託の場合)
175	懲戒の恣意性を排除することに関する陳情について	あり	・なし ・あり ()	総務文教委員会
176	飲酒同乗の事実の有無の公表を求める陳情について	あり	・なし ・あり ()	総務文教委員会
177	スキー事故の進展の報告を求める陳情について	あり	・なし ・あり ()	総務文教委員会
178	文書管理の厳格化を求める陳情について	あり	・なし ・あり ()	総務文教委員会
179	IC レコーダーに保存されている音声データの取扱いの明確化を求める陳情について	あり	・なし ・あり ()	総務文教委員会
180	スポーツ施設の説明根拠の明確化を求める陳情について	あり	・なし ・あり ()	総務文教委員会
181	市の説明責任と実効性のある対応を求める陳情について	あり	・なし ・あり ()	総務文教委員会
182	SNS の積極的な活用を求める陳情について	あり	・なし ・あり ()	総務文教委員会
183	市民に有効な凍結災害防止対策検討を求める陳情について	あり	・なし ・あり ()	福祉環境委員会
184	豪雨時に水たまりとなる危険箇所の整備を求める陳情について	あり	・なし ・あり ()	産業建設委員会
185	新型コロナウイルスの影響を受ける事業所への支援強化を求める陳情について	あり	・なし ・あり ()	産業建設委員会

陳情 番号	件 名	意見陳述の 希望	浜田市議会 陳情書取扱 基準該当項目	付託先案 (※付託の場合)
186	雇用促進住宅の管理運営方針の公表を求める陳情について	あり	・なし ・あり ()	産業建設委員会
187	海石住宅の家電製品の交換を求める陳情について	あり	・なし ・あり ()	産業建設委員会
188	自殺者が出た市営住宅の契約書の心理的瑕疵項目の記載内容に関する陳情について	あり	・なし ・あり ()	産業建設委員会
189	市営住宅の連帯保証人の取扱いの是正に関する陳情について	あり	・なし ・あり ()	産業建設委員会
190	指定管理者選定における総合振興計画と条例と申請者の考え方に関する陳情について	あり	・なし ・あり ()	産業建設委員会
191	雇用促進住宅の指定管理者選定なしと決定後の進め方に関する陳情について	あり	・なし ・あり ()	産業建設委員会
192	どぶろくの提案の取扱いに関する陳情について	あり	・なし ・あり ()	産業建設委員会
193	陳情の推進に関する陳情について	あり	・なし ・あり ()	議会運営委員会

浜田市議会陳情書取扱基準

(令和元年 12 月 18 日議会運営委員会決定)

(令和 2 年 3 月定例会議から導入)

議長は、陳情書のうち、次のいずれかに該当すると認めるものについては、議会運営委員会の意見を聴いた上で、審査を行わず、全議員にその写しを配付する取扱いとする。この場合において、議長は、その旨を陳情者に通知するものとする。

- (1) 法令等又は公序良俗に反する行為を求めるもの
- (2) 特定の個人の私生活についての秘密が明らかとなるおそれがあるもの
- (3) 特定の個人、団体等の名誉を毀損し、又は信用を失墜させるおそれがあるもの
- (4) 係属中の訴訟又は捜査中の犯罪事件に関するもの
- (5) 市の職員に対する懲戒、分限等の処分を求めるもの
- (6) 市の事務に関係しない事項についての行為を求めるもの
- (7) 私人間で解決すべきもの
- (8) 趣旨、願意等が不明確で判然としないもの
- (9) 採択、不採択等の議決等のあった請願又は陳情と同一の趣旨のもので、その後の状況に特段の変化がないもの
- (10) 前各号に掲げるもののほか、審査を行うことが適当でないもの

陳 情 番 号	175
付託先委員会	
審 査 結 果	

令和3年 2月 12日

浜田市議会議長 様

住 所 浜田市日脚町 184 番地 1

氏 名 森谷公昭



懲戒の恣意性を排除すること に関する陳情 について

- 1 陳情の趣旨（陳情により市の行政等に求めることを簡潔に記入してください。）

別紙

- 2 陳情の理由・背景

（趣旨に記載した事項を要望するに至った理由などを簡潔に記入してください。）

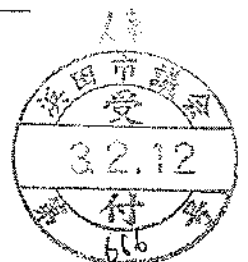
欄が足りない場合は、別紙・次葉をつけて頂いたもかまいません。）

別紙

- 3 意見陳述の希望 ☒ 有 ☐ 無 （○をつけてください）

（「陳述に関する確認事項」に違反した場合は、

委員長の判断で「陳述中止」になることがあります。）



要旨

懲戒の恣意性を排除

内容

県教委、県人事、市教委、市人事等に確認したが、

「処分の可能性がある退職願が出た場合は、処分が決まるまで預かり、処分と同日付で受理し退職する」ことになるとの回答を得た。

処分の可能性のある退職届が「預かりになる」「預かりにならない」というように、恣意性が働くことないように出来てい^ろのか？

**公文書部分開示決定通知書の送付について（令和2年12月23日開示請求分）**

1 件のメッセージ

学校教育課 <gakkou@city.hamada.lg.jp>

2020年12月28日 19:52

To: 森谷元市議 <moritani@iwami.or.jp>

森谷 公昭 様

お世話になります。

令和2年12月23日付であった公文書開示請求
について、別紙のとおり「公文書部分開示決定通知書」
を送付します。

【通知文書】

- ・ 公文書部分開示決定通知書（令和2年12月28日付）
- ・ 開示文書
 - 教職員の懲戒処分等の状況（平成28年度～令和2年度）
 - 浜田市教育委員会に属する県費負担教職員の訓告等取扱規程
 - （島根県）教職員の懲戒処分及び公表の指針

なお、処分の流れに関する文書として、別添の文書も開示しておりますが、
本メールにてご説明します。

（県の懲戒処分の場合）

事案発生→当事者が学校長へ報告→学校長が市教委へ報告
→市教委から県教委へ報告
→県教委から市教委へ通知
→県教委が当事者を処分（懲戒処分）

（懲戒処分に関する市の訓告等の場合）

→市教委から県教委へ報告
→県教委から市教委へ通知
→市教委が当事者を服務指導（訓告等）
→市教委から県教委へ報告

※このほか、県教委を経ずに市教委の判断で服務指導をすることがあります。

県教委・市教委の処分前・処分後に退職した事例はありません。
懲戒免職の2件については、処分と同時に身分を失います。

以上、よろしくお願い致します。

.。°.。°.。°.。°.。°.。°.。°.。°.。°.。.。*.。*.。*.。*.。*.。*.。*.。*.。*.。*.。*.。*

浜田市教育委員会学校教育課

学校教育課長 市原 隆志

〒697-8501 島根県浜田市殿町1番地

TEL

学事保健係 0855-25-9710 (直通)

指導相談係 0855-25-9711 (直通)

FAX 0855-22-5090

2021/2/5

E-MAIL gakkou@city.hamada.lg.jp

*. . . *. . . *. . . *. . . *. . . *. . . *. . . *

添付ファイル 4 件

-  **(島根県) 教職員の懲戒処分及び公表の指針.pdf**
1294K
-  **浜田市教育委員会に属する県費負担教職員の訓告等取扱規程.pdf**
40K
-  **公文書部分開示決定通知書.pdf**
557K
-  **教職員の懲戒処分等の状況（平成28年度～令和2年度）.pdf**
22K

2

教職員の懲戒処分及び公表の指針

【最終改正：平成19年12月20日】

この指針は、教職員が違法行為や全体の奉仕者としてふさわしくない非行等（以下「非違行為」という。）を行った場合の標準的な懲戒処分の基準及び懲戒処分を行った場合の公表の基準を明確にすることにより教育行政の透明性を高め、もって教職員の非違行為の防止・抑制を図ることを目的とする。

第1 基本事項

本指針は、代表的な事例を選び、それぞれにおける標準的な処分量定を掲げたものである。

具体的な量定の決定に当たっては、

1. 非違行為の動機、態様及び結果はどのようなものであったか
2. 故意又は過失の度合いはどの程度であったか
3. 非違行為を行った教職員の職責はどのようなものであったか、また、その職責は非違行為との関係でどのように評価すべきか
4. 児童生徒、保護者、他の教職員及び社会に与える影響はどのようなものであるか
5. 過去に非違行為を行っているか

などのほか、適宜、平素の勤務態度や非違行為後の対応等も含め総合的に考慮の上、判断するものとする。

したがって、個別の事案の内容によっては、標準例に掲げる量定以外とすることもあり得る。

なお、標準例に掲げられていない非違行為についても、懲戒処分の対象となり得るものであり、これらについては標準例に掲げる取扱いを参考としつつ判断するものとする。

第2 標準例及び公表基準

懲戒処分の基準（標準例）及び公表基準は、次のとおりである。

※教職員とは、市町村立小中学校の県費負担教職員及び県立学校の教育職員をいうものとする。

悪質な交通違反及び重大な交通事故に係る懲戒処分の基準（標準例）

1. 標準的な処分量定

違反及び事故の態様		基準
飲酒運転を行った場合		
1	酒酔い運転をした教職員	免職
2	酒気帯び運転で人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた教職員	免職
3	酒気帯び運転で人に傷害を負わせた教職員	免職又は停職
4	3で事故後の救護を怠る等の措置義務違反をした教職員	免職
5	酒気帯び運転をした教職員	免職又は停職
6	5で物の損壊に係る交通事故を起こした教職員	免職又は停職
飲酒運転を助した場合		
7	飲酒運転をするおそれがある者に対し、車両を提供し、提供を受けた者が飲酒運転を行った場合	免職又は停職
8	飲酒運転をするおそれがある者に対し、酒類を提供し、提供を受けた者が飲酒運転を行った場合	免職、停職又は減給
9	車両の運転者が酒気を帯びていることを知りながら、飲酒運転をしている車両に同乗した場合	免職、停職又は減給
飲酒運転以外の場合		
10	飲酒運転以外で人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた教職員	免職、停職、減給又は戒告
11	飲酒運転以外で人に傷害を負わせた教職員	免職、停職、減給又は戒告
12	10及び11で事故後の救護を怠る等の措置義務違反をした教職員	免職又は停職
13	著しい速度違反(50km以上)、無免許運転等の悪質な交通違反をした教職員	免職、停職又は減給
14	13で物の損壊に係る交通事故を起こした教職員	免職又は停職

4

わいせつ行為等に係る懲戒処分の基準（標準例）

1. 標準的な処分量定

行 為 等 の 態 様		基 準
児童生徒に対するわいせつ行為等		
1	わいせつな行為をした教職員	免職
2	セクシュアル・ハラスメントを繰り返し行った教職員	免職、停職又は減給
3	セクシュアル・ハラスメントを行った教職員	停職、減給又は戒告
児童生徒以外の者に対するわいせつ行為等		
4	暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び、若しくはわいせつな行為をした教職員	免職
5	上記の4を除くわいせつな行為をした教職員	免職、停職又は減給
6	セクシュアル・ハラスメントを繰り返し行った教職員	停職又は減給
7	セクシュアル・ハラスメントを行った教職員	減給又は戒告

2. わいせつ行為等の定義

「わいせつ行為等」とは、わいせつ行為及びセクシュアル・ハラスメントをいう。

- ①「わいせつ行為」とは、強姦、強制わいせつ（13歳以上の者への暴行・脅迫によるわいせつ行為及び13歳未満の者へのわいせつ行為）、公然わいせつ、わいせつ物頒布等、売春、痴漢、のぞき、陰部等の露出、不適切な裸体・下着姿等の撮影（隠し撮り等を含む。）、わいせつ目的をもって体に触ること、性的嫌がらせ等をいう。
- ②「セクシュアル・ハラスメント」とは、児童生徒、同僚教職員等の者を不快にさせる性的な言動等をいう。

5

体罰に係る懲戒処分の基準（標準例）

1. 標準的な処分量定

	行 為 等 の 態 様	基 準
1	体罰を加えたことにより、児童生徒を死亡させ、又は児童生徒に重大な後遺症が残る負傷を与える行為をした教職員	免職
2	体罰を加えたことにより、児童生徒に ①治療期間が概ね30日以上を負傷又は後遺症が残る負傷を与える行為をした教職員	免職又は停職
	②治療期間が概ね15日以上30日未満の負傷を与える行為をした教職員	停職又は減給
	③治療期間が概ね15日未満の負傷を与える行為をした教職員	減給又は戒告

6

不適切な勤務に係る懲戒処分の基準（標準例）

1. 標準的な処分量定

行 為 等 の 態 様		基 準
一般服務関係		
1	欠勤 ① 正当な理由なく10日以内の間、勤務を欠いた教職員 ② 正当な理由なく11日以上20日以内の間、勤務を欠いた教職員 ③ 正当な理由なく21日以上の間、勤務を欠いた教職員	減給又は戒告 停職又は減給 免職又は停職
2	遅刻、早退 正当な理由なく勤務時間の始め又は終わりに繰り返し勤務を欠いた教職員は、当該遅刻又は早退により勤務を欠いた時間数を日数換算の上、1の欠勤の例による。	免職、停職、減給又は戒告
3	休暇の虚偽請求、勤務態度不良、虚偽報告、営利企業等従事 ① 私傷病休暇、特別休暇、介護休暇等について虚偽の請求をした教職員 ② 勤務時間中に職場を離脱して職務を怠り、公務の運営に支障を生じさせた教職員 ③ 事実をねつ造して虚偽の報告を行った教職員 ④ 許可なく営利企業等に従事した教職員	減給又は戒告 減給又は戒告 減給又は戒告 減給又は戒告
4	職場内秩序びん乱 ① 上司等に対する暴行により職場の秩序を乱した教職員 ② 上司等に対する暴言により職場の秩序を乱した教職員	停職又は減給 減給又は戒告
5	違法な職員団体活動 ① 地方公務員法第37条第1項前段の規定に違反して同盟罷業、怠業その他の争議行為をなし、又は県（市町村）の機関の活動能率を低下させる怠業的行為をした教職員 ② 地方公務員法第37条第1項後段の規定に違反して同項前段に規定する違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおった教職員	減給又は戒告 免職又は停職
6	秘密漏えい 職務上知ることのできた秘密を漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた教職員	免職又は停職
7	政治的行為の制限違反 ① 地方公務員法第36条第1項又は第2項の規定に違反して政治的行為をした教職員 ② 地方公務員法第36条第3項の規定に違反して政治的行為を行うよう職員に求める等の行為をした教職員 ③ 公職選挙法第136条の2の規定に違反して公務員の地	減給又は戒告 停職又は減給 免職又は停職

	位を利用して選挙運動をした教職員	
8	公務員倫理違反 ① 賄賂を収受した教職員 ② 利害関係のある事業者等から供応接待を受けた教職員 ③ 利害関係のある事業者等と共に飲食し、遊戯をし、ゴルフをし、又は旅行をした教職員	免職又は停職 停職、減給又は戒告 戒告
9	内部通報 ① 非違行為の事実を内部機関に通報した教職員を詮索し、又はこれに不利益を及ぼし、若しくは及ぼそうとした教職員 ② 事実をねつ造して非違行為を内部機関に通報した教職員	停職又は減給 減給又は戒告
	公金等取り扱い関係	
1	横領、窃取等 公金等の横領、窃取等の行為をした教職員	免職
2	紛失、盗難、出火等 ① 公金等を紛失した教職員 ② 重大な過失により公金等の盗難に遭った教職員 ③ 過失により職場において出火等を引き起こした教職員	減給又は戒告 減給又は戒告 減給又は戒告
3	県（市町村）の財産の損壊 故意又は重大な過失により職場において県（市町村）の財産を損壊した教職員	減給又は戒告
4	公金等の不適正処理 公金等の不適正な処理をした教職員	減給又は戒告

8

私的な非行に係る懲戒処分の基準（標準例）

1. 標準的な処分量定

	行 為 等 の 態 様	基 準
1	放火、殺人、強盗、麻薬・覚醒剤等の所持又は使用 ① 放火又は殺人を犯した教職員 ② 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した教職員 ③ 麻薬・覚醒剤等を所持し、又は使用した教職員	免職 免職 免職
2	横領、窃盗、詐欺、恐喝 ① 自己の占有する他人の財物を横領した教職員 ② 他人の財物を窃取した教職員 ③ 人を欺いて財物を交付させ、又は人を恐喝して財物を交付させた教職員	免職 免職 免職
3	暴行、傷害、器物損壊 ① 暴行を加え、又はけんかをしたことにより人に傷害を負わせた教職員 ② 暴行を加え、又はけんかをし、人に傷害を負わせるに至らなかった教職員 ③ 故意に他人の器物を損壊した教職員	免職、停職又は減給 減給又は戒告 減給又は戒告
4	賭博 ① 常習として賭博をした教職員 ② 賭博をした教職員	停職 減給又は戒告
5	酩酊による粗野な言動等 酩酊して、公共の場所や乗物において、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野又は乱暴な言動をした教職員	減給又は戒告
6	条例違反 島根県青少年の健全な育成に関する条例、公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例などの条例に違反した教職員	免職、停職、減給又は戒告

監督責任に係る懲戒処分の基準（標準例）

1. 標準的な処分量定

（1）指導監督不適正

部下教職員が懲戒処分を受けた場合で、管理監督者としての指導監督に著しく適正を欠いていた教職員は、減給又は戒告とする。

（2）非行の隠ぺい・黙認

部下教職員の非違行為を知得したにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は黙認した教職員は、停職又は減給とする。

10

浜田市教育委員会に属する県費負担教職員の訓告等取扱規程

平成 31 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、浜田市教育委員会に属する県費負担教職員（以下「教職員」という。）に非違行為があった場合において、当該非違行為が懲戒処分（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 29 条に規定する懲戒処分をいう。以下同じ。）を行うまでには至らないが、当該教職員にその責任を自覚させ、今後の職務履行の改善向上を図るため必要があると認められるときに浜田市教育委員会が、監督上の措置として行う文書訓告、口頭訓告又は嚴重注意（以下「訓告等」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(訓告等)

第 2 条 文書訓告は、教職員の非違行為の程度が懲戒処分を行うまでには至らないが、比較的重たいと認められる場合に行うものとする。

2 口頭訓告は、教職員の非違行為の程度が前項に規定する文書訓告を行うまでには至らないと認められる場合に行うものとする。

3 嚴重注意は、教職員の非違行為の程度が前項に規定する口頭訓告を行うまでには至らないと認められる場合に行うものとする。

(訓告等の決定)

第 3 条 訓告等を行うにあたっては、島根県教育委員会が定める教職員の懲戒処分及び公表の指針に基づき、当該非違行為の状況、影響等を考慮し、浜田市教育委員会に諮り、決定する。

(訓告等の方法)

第 4 条 文書訓告は、当該教職員に対し、訓告書（様式第 1 号）を交付して行うものとする。

2 口頭訓告は、当該教職員に対し、口頭により行うものとする。

3 嚴重注意は、当該教職員に対し、嚴重注意書（様式第 2 号）を交付して行うものとする。ただし、特段の事情がある場合には、口頭により行うことができるものとする。

(訓告等記録簿)

第 5 条 訓告等を行ったときは、訓告等記録簿（様式第 3 号）に必要な事項を記録して管理するものとする。

(その他)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

教職員の懲戒処分等の状況（平成28年度～令和2年度）

（単位：人）

区分	年度	懲戒処分					訓告等				合計
		免職	停職	減給	戒告	小計	文書	口頭	嚴重 注意	小計	
交通違反・ 交通事故	令和2年度	0	0	0	0	0	0	1	1	2	2
	令和元年度	0	0	0	0	0	2	1	0	3	3
	平成30年度	1	0	0	0	1	2	1	0	3	4
	平成29年度	1	0	0	0	1	2	1	0	3	4
	平成28年度	0	0	0	0	0	1	1	1	3	3
体罰	令和2年度					0				0	0
	令和元年度			該当なし						0	0
	平成30年度									0	0
	平成29年度									0	0
	平成28年度					0				0	0
わいせつ 行為等	令和2年度					0				0	0
	令和元年度			該当なし						0	0
	平成30年度									0	0
	平成29年度									0	0
	平成28年度					0				0	0
個人情報の 不適切な 取扱い	令和2年度					0				0	0
	令和元年度			該当なし						0	0
	平成30年度									0	0
	平成29年度									0	0
	平成28年度					0			13	0	0
その他	令和2年度					0				0	0
	令和元年度			該当なし						0	0
	平成30年度									0	0
	平成29年度									0	0
	平成28年度					0				0	0
合 計	R 2	0	0	0	0	0	0	1	1	2	2
	R元	0	0	0	0	0	2	1	0	3	3
	H30	1	0	0	0	1	2	1	0	3	4
	H29	1	0	0	0	1	2	1	0	3	4
	H28	0	0	0	0	0	1	1	1	3	3

教職員の懲戒処分等の状況（平成28年度～令和2年度）

（単位：人）

区分	年度	懲戒処分					訓告等				合計
		免職	停職	減給	戒告	小計	文書	口頭	嚴重 注意	小計	
交通違反・ 交通事故	令和2年度	0	0	0	0	0	0	1	1	2	2
	令和元年度	0	0	0	0	0	2	1	0	3	3
	平成30年度	1	0	0	0	1	2	1	0	3	4
	平成29年度	1	0	0	0	1	2	1	0	3	4
	平成28年度	0	0	0	0	0	1	1	1	3	3
体罰	令和2年度					0				0	0
	令和元年度			該当なし						0	0
	平成30年度			該当なし						0	0
	平成29年度			該当なし						0	0
	平成28年度			該当なし						0	0
わいせつ 行為等	令和2年度					0				0	0
	令和元年度			該当なし						0	0
	平成30年度			該当なし						0	0
	平成29年度			該当なし						0	0
	平成28年度			該当なし						0	0
個人情報の 不適切な 取扱い	令和2年度					0				0	0
	令和元年度			該当なし						0	0
	平成30年度			該当なし						0	0
	平成29年度			該当なし						0	0
	平成28年度			該当なし						0	0
その他	令和2年度					0				0	0
	令和元年度			該当なし						0	0
	平成30年度			該当なし						0	0
	平成29年度			該当なし						0	0
	平成28年度			該当なし						0	0
合 計	R 2	0	0	0	0	0	0	1	1	2	2
	R元	0	0	0	0	0	2	1	0	3	3
	H30	1	0	0	0	1	2	1	0	3	4
	H29	1	0	0	0	1	2	1	0	3	4
	H28	0	0	0	0	0	1	1	1	3	3

県立学校教育職員懲戒処分一覧

年度	処分年月日	処分対象事故	職名	氏名	年齢	所属	処分	発生年月日
28	28.12.22	わいせつ					免職	28.11.8
29	29.12.14	わいせつ(盗撮)					停職6月	29.8.9
30	30.11.30	わいせつな行為(盗撮)及び 盗撮目的の建造物侵入					免職	30.8.17及び 27.12.2
R1	R1.6.11	住居侵入未遂					停職1月	R1.5.16

公文書部分公開決定通知書

指令島教企第1038号
令和3年1月15日

森谷 公昭 様

島根県教育委員会

令和2年12月23日付けで請求のあった公文書の公開については、島根県情報公開条例
第11条第1項の規定により、次のとおり公開することを決定しました。

公文書の件名	教職員のみいせつけいふを含む職務違反について、2016年1月1日から2020年12月23日の間に処分したもので、処分と同日付で教職員が退職した平案の隠蔽処分一覧
公開の日時	浜田地区県政情報コーナーからご連絡します。
公開の場所	浜田地区県政情報コーナー（浜田合同庁舎1階） 電話番号（0855）29-5505
公開しない部分及びその理由	別紙のとおり
担当課等	島根県教育庁学校企画課（企画人事スタッフ） 電話番号（0852）22-5422
備考	

注意事項

- 公文書の公開を受ける際は、この通知書を係員に提示してください。
- 指定された日時又は場所について都合が悪い場合は、あらかじめ担当課に連絡してください。
- この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、（島根県教育委員会）に対して審査請求をすることができます。
- この決定の取消しの訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、島根県を被告として（訴状において島根県を代表する者は、島根県教育委員会となります。）、提起することができます。なお、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、審査請求をすることや決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別紙「公開しない部分及びその理由」

文書の件名	公開しない部分	理 由
(1) 小・中・義務教育学校教職 員選考選考一覽	・職名 ・校種 ・氏名 ・性別 ・年齢 ・交付員 職別、内訳	・個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの。(条例「条第2号」に該当)
(2) 県立学校教員職員選考選考一覽	・職名 ・氏名 ・年齢 ・所属	・特定の個人を識別することはないが、公開することによりなお特定の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。(条例第7条第2号に該当) ・個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの。(条例「条第2号」に該当)

5

退職申出一覧

令和2年度

申出日	退職日	人数
R2.5.18	未	1
R2.6.2	未	1
R2.6.8	未	1
R2.6.16	未	2
R2.6.17	R2.9.30	1
R2.6.18	未	1
R2.6.19	R2.12.31	1
	未	1
R2.7.9	未	1
R2.7.10	R2.7.31	1
R2.9.14	未	1
R2.9.16	R2.12.31	1
R3.1.22	未	1
総計		14

M

M

退職申出一覧

平成30年度

申出日	退職日	集計
H30.5.21	H31.3.31	1
H30.5.23	H31.3.31	1
H30.5.28	H31.3.31	1
H30.6.4	H31.3.31	1
H30.6.6	H31.3.31	1
H30.6.11	H31.3.31	1
H30.6.17	H31.3.31	1
H30.6.18	H31.3.31	1
H30.6.19	H31.3.31	1
H30.6.20	H31.3.31	1
H30.6.25	H31.3.31	1
H30.10.10	H30.12.31	1
H30.12.17	H30.12.31	1
H30.12.20	H31.3.31	1
H31.1.23	H31.3.31	1
H31.2.21	H31.3.31	1
総計		16

K
M 108

19

人

陳 情 番 号	176
付託先委員会	
審 査 結 果	

令和3年 2月12日

浜田市議会議長 様

住 所 浜田市日脚町184番地1

氏 名 森谷公昭



飲酒同乗の事実の有無の公表 ^を求める ~~に~~ 陳情 について

- 1 陳情の趣旨（陳情により市の行政等に求めることを簡潔に記入してください。）

別紙

- 2 陳情の理由・背景

（趣旨に記載した事項を要望するに至った理由などを簡潔に記入してください。）

欄が足りない場合は、別紙・次葉をつけて頂いたもかまいません。）

別紙



- 3 意見陳述の希望 ☒ 有 ☐ 無 （○をつけてください）

（「陳述に関する確認事項」に違反した場合は、

委員長の判断で「陳述中止」になることがあります。）

要旨

飲酒同乗の事実だけ明らかに

内容

平成 30 年 12 月 11 日頃飲酒同乗で検挙された職員がいる。

名前は求めないが、そういう事実があったかなかったかを明らかにしてほしい。

何なら、非公開で委員会を進めてもらっても良い。

新町の食堂で飲み、深夜に友人の家に行き未明に家に送ってもらう途中の栄町ローソンにて警察に検挙されたものである。

令和 2 年 6 月に消防の職員は酒気帯び運転で 5 カ月の停職処分を受けながら、その職員は処分が無かったとも聞いている。

事実の有無だけでも明らかにしてほしい。

事実であるなら、以後、公平な処分が行われるよう望みます。

陳 情 番 号	177
付託先委員会	
審 査 結 果	

令和3年 2月12日

浜田市議会議員 様

住 所 浜田市日脚町184番地1
氏 名 森谷公昭



スギ事故の進展の報告と求める ~~についての~~ 陳情について

- 1 陳情の趣旨（陳情により市の行政等に求めることを簡潔に記入してください。）

別紙

- 2 陳情の理由・背景

（趣旨に記載した事項を要望するに至った理由などを簡潔に記入してください。）

欄が足りない場合は、別紙・次葉をつけて頂いたもかまいません。）

別紙

21
20



- 3 意見陳述の希望 ☒ 有 ☐ 無 （○をつけてください）

（「陳述に関する確認事項」に違反した場合は、
委員長の判断で「陳述中止」になることがあります。）

要旨

スキー事故

内容

スキー事故の進展具合はどうか？

事故から3年経つ。

なぜこのように長引いているのか？

陳 情 番 号	178
付託先委員会	
審 査 結 果	

令和3年 2月12日

浜田市議会議長 様

住 所 浜田市日脚町184番地1

氏 名 森谷公昭



文書管理の厳格化を求める ~~についての~~陳情について

- 1 陳情の趣旨（陳情により市の行政等に求めることを簡潔に記入してください。）

別紙

- 2 陳情の理由・背景

（趣旨に記載した事項を要望するに至った理由などを簡潔に記入してください。）

欄が足りない場合は、別紙・次葉をつけて頂いたもかまいません。）

別紙



- 3 意見陳述の希望 ☒ 有 ☐ 無 （○をつけてください）

（「陳述に関する確認事項」に違反した場合は、

委員長の判断で「陳述中止」になることがあります。）

要旨

文書管理を厳格に

内容

農業委員会では、保存書類のファイルリストが作成されていないため、書類が有るか無いかわからない場合が起こる。

「ないので処分しているだろう？」とか「処分する際に必要な決済^{けっし}の書類は無いが、見つからないから処分してあるだろう」などという回答があった。

浜田市では、書類の保存、処分についてもっと厳格に対応して欲しい。

保存期間の定めは、「経過したら処分せよ」ということではないので、データ化されているものは、場所をとらないため長期保存しても良いのではなかろうか？

陳 情 番 号	179
付託先委員会	
審 査 結 果	

令和3年 2月12日

浜田市議会議員 様

住 所 浜田市日脚町184番地1

氏 名 森谷公昭



ICレコーダーに保存されている

音声データの取扱いの明確化を求める ~~について~~ 陳情について

- 1 陳情の趣旨（陳情により市の行政等に求めることを簡潔に記入してください。）

別紙

- 2 陳情の理由・背景

（趣旨に記載した事項を要望するに至った理由などを簡潔に記入してください。）

欄が足りない場合は、別紙・次葉をつけて頂いたかまいません。）

別紙



- 3 意見陳述の希望 ☒ 有 ☐ 無 （○をつけてください）

（「陳述に関する確認事項」に違反した場合は、

委員長の判断で「陳述中止」になることがあります。）

要旨

公文書について

内容

カウンターで市役所の IC レコーダーに録音されたデータは公文書に該当するのか？

開示請求の対象になるのか？

陳 情 番 号	180
付託先委員会	
審 査 結 果	

令和3年 2月12日

浜田市議会議長 様

住 所 浜田市日脚町184番地1
氏 名 森谷公昭 印



スポーツ施設の説明根拠の明確化を求める陳情について

- 1 陳情の趣旨（陳情により市の行政等に求めることを簡潔に記入してください。）

別紙

- 2 陳情の理由・背景

（趣旨に記載した事項を要望するに至った理由などを簡潔に記入してください。）

欄が足りない場合は、別紙・次葉をつけて頂いたもかまいません。）

別紙



- 3 意見陳述の希望 ☒ 有 ☐ 無 （○をつけてください）

（「陳述に関する確認事項」に違反した場合は、
委員長の判断で「陳述中止」になることがあります。）

要旨

スポーツ施設の説明根拠があいまい

内容

スケート場の集計の数字が独り歩きしている。

推測であるにもかかわらず、一桁まで出しているのは誤解を招く。

平成 29 年 合計 9355 人 市外 5694 人 市内 3661 人

平成 30 年 合計 7594 人 市外 4711 人 市内 2883 人

仮定で スケート 市外 60% 市内 40%

カーリング 市外 80% 市内 20%

仮定が入っているならその旨を注記すべきではないか？

また、^{再考}倍増すればスケート場廃止を再考するような説明があったが、倍増と~~最高~~の因果関係の説明
の必要があるのではないか？

収支の問題ならば、^{考え方}陸上競技場、野球場も収支により同様の~~間が~~増をするのか？

修正前

施設 種別	No.	自治区	施設名	施設区分		【参考】 本計画期間内の状況：20年後 (R2 (2020) ~R21 (2030) 年度) ・寄附計画※1 ・公共施設再 配置方針※2
				拠点 施設	その他 施設 区分	
多目的 広場 (4)	11	旭	浜田市東公園 市民 体育館	○	現状活用 地域の拠点として、休日・夕方の利用が多いこと から、計画的な整備を行い活用する。	・寄附計画B ・複合施設
	12	三隅	浜田市三隅中央公 館	○	現状活用 年間を通じて健康や生きがいづくりをはじめ各種 会議・研修会やスポーツ大会、イベント等に利用さ れている。また、冷暖房設備を完備し、遊戯所とし て地域において重要な施設であるため、計画的な整 備を行い活用する。	・寄附計画外 ・複合施設
	13	三隅	浜田市見良スポ ーツセンター	○	用途変更 総合型地域スポーツクラブや地域の少年団活動、 各種サークル活動の場として利用されているが、耐 用年数超過後、体育館は廃止とし、現状の集会所の 部分については活用を図る。	・寄附計画D ・複合施設
	14	三隅	浜田市三隅R&G海 浜センター 体育館	○	現状活用 (遊泳スポーツ施設)【拠点】 総合型地域スポーツクラブや海洋スポーツの拠点 施設としての利用があるため、計画的な整備を行い 活用する。	・寄附計画B ・複合施設、単独 施設
テニス 場 (4)	15	浜田	浜田市東公園 浜田 市庭球場	○	現状活用 市中心部に立地し利便性に優れ、小・中学生、高 齢者の利用が多い。土ほりや駐車場不足等の問題 から駐車場への用途変更の要望もあるが、大会開催 や利用状況を踏まえ、代普通を維持する必要性が あり、当分の間は現状活用とする。	・寄附計画C ・複合施設
	16	金城	浜田市金城総合運動 公園 多目的コート	○	現状活用 砂入り人工芝コートで土日を中心に高年生の部活 動及び一般利用も多くあるため、必要に応じコート 面を改修し活用を図る。	・寄附計画D ・複合施設
	17	旭	浜田市東公園 テニ ス場	○	用途変更：有効利用検討 (テニス場の用途廃止) 砂入り人工芝コートで、土日を中心に一般利用が あるものの、利用率は低い。ため、用途変更し有効活 用を図る。	・寄附計画D ・複合施設
	18	三隅	浜田市三隅中央公園 市民テニス場	○	現状活用 砂入り人工芝コートで土日を中心に高年生の部活 動及び一般利用も多くあるため、必要に応じコート 面を改修し活用を図る。	・寄附計画B ・複合施設
多目的 広場 (6)	19	浜田	浜田市東公園 ふれ あい広場	○	用途変更：一部駐車場 生涯スポーツの場として幅広い年齢層からの利用 がある。東公園の機能的な駐車場不足解消のため一 部を駐車場として整備する。	・寄附計画B ・複合施設 (建物なし)
	20	金城	浜田市金城総合運動 公園 多目的広場	○	現状維持 野球、グラウンドゴルフ、陸上競技等の多目的で 利用されていることから、現状活用する。	・寄附計画B ・複合施設
	21	金城	浜田山村広場	○	地元譲渡・買付 地蔵的な利用に限られている状況から、地元管理 とし、活用を図る。 なお、地元管理においてもヘリポート機能は維持 するよう地元と協議する。	・寄附計画D ・複合施設 (建物なし)
	22	新栄	浜田市新栄運動広場	○	現状維持 地域の拠点として、グラウンドゴルフ、野球での 利用があることから、現状活用する。	・寄附計画C ・複合施設
23	三隅	浜田市三隅中央公園 多目的広場	○	現状維持 グラウンドゴルフやゲートボール等のスポーツ利 用のほか、三隅中央公園内での大規模イベントの際 の臨時駐車場での利用もあることから、維持・整備 する。	・寄附計画B ・複合施設	

修正後 (案)

施設 種別	地 区	自治体	施設名	施設区分 市県 施設 区分 その他 施設	施設区分	【参 考】 ・寄附計画※1 ・公共施設再 配置方針※2
多目的 広場 (6)	11	旭	浜田市旭公園 体育館	市民 体育館	○	・寄附計画B ・統廃合
	12	三隅	浜田市三隅中央会館		○	・寄附計画B ・統廃合
	13	三隅	浜田市見良スポーツ センター		○	・寄附計画B ・統廃合
	14	三隅	浜田市三隅R&G海 浜センター 体育館		○	・寄附計画B ・統廃合
テニス 場 (4)	15	浜田	浜田市東公園 浜田市庭球場		○	・寄附計画B ・統廃合
	16	金城	浜田市金城総合運動 公園 多目的コート		○	・寄附計画B ・統廃合
	17	旭	浜田市旭公園 テニ ス場		○	・寄附計画B ・統廃合
	18	三隅	浜田市三隅中央公園 市民テニス場		○	・寄附計画B ・統廃合
多目的 広場 (6)	19	浜田	浜田市東公園 ふれ あい広場		○	・寄附計画B ・統廃合
	20	金城	浜田市金城総合運動 公園 多目的広場		○	・寄附計画B ・統廃合
	21	金城	浜田山村広場		○	・寄附計画B ・統廃合
	22	新栄	浜田市新栄運動広場		○	・寄附計画B ・統廃合
23	三隅	浜田市三隅中央公園 多目的広場		○	○	・寄附計画B ・統廃合

修正前

施設 種別	地 区	自治 区	施設名	施設区分		【参 考】 ・体育関係 ・公共施設再 配置方針第2
				拠点 施設	その他に 区分	
	24	三隅	浜田市市田の浦公園 青少年体育広場ソフト ボール場	○		【参 考】 ・体育関係 ・公共施設再 配置方針第2 ・客中評価C ・統廃合
	25	浜田	浜田市東公園 市民体育広場	○		【参 考】 ・体育関係 ・統廃合
水泳プ ール (8)	26	旭	浜田市東公園 水泳 プール	○		【参 考】 ・客中評価B ・統廃合
	27	三隅	浜田市三隅中央公園 屋内プール・多目的 運動場	○		【参 考】 ・客中評価A ・統廃合
サッカ ー場 (1)	28	浜田	サン・ビレッジ浜田 スポーツ広場	○		【参 考】 ・客中評価A ・統廃合 (建物なし)
フット サル場 (2)	29	浜田	サン・ビレッジ浜田 スポーツ広場	○		【参 考】 ・客中評価B ・統廃合 (建物なし)
	30	新栄	浜田市フットサルや さか競技場	○		【参 考】 ・客中評価B ・中級者専用
アイス スケー ト場 (1)	31	浜田	サン・ビレッジ浜田 アイススケート場	○		【参 考】 ・客中評価C ・中級者専用 ・施設維持費 増大のため、2025年度に 廃止を予定している。
グラウ ンドゴ ルフ場 (8)	32	金城	浜田市今福スポーツ 広場 グラウンドゴ ルフ場	○		【参 考】 ・客中評価B ・統廃合
ゲー ートボ ール場 (3)	33	金城	浜田市今福スポーツ 広場 ゲートボール 場	○		【参 考】 ・客中評価D ・統廃合 (建物なし)
	34	旭	浜田市八戸川農村公 園 グラウンドゴルフ 場 ゲートボール場	○		【参 考】 ・客中評価D ・統廃合 (建物なし)
複合運 転場 (1)	35	浜田	ラ・ペアーレ浜田	○		【参 考】 ・客中評価外 ・統廃合

修正後 (案)

施設 種別	地 区	自治 区	施設名	施設区分		【参 考】 ・体育関係 ・公共施設再 配置方針第2
				拠点 施設	その他に 区分	
	24	三隅	浜田市市田の浦公園 青少年体育広場ソフト ボール場	○		【参 考】 ・体育関係 ・公共施設再 配置方針第2 ・客中評価C ・統廃合
	25	浜田	浜田市東公園 市民体育広場	○		【参 考】 ・体育関係 ・統廃合
水泳プ ール (8)	26	旭	浜田市東公園 水泳 プール	○		【参 考】 ・客中評価B ・統廃合
	27	三隅	浜田市三隅中央公園 屋内プール・多目的 運動場	○		【参 考】 ・客中評価A ・統廃合
サッカ ー場 (1)	28	浜田	サン・ビレッジ浜田 スポーツ広場	○		【参 考】 ・客中評価A ・統廃合 (建物なし)
フット サル場 (2)	29	浜田	サン・ビレッジ浜田 スポーツ広場	○		【参 考】 ・客中評価B ・統廃合 (建物なし)
	30	新栄	浜田市フットサルや さか競技場	○		【参 考】 ・客中評価B ・中級者専用
アイス スケー ト場 (1)	31	浜田	サン・ビレッジ浜田 アイススケート場	○		【参 考】 ・客中評価C ・施設維持費 増大のため、2025年度に 廃止を予定している。
グラウ ンドゴ ルフ場 (8)	32	金城	浜田市今福スポーツ 広場 グラウンドゴ ルフ場	○		【参 考】 ・客中評価B ・統廃合
ゲー ートボ ール場 (3)	33	金城	浜田市今福スポーツ 広場 ゲートボール 場	○		【参 考】 ・客中評価D ・統廃合 (建物なし)
	34	旭	浜田市八戸川農村公 園 グラウンドゴルフ 場 ゲートボール場	○		【参 考】 ・客中評価D ・統廃合 (建物なし)
複合運 転場 (1)	35	浜田	ラ・ペアーレ浜田	○		【参 考】 ・客中評価外 ・統廃合

修正前

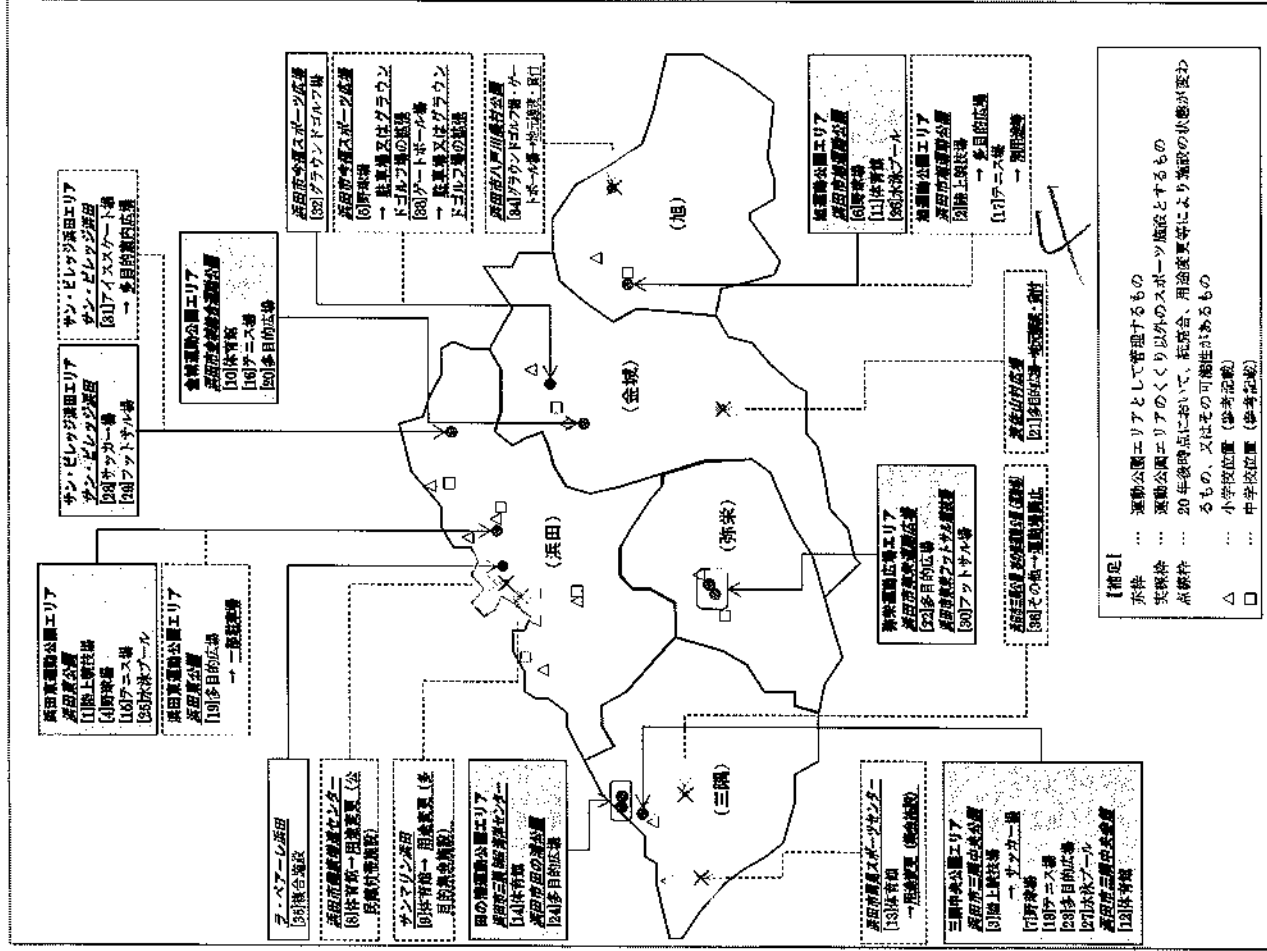
区分	施設名称	5年間					10年間					15年間					20年間					備 考
		R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)	R16 (2034)	R17 (2035)	R18 (2036)	R19 (2037)	R20 (2038)	R21 (2039)	
田の浦 運動 公園 エリア	三隅B&G海洋センター 運動場 R4	【調査】遊歩スポート施設																				
	田の浦公園ソフトボール場 R4	現状維持																				
浜田	田の浦公園ソフトボール場 R22	現状維持																				
	浜田市健康増進センター R30	現状維持																				
金城	サンマリン浜田 R37	現状維持																				
	ラ・ペアーレ浜田 R37	現状維持																				
旭	今福スポーツ広場野球場 R18	現状維持																				
	今福スポーツ広場グラウンドゴルフ場 R18	現状維持																				
三隅	八戸川農村公園グラウンドゴルフ場 R18	現状維持																				
	同見スポーツセンター R18	現状維持																				
林の森運動公園(運動場)																						

修正後 (案)

区分	施設名称	5年間					10年間					15年間					20年間					備 考
		R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)	R16 (2034)	R17 (2035)	R18 (2036)	R19 (2037)	R20 (2038)	R21 (2039)	
田の浦 運動 公園 エリア	三隅B&G海洋センター 運動場 R4	【調査】遊歩スポート施設																				
	田の浦公園ソフトボール場 R4	現状維持																				
浜田	田の浦公園ソフトボール場 R22	現状維持																				
	浜田市健康増進センター R30	現状維持																				
金城	サンマリン浜田 R37	現状維持																				
	ラ・ペアーレ浜田 R37	現状維持																				
旭	今福スポーツ広場野球場 R18	現状維持																				
	今福スポーツ広場グラウンドゴルフ場 R18	現状維持																				
三隅	八戸川農村公園グラウンドゴルフ場 R18	現状維持																				
	同見スポーツセンター R18	現状維持																				
林の森運動公園(運動場)																						

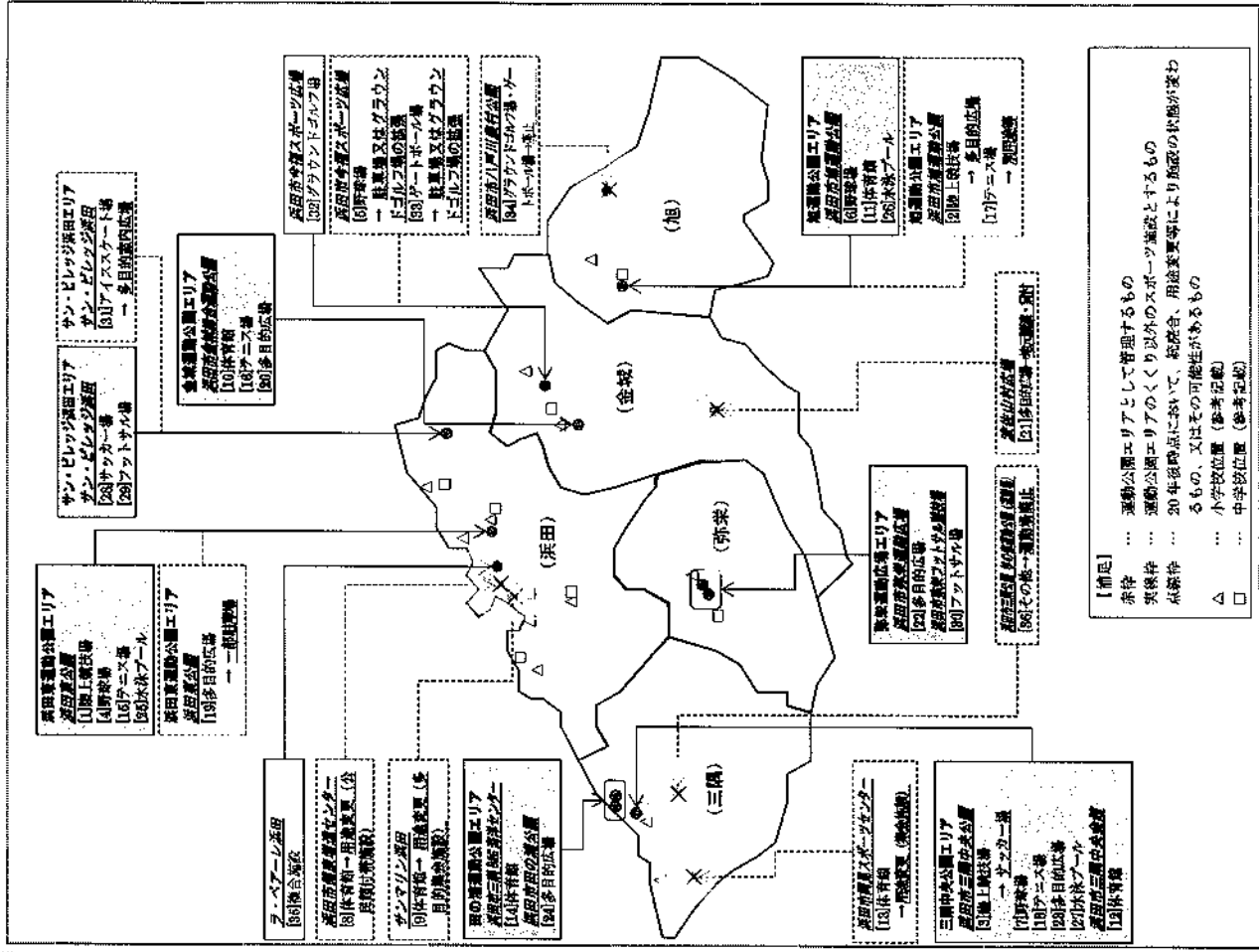
修正前

※運動公園エリアを拠点としてとらえた場合の20年後の状況 (図)



修正後 (案)

※運動公園エリアを拠点としてとらえた場合の20年後の状況 (図)



修正前

※運動公園エリアを拠点としてとらえた場合の20年後の状況(一覽)

運動公園 エリア 区分	施設 名称	施設 種別	20年後の状況	スポーツ 施設管理 移行 20年後
1	浜田市東公園 浜田市陸上競技場	1	同左	○
2	浜田市東公園 浜田市野球場	4	同左	○
3	浜田市東公園 浜田市硬球場	15	同左	○
4	浜田市東公園 ふれあい広場	19	一般駐車場	○
5	浜田市東公園 浜田市屋内プール	26	同左	○
6	サン・ビレッジ浜田 スポーツ広場	28	同左	○
7	サン・ビレッジ浜田 スポーツ広場 (フットサル場)	29	同左	○
8	サン・ビレッジ浜田 アイススケート場	31	用途変更	○
9	浜田市金峰総合運動公園 総合体育館ふれあい広 場・かきまき	10	同左	○
10	浜田市金峰総合運動公園 多目的コート	16	同左	○
11	浜田市金峰総合運動公園 多目的広場	20	同左	○
12	浜田市東公園 陸上競技場	2	多目的広場	○
13	浜田市東公園 市民球場	6	同左	○
14	浜田市東公園 市民体育館	11	同左	○
15	浜田市東公園 テニス場	17	別用途等	○
16	浜田市東公園 水泳プール	26	同左	○
17	浜田市金峰総合運動公園	22	同左	○
18	浜田市フットサルやきか競技場	30	同左	○
19	浜田市三隅中央公園 市民陸上競技場	3	同左(主、サッカー場)	○
20	浜田市三隅中央公園 市民野球場	7	同左	○
21	浜田市三隅中央公園 市民テニス場	12	同左	○
22	浜田市三隅中央公園 多目的広場	16	同左	○
23	浜田市三隅中央公園 多目的広場	23	同左	○
24	浜田市三隅中央公園 屋内プール・多目的運動場	27	同左	○
25	浜田市三隅中央公園 多目的運動場	14	同左	○
26	浜田市三隅中央公園 青少年研修広場ソフトボール場	24	同左	○
27	浜田市三隅中央公園 青少年研修広場ソフトボール場	8	用途変更(公民館付帯施設)	○
28	浜田市三隅中央公園 青少年研修広場ソフトボール場	9	用途変更(多目的集会所施設)	○
29	サン・ビレッジ浜田	35	同左	○
30	サン・ビレッジ浜田	36	同左	○
31	浜田市三隅中央公園 野球場	5	別用途等	○
32	浜田市三隅中央公園 グラウンドゴルフ場	32	同左	○
33	浜田市三隅中央公園 グラウンドゴルフ場	33	別用途等	○
34	浜田市三隅中央公園 グラウンドゴルフ場	21	地元課・貸付	○
35	浜田市三隅中央公園 グラウンドゴルフ場	34	地元課・貸付	○
36	浜田市三隅中央公園 グラウンドゴルフ場	13	用途変更	○
37	浜田市三隅中央公園 グラウンドゴルフ場	38	用途変更	○

○・・・スポーツ施設として管理
 △・・・用途の別により管理が変化するもの
 ー・・・スポーツ施設としての管理としないもの

修正後(案)

※運動公園エリアを拠点としてとらえた場合の20年後の状況(一覽)

運動公園 エリア 区分	施設 名称	施設 種別	20年後の状況	スポーツ 施設管理 移行 20年後
1	浜田市東公園 浜田市陸上競技場	1	同左	○
2	浜田市東公園 浜田市野球場	4	同左	○
3	浜田市東公園 浜田市硬球場	15	同左	○
4	浜田市東公園 ふれあい広場	19	一般駐車場	○
5	浜田市東公園 浜田市屋内プール	26	同左	○
6	サン・ビレッジ浜田 スポーツ広場	28	同左	○
7	サン・ビレッジ浜田 スポーツ広場 (フットサル場)	29	同左	○
8	サン・ビレッジ浜田 アイススケート場	31	用途変更	○
9	浜田市金峰総合運動公園 総合体育館ふれあい広 場・かきまき	10	同左	○
10	浜田市金峰総合運動公園 多目的コート	16	同左	○
11	浜田市金峰総合運動公園 多目的広場	20	同左	○
12	浜田市東公園 陸上競技場	2	多目的広場	○
13	浜田市東公園 市民球場	6	同左	○
14	浜田市東公園 市民体育館	11	同左	○
15	浜田市東公園 テニス場	17	別用途等	○
16	浜田市東公園 水泳プール	26	同左	○
17	浜田市金峰総合運動公園	22	同左	○
18	浜田市フットサルやきか競技場	30	同左	○
19	浜田市三隅中央公園 市民陸上競技場	3	同左(主、サッカー場)	○
20	浜田市三隅中央公園 市民野球場	7	同左	○
21	浜田市三隅中央公園 市民テニス場	12	同左	○
22	浜田市三隅中央公園 多目的広場	16	同左	○
23	浜田市三隅中央公園 多目的広場	23	同左	○
24	浜田市三隅中央公園 屋内プール・多目的運動場	27	同左	○
25	浜田市三隅中央公園 多目的運動場	14	同左	○
26	浜田市三隅中央公園 青少年研修広場ソフトボール場	24	同左	○
27	浜田市三隅中央公園 青少年研修広場ソフトボール場	8	用途変更(公民館付帯施設)	○
28	浜田市三隅中央公園 青少年研修広場ソフトボール場	9	用途変更(多目的集会所施設)	○
29	サン・ビレッジ浜田	35	同左	○
30	サン・ビレッジ浜田	36	同左	○
31	浜田市三隅中央公園 野球場	5	別用途等	○
32	浜田市三隅中央公園 グラウンドゴルフ場	32	同左	○
33	浜田市三隅中央公園 グラウンドゴルフ場	33	別用途等	○
34	浜田市三隅中央公園 グラウンドゴルフ場	21	地元課・貸付	○
35	浜田市三隅中央公園 グラウンドゴルフ場	34	地元課・貸付	○
36	浜田市三隅中央公園 グラウンドゴルフ場	13	用途変更	○
37	浜田市三隅中央公園 グラウンドゴルフ場	38	用途変更	○

○・・・スポーツ施設として管理
 △・・・用途の別により管理が変化するもの
 ー・・・スポーツ施設としての管理としないもの

陳 情 番 号	181
付託先委員会	
審 査 結 果	

令和3年 2月12日

浜田市議会議長 様

住 所 浜田市日脚町184番地1
氏 名 森谷公昭 印



市の説明責任と実効性のある対応を求める ~~についての陳情について~~

- 1 陳情の趣旨（陳情により市の行政等に求めることを簡潔に記入してください。）

別紙

- 2 陳情の理由・背景

（趣旨に記載した事項を要望するに至った理由などを簡潔に記入してください。）

欄が足りない場合は、別紙・次葉をつけて頂いたもかまいません。）

別紙

- 3 意見陳述の希望 ☒ 有 ☐ 無 （○をつけてください）

（「陳述に関する確認事項」に違反した場合は、

委員長の判断で「陳述中止」になることがあります。）



要旨

バブコメに市の考え方が書かれていないのと同然の不誠実な回答を是正

内容

資料にあるようにほとんどのバブコメの市の考え方は、誠意がある内容である。

しかし、スポーツ施設については、一転して「ご意見として承り今後の検討の参考とさせていただきます」という回答が9割を占めている。そのほかにも理由のない意見もあり、誠意が感じられない。

「浜田市協働のまちづくり推進条例」6条2項後段にも市民と市がキャッチボールをするように書いてある。

お題目は「協働のまちづくりを推進する」、しかし、「現場には落とし込まれていない」

今からでもいいから、バブコメとは関係なしに、市の考え方を説明すべきであり、実効性のある対応ができるよう考え、工夫して欲しい。

浜田市パブリックコメント制度実施要綱

浜田市パブリックコメント制度実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、パブリックコメント制度の実施に関し必要な事項を定めることにより、市民の市政への参加の機会を拡充するとともに、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって市民と行政との協働による市政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) パブリックコメント制度 市の基本的な政策等の策定又は変更に当たって、当該政策等の案を公表して市民等の意見を募集し、提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、当該意見の概要及びこれに対する市の考え方を公表する一連の仕組みをいう。

(2) 市民等 次に掲げる者をいう。

- ア 市内に居所を有する者
- イ 市内に事務所若しくは事業所を有する個人又は法人その他の団体
- ウ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- エ 市内に存する学校に在学する者
- オ 市に対して納税義務を有する者
- カ パブリックコメント制度の対象となる事案に利害関係を有するもの

(対象事項)

第3条 パブリックコメント制度の対象となる政策等（以下「政策等」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 総合振興計画（市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及び基本構想に基づく基本計画をいう。）の策定又は変更
- (2) 各行政分野における基本的な方針又は計画の策定又は変更
- (3) 市政に関する基本方針を定めることを目的とする条例の制定又は改正
- (4) 市民の権利又は義務に関することを内容とする条例（公の施設の設置及び管理、市税及び保険料の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料その他金銭の徴収に関するものを除く。）の制定又は改正
- (5) 公用又は公共用に供する施設の建設に係る基本的な計画の策定
- (6) その他市長が必要と認めるもの

(適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、パブリックコメント制度の対象としない。

- (1) 法令、条例等により縦覧等の手続が定められているもの
- (2) 附属機関又はこれに類するものにおいて、この制度に準じた手続を経て策定された答申又は報告に基づき策定又は変更をするもの
- (3) アンケート調査等を実施し、広く市民の意見を聴取し、策定又は変更をするもの
- (4) 緊急性を要するもの
- (5) 裁量の余地が少ないもの
- (6) 内容が軽微なもの
- (7) 内部計画等その性質上この制度に適さないもの

(公表時期及び公表事項)

第5条 市長は、政策等についての意思決定を行う前の適切な時期に、その案を公表するものとする。

2 前項の規定により公表する事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 政策等の案
- (2) 意見の提出を求める期間、提出方法及び提出先
- (3) その他市長が必要と認める事項

3 前2項の規定による公表に当たっては、市民等がその内容について十分理解できるよう次に掲げる資料を併せて公表するよう努めるものとする。

- (1) 政策等を策定し、又は変更する趣旨、目的及び背景
- (2) 政策等の案の概要
- (3) その他関連資料

(公表の方法)

第6条 前条の規定による政策等の案の公表は、次に掲げる方法によるものとする。

- (1) 浜田市ホームページへの掲載
- (2) 所管課窓口への備付け

2 前項の規定にかかわらず、政策等の案が大量であること等の理由により、浜田市ホームページへの掲載が適当でないと認められるときは、当該案の概要を説明する資料の掲載をもって、これに代えることができる。

3 前2項の規定による政策等の案の公表に当たっては、あらかじめ次に掲げる事項を浜田市揭示場に掲示し、及び浜田市報に掲載して予告する等、市民等への周知に努めるものとする。

- (1) 政策等の案の名称
- (2) 意見の提出期間
- (3) 政策等の案の閲覧方法
- (4) 所管課の名称

(意見の提出期間)

第7条 意見の提出期間は、市民等が政策等の案に対して意見を提出するために必要と認められる期間を勘案し、原則として政策等の案を公表した日から30日以上期間を確保するものとする。ただし、30日以上意見の提出期間を設けない正当な理由があるときは、30日に満たない期間とすることができる。

(意見の提出方法)

第8条 意見の提出は、次の各号のいずれかの方法によるものとする。

- (1) 所管課窓口への持参
- (2) 郵送
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール
- (5) その他市長が認める方法

2 市民等は、意見を提出しようとするときは、次の事項を明らかにしてしなければならない。

- (1) 住所（法人その他の団体（以下「法人等」という。）にあっては、所在地）
- (2) 氏名（法人等にあっては、名称及び代表者氏名）
- (3) 連絡先
- (4) その他市長が必要と認める事項

(意見の処理)

第9条 市長は、提出された意見を考慮して、政策等の意思決定を行うものとする。

2 市長は、最終的な意思決定を行ったときは、次の事項を公表するものとする。

- (1) 提出された意見の概要
- (2) 提出された意見に対する市の考え方
- (3) 政策等の案を修正したときは、その修正内容及び理由

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する意見については、その全部又は一部を公表しないことができる。

- (1) 特定の個人を識別することができるもの
- (2) 個人又は法人等の権利利益を害するおそれがある情報を含むもの

浜田市スポーツ施設再配置・整備計画(案)に係るパブリックコメント意見一覧

NO	意 見	市の考え方
	浜田市ホームページに掲載された「浜田市スポーツ施設再配置・整備計画(案)の東公園陸上競技場の第4種公認競技として活用する」という案について賛成します。	ご意見として承り今後の検討の参考とさせていただきます。
1	ただ、次の事項について検討をお願いいたします。 ○現在スタンドが導路側にあり、100メートル走路が東から西に向けてフィニッシュラインになっており大会において向かい風になることが多く記録更新に影響をきたしている。そのため、スタンドを南側の山側に移設し、西から東に向けた走路になることを希望する。 ○現在の計画では令和15年の3回目の検定に合わせて全天候舗装の競技場に改修することですが、なるべく早い時期での改修をお願いしたい。	ご意見として承り今後の検討の参考とさせていただきます。
2	東公園の陸上競技場を早期に全天候化し、を望む。 ＜理由＞ ・市の中心部にあり、全市民が使用しやすいこと。 ・陸上競技大会は少ない(県内の各陸上球技場と同じ)が、他の競技場と違って日常的に市民や中高生が部活動等で活用している。 ・全天候化することで、天候による使用不能日が少なくなり、さらに市民スポーツが活性化する。 ・以上のことから費用対効果が高く、公認検査のために整備のために長期の使用不能期間と費用がかかることから令和15年を待たずに早期の全天候化が必要である。 ・陸上競技場を残してもらええる事に感謝しています。競技スポーツ(学校の活動も含めて)活動だけでなく一般市民の方が朝〜夜まで利用をされているので喜ばれていると思います。グレートが開いている時間は自由に利用(陸上競技場の中を歩くなど)できていることが素晴らしいと思います。地盤沈下が心配されていますが、スタンドが今の場所になっています。公認競技場の維持と全天候のトラック(令和15)の計画を示していただき感謝しています。地盤沈下が心配されていますが、昔の話で申し訳ないのですが、スタンドが重たいことは関係がないでしうか。根拠のない話ですみません。せっかく大金をかけて沈下防止策をしても地盤が下がらないかと心配しています。スタンドを作ると費用がかかるので大変なことだと理解をしています。私の意見です。	ご意見として承り今後の検討の参考とさせていただきます。
3	○「計画策定の目的」や「現状と課題」等から、スポーツ施設の見直しの必要性などがよくわかります。計画(案)の策定に尽力された皆様から敬意を表しますとともに、計画(案)を推進していただきたいと思います。 ○スポーツは、人間形成という側面からとても極めて重要です。鳥根県西部の拠点である浜田市のみならず、鳥根県、日本を背負う人づくりに存分に取組むことができる施設づくりは未来への投資だと考えます。 ○計画(案)の陸上競技場について3つのお願いをお許しくください。	ご意見として承り今後の検討の参考とさせていただきます。
4	① 陸上競技に取り組む選手にとっては、努力の成果が目に見えることは重要です。現在の100mのコースを以前の山側に戻していただき、少しでも良い記録が出やすくしていただきたい。(以前の100mコースの向きは、良い記録がでやすい「強い風」になることが多い) ② 令和14、15年に計画されている地盤沈下及び全天候舗装工事を少しでも早く実施していただき、①のとおり、児童生徒等の努力が実るようにしてやってください。(全天候舗装の競技場は良い記録が出やすい) ③ 「計画の位置づけ」に「当計画は毎年度ローリングにより、状況に応じて見直しを行う」とされています。計画(案)の見直しをされた場合は、市民(関係者)に公表してください。以上、よろしく願っています。	ご意見として承り今後の検討の参考とさせていただきます。
5	この度の浜田市スポーツ施設再配置・整備計画(案)を支持したいと思います。 なお、下記の2点につきまして要望をいたしますので、よろしく願っています。 記 1 現在のメインスタンドを以前のように南側(断崖山側)に移設し、西側から東側に向けた走路に変更することを要望いたします。 2 現在の計画では、2回の検定を受け3回目(令和15年)の検定に合わせ全天候舗装の競技場に改修することですが、浜田市の財政状況は厳しいとは思いますが、浜田市の将来を担う子供たちに夢と希望を与え、また、未来への投資だと考えていただき、なるべく早い段階での改修を要望いたします。	ご意見として承り今後の検討の参考とさせていただきます。

浜田市スポーツ施設再配置・整備計画(案)に係るパブリックコメント意見一覧

この度の浜田市スポーツ施設再配置・整備計画(案)により、東公園の陸上競技場は、当分の間、維持改修により第4種の公認を得ることとして、他の大型予算投入時期と調整を図る中で地盤改良を検討し、引き続き公認陸上競技場として活用する。という計画がなされました。 浜田市陸上競技協会といたしましては、従来から東公園の陸上競技場全天候舗装を要望してまいりましたことから、この計画(案)を強く支持したいと思いますが、下記の2点につきまして要望いたしますので、よろしく願っています。 記 1 現在100mは東側から西側に向けてレースを行っていますが、西側から東側に風が吹くことが多く、向かい風のレースとなり、選手にとっては不利な条件となっております。選手にとって風の向きは重要な要素の一つであり、北側(市道側)にあるメインスタンドを以前のように南側(断崖山側)に移設し、西側から東側に向けた走路に変更することを要望いたします。 ※平成31年10月に招待した末廣旗選手も、「浜田はいい風が吹き、これで全天候型の競技場なら全国から選手が来ることは間違いないと思います。」と浜田市陸上競技場を絶賛しておられました。 2 現在の計画では、2回の検定を受け3回目(令和15年)の検定に合わせ全天候舗装の競技場に改修することです。浜田市の財政状況は厳しいとは思いますが、浜田市の将来を担う子供たちに夢と希望を与え、また、未来への投資だと考えていただき、なるべく早い段階での改修を要望いたします。	ご意見として承り今後の検討の参考とさせていただきます。
この度の浜田市スポーツ施設再配置・整備計画(案)の東公園陸上競技場の第4種公認の継続と、地盤改良を検討し引き続き公認陸上競技場として活用する、という計画に賛成いたします。また、次の2点につきまして検討をよろしく願っています。 記 1 メインスタンドを以前のように南側(断崖山側)に移設し、西側から東側に向けた走路に変更することを要望します。 2 現在の計画では、2回の検定を受け3回目(令和15年)の検定に合わせ全天候舗装の競技場に改修することですが、誠に喜ばしいことです。なるべく早く早い段階での改修を要望いたします。	ご意見として承り今後の検討の参考とさせていただきます。
この度の浜田市スポーツ施設再配置・整備計画(案)の東公園陸上競技場の第4種公認の継続と、地盤改良を検討し引き続き公認陸上競技場として活用する、という計画に賛成いたします。また、次の2点につきまして検討をよろしく願っています。 8 1 メインスタンドを以前のように南側(断崖山側)に移設し、西側から東側に向けた走路に変更することを要望します。 2 現在の計画では、2回の検定を受け3回目(令和15年)の検定に合わせ全天候舗装の競技場に改修することですが、誠に喜ばしいことです。なるべく早く早い段階での改修を要望いたします。	ご意見として承り今後の検討の参考とさせていただきます。
提示されました案は、現在の浜田市の財政的な事情を勘案しますと、かなり歩み寄られた妥当な案と思っております。 先般行われました『箱根駅伝』では選手が履いていた厚底シューズが話題となりましたが、選手の努力もさることながら、環境整備は重要なファクターであります。陸上競技ではゴムのタータンが主流で、浜田のようなアンツーカーの土を使うところはありません。現に、上位記録を狙う選手は近場の広島などの競技場へ練習会場を借りて行っています。 9 中長距離選手を育てるなら未だ分かりませんが、それでもその環境整備はお粗末です。 「何れの地域を担う若者を育てる」というビジョンがあるならば、子どもたちが夢を描ける環境づくりを少しでも取り組む姿勢を示す必要があるように思います。その具体的方向が示されていれば、子どもたちに話せますし、指導者も集まってくると思います。 なお、具体的な措置として、地盤沈下の原因とされている現在のスタンドを元の山側に移されてはどうでしょう。風も強い風になりますし、記録も出やすくなります。	ご意見として承り今後の検討の参考とさせていただきます。
運動の必要性を年々感じていたもののジムでのトレーニングではしんどかったり、球技などは経験のない人は簡単に始められません。 その点カーリングは上手な人と下手な人もチームになって試合を楽しむ事もできますし、今後の地域のシニア世代の運動不足の解消や孤立を防ぐ事も出来ると思います。 10 広島には冬季のビッグウェーブしかスケートリンクがないため、夏季の練習場には困っています。またフィギュアスケート、スピードスケート、アイスホッケーとの4競技で分けて合っでの利用のため、1週間に1度から2度しか練習機会がありません。 オリンピックの正式な予選を行う会場として国に施設運営費の助成の陳情をお願いしたりとかはできないでしょうか？	ご意見として承ります。 利用者が急激に増え、増えた利用者数が継続的に見込まれる場合は、用途変更としている計画の見直しを検討する旨を追記いたします。 また、国に施設運営費の助成の陳情は現状では考えておりません。

浜田市スポーツ施設再配置・整備計画(案)に係るパブリックコメント意見一覧

スケート場が無くなってしまおうと聞いて先月スケート場の存続についての説明会があった。僕は存続のためにどうしたらいいのか、スケート場を利用しての方への話合いだと思って参加しました。ところが行って見ると、数年前の答申の評価でスケート場は廃止になっているので決まっています。と言わないけどそんな感じを受ける浜田教育委員会の人達の説明がありました。

そして、浜田市のスポーツ施設の説明が長々とあり、やっとスケート場に関する話合いの時に来られた方が言われてたのが「今日は、皆さんの思い、言っておきたい事を僕にぶつけて下さい」との事でした。

説明に来られた方に、その日忙しい中仕事終わりや、色々時間を合わせて来てくれたスケート関係の人達に向かって言われて、僕はスケート関係の人をバカにしていると思えました。

結局数年前の答申がもうスケート場は存続しないで、サッカー関連の施設になりますと決まっていますから色々言っても変わりません。浜田教育委員会はちゃんと丁寧に話合いの時間もとりました。仕方ないですって言う態度がすごく腹が立ちました。

よく聞けばその答申を決めるにあたり評価する大事なメンバーにスケート関連の人がいない中での評価と聞きました。そんな不平等な評価を答申としておいていいのでしょうか？その事にはいいさじいれずに話を進めてしまおう。

この東西に長い島根県にスケート場が二つもある。

近隣の県ではスケート場を作りたいが費用がないと断念する県もあります。

確かにその日の説明会でスケート場の維持費用、製氷機の機械的費用、利用者の減少による収益減少の説明がありました。でも費用がないならもっとスケート場に人が来るように宣伝をする。

浜田市内にスケート場がある、やってますよのアピールをしない。

市内市外の小、中、高にもボスターや親子レクリエーションの利用、気軽に体験が出来る教室

平日の利用者確保のための料金プラン

デートなどの利用でアクアスとのコラボ料金プラン

サッカー関連の人達が通年利用したとしてもスケート場として利用者が多ければ短期間の使用で利益がある。今稼働中の機械が使用出来る間に対策もしないままスケート場が無くなる事をただ待っているように思います。

今の内にスケート場存続のための行動を起こして、今の子供達が気楽に楽しめて、スケートが好きになって興味を持つ事になって経験が出来る。

スケート場がある事によって人生の選択肢が増る。

スケート場がある事によって他県からのフィギュアスケート関係、カーリング関係の人達が浜田市に来る。

近年は雪山に雪が降らず、スキーが出来ないので天候に左右されずに出来るスケート。

サッカーの施設はどこにでもあり、今のスケート場を廃止にしてまで作る必要性はない。

説明会の時も借りている時間がないと言って説明会を終了するし、それでちゃんと説明したと言えぬのか。

スケート場の廃止がまだ正式に決まっていなくて今の内に存続の方に変わって、未来ある子供達の発展に貢献してほしいです。

スケート場は絶対に必要な大事な施設です、やり方によってはお荷物から宝物として財産になるものです。

どうか、スケート場をなくさないで下さい。よろしく願います。

説明会において不愉快な思いをさせたことに関しお詫び申し上げます。その他はご意見として承り、利用者数が急激に増え、抱えた利用者数が継続的に見込まれる場合は、用途変更とされている計画の見直しを検討する旨を追記いたします。

浜田市スポーツ施設再配置・整備計画(案)に係るパブリックコメント意見一覧

サン・ビレッジ浜田が多目的屋内広場になると聞き、意見させていただきます。 浜田市スポーツ施設再配置・整備計画(案) (以下、「案」と呼ばさせていただきます) を拝見いたしました。 案によれば、サン・ビレッジ浜田は平成27-29年度の3年連続で10,000人以上の利用者があり、市内でも有数の人気施設と認識しております。平成30年度こそ利用者数減となっておりますが、平昌五輪で女子カーリングチームが銅メダルを獲得したことによるブームで平成31年度(令和元年度)は10,000人を超えるものと推察します。また今後利用者が増え続けるはず。 案に記載された施設再配置・整備の基本的な考え方には100%同意いたします。 高齢者をはじめとした多様なスポーツニーズに対応することは医療費の抑制に大きく寄与します。カーリングは生涯スポーツとして最通と考えます。 また、規模の大きい大会の誘致という面におきましても、西日本で一番のカーリング施設であるサン・ビレッジ浜田の存続は大きな意義があります。 アイススケート場としての利用廃止の直接的な要因として、施設の老朽化と環境への配慮との記載があり、これには同意せざるを得ません。しかし、素案にも記載の通り、最近では全国で公民連携の取り組みが増え、改修費用を全て税金で賄う必要はないかと存じます。 現状、九州のカーリング選手が軽井沢や山梨に練習・試合に出向くこともよくあると聞いております。 民間の力を最大限活用し、サン・ビレッジ浜田を新しいカーリング施設として再整備することで、より多くの潜在的な需要を取り込み観光産業の柱として期待できます。 また、2018年の平昌五輪、2022年の北京五輪で韓国および中国でもカーリングはブームとなっております。将来的にはアジア選手権を開催するなど、海外からの選手、観光客を含めたより大きな利益も見込めます。 ぜひ再考いただきたくお願い申し上げます。	ご意見として承ります。 利用者が急激に増え、増えた利用者数が継続的に見込まれる場合は、用途変更として計画の見直しを検討する旨を追記いたします。
13 ぼくは、小2で、フィギュアスケートを、やっています。ひろしま市にずんでるけど、大おぼちゃん、はま田市に、ずんでるので、やすみの日とかとまりにいて、サンビレッジでれんしゅうします。 サンビレッジはじめて大会にでたところ。なくなったらさびしいし、れんしゅうするところが、ちょっと少なくなるとおもいました。 ぼくは、スケートれんしゅうを、いっぱい、するので、サンビレッジがなくなっちゃいにも会えないかもしれないです。ぼくは、「サンビレッジがずっとあったら、いいなあ!」と、おもいました。	ご意見として承ります。 利用者が急激に増え、増えた利用者数が継続的に見込まれる場合は、用途変更として計画の見直しを検討する旨を追記いたします。
14 サンビレッジ浜田スケートリンク存続のお願い 子どもが小さいとき、お世話になりました。この辺りでは、スケートリンクの開場時期が短く、リンクの数も少ないので、練習場所の大切な場所です。サンビレッジ浜田スケートリンクの存続を希望いたします。	ご意見として承ります。 利用者が急激に増え、増えた利用者数が継続的に見込まれる場合は、用途変更として計画の見直しを検討する旨を追記いたします。
15 私はスケート場を存続させてほしいです。なぜなら、浜田市、江津市では、アクアまでは駅から徒歩で行けるのですが、スケート場まではアクセスがないため、中学生が行きたくても、親に車で送ってもらわなくてはいい人です。 私の周りの友達もスケート場を利用したいという人が多いです。 ただ、アクセスが無いので簡単にはいけません。もっとバスとかスケート場までのバスや特別なタクシーのチケットがあれば利用する人が必ず、増えると思います。私自身も、中学生なのですが、個人では行くものの、友達といけません。そんな改善を行えば、もっと人が来ると思います。それからもっと、宣伝をしてほしいです。街にポスターをたくさん貼ったり、たくさんポスターを配った方がいいと思います。私は浜田でスケートが出来る事がとてもほこりに思っています。これからスケート場を続けてほしいです。	ご意見として承ります。 利用者が急激に増え、増えた利用者数が継続的に見込まれる場合は、用途変更として計画の見直しを検討する旨を追記いたします。
16 サンビレッジ浜田アイスリンク存続 毎週週末に、島根県カーリング協会主催のカーリング練習会に参加しています。広島のカーリング練習はサブリンクのため、正式のカーリングシートの長さはなく、いつも浜田の練習会で正式リンクの長さを体験しています。親子共々、浜田での練習会を楽しみにしています。 サンビレッジ浜田アイスリンクの存続の件ですが、苦戦していただけたら有難いです。資金面の件等で難しいと新聞等で知りました。 カーリングやアイススケートを体験するために、浜田市に宿泊したり、島根県観光の一部としてカーリングやスケートを取り入れたいかたがでですか？なかなか難しいかもしれませんが、・・・浜田市の発展を応援しています。	ご意見として承ります。 利用者が急激に増え、増えた利用者数が継続的に見込まれる場合は、用途変更として計画の見直しを検討する旨を追記いたします。

浜田市スポーツ施設再配置・整備計画(案)に係るパブリックコメント意見一覧

サンビレッジ浜田アイスリンク存続		ご意見として承ります。 利用者が急激に増え、増えた利用者が継続的に見込まれる場合は、用途変更として計画の見直しを検討する旨を追記いたします。
17 サンビレッジ浜田アイスリンクは、カーリングの練習・大会に使い、とても大切な存在です。フルシートのきれいな氷で練習することができ上達の手助けにもなっています。ぜひ、アイスリンクを存続させてください。		ご意見として承ります。 利用者が急激に増え、増えた利用者が継続的に見込まれる場合は、用途変更として計画の見直しを検討する旨を追記いたします。
18 これまで広島のリングがプールになる4月後半から浜田のリングをずっと使用させて頂いておりました。広島から1番近くでもあり、高遠からでもすぐなのでとても便利でしたが浜田のリングがなくなるといふ噂を聞いてとても残念に思っておりました。浜田のリングが無くなると2時間かけて岡山に行かなければならず、平日学校が終わってから練習するにはとても厳しい状況です。一生懸命日々、真摯に練習している子供たちのために、少しでも練習時間が増えることを願います。どうか願いを聞き入れていただきますようしくお願いいたします。		ご意見として承ります。 利用者が急激に増え、増えた利用者が継続的に見込まれる場合は、用途変更として計画の見直しを検討する旨を追記いたします。
19 島根県は通年リンクがなく、春からの練習の場の確保に大変苦労しています。他県の選手と競っていく上でも、夏場、県内に少しでも長く営業しているリンクがあればと強く願っています。是非、サンビレッジ浜田スケート場の存続をお願いいたします。		現在の冷凍機では通年営業は困難です。 ご意見として承り、利用者が急激に増え、増えた利用者が継続的に見込まれる場合は、用途変更として計画の見直しを検討する旨を追記いたします。
20 私はスケートが大好きなのでもし、なくなってしまうたらすごく悲しいです。どうしてなくなってしまうんですか？		ご意見として承ります。 利用者が急激に増え、増えた利用者が継続的に見込まれる場合は、用途変更として計画の見直しを検討する旨を追記いたします。
21 スケート場の存続をお願い致します。孫と一緒にスケートを楽しんでいます。都会に出ている子供たちも帰省した際には家族皆さんでスケート場に行き参りませてもらっています。私のまわりでも、スケート教室に通わせたいと思っている家族もおられます。		ご意見として承ります。 利用者が急激に増え、増えた利用者が継続的に見込まれる場合は、用途変更として計画の見直しを検討する旨を追記いたします。

浜田市スポーツ施設再配置・整備計画(案)に係るパブリックコメント意見一覧

サンビレッジ浜田のスケート場を告辞させて下さい。いつだったか・・・「あと2年でサンビレッジ浜田でスケートが出来なくなると聞いて愕然としました。[もう決まったことだから仕方ないんだって。浜田市はお金がないんだって・・・]」誰が決めたのですか？どうしてですか？何故反対できないのですか？と、ずっと思っています。

サンビレッジ浜田のスケート場の廃止を聞いて残念で仕方ありませんでした。娘達がスケートを始めたのですか？どうしてですか？何故反対できないのですか？と、ずっと思っています。リントも見かけず、スケートのチャラシやボスターなども見かけなくなり、友人からもスケート場ってまだやっていると聞かれました。どうしてでもっとしっかり宣伝をされないのでしょうか。これでは、利用者が少ないはずで、利益を上げるためにできることは色々とおぼたはすです。どうして何もされないのでしょうか？昨年度も今年度も、氷が作れるのか不安を抱える中でスケート場のオープンでした。浜田市はどうしてスケート場を助けてくれないのですか？誰がスケート場を廃止すると決めたのですか？廃止が決定したスケート場を、管理者の方々が盛り上げていくことができると思いますか？教育委員会の方は、どういうつもりなのでしょうか？

一生懸命練習をしている子供たちもいます。スケートをしたことがなくて、やってみたいと思っています。もっと気軽に体験できる機会を作るときだと思えます。若い人だけではなく、お年寄りだって滑りに来られています。いつも思うのですが、スケート場に行く方法が無さすぎだと思います。どうして駅から遠いのにはバスを出さないのですか？中学生や高校生、大学生、お年寄りなど、車の無い方々のスケート場に行く方法が無いのはおかしいです。バスが無理なら行き先がスケート場の人が最寄りの駅からタクシーを使用して安くいくけるような制度を作るとか、何かしら方法はあります。やってください。浜田市にスケート場がある事を(アクアスや湖遊館みたいに)もっともってアビールをして、施設も使いやすくして、どんな遊びができるようにしていく努力をしていかなければならないと思います。

羽生結弦さんや浅田真央さん達のお蔭でスケートは流行ってきているのになんてもっていないことをしているのかと思います。どうして子ども達の夢や希望を壊してしてしまうようなことをされるのでしょうか。せっかくスケート場があるのに、なぜ生かそうとしないのでしょうか。カーリングも流行ってきているのに、アビール不足だと思えます。浜田市でカーリングの大きな大会もしています。浜田市、江津市、島根県のどれだけの人数がそれを知っているのでしょうか。

スケート場の廃止を決めたのはスケート関係者がいないところでの決定だったとお聞きしました。どういう事でしょうか？それはありえない事だと思うのですが、どうしてそれが通るのでしょうか？教育委員会の方は、この前、スケート場の廃止は決定ではないとおっしゃっていられたみたいですが、色々な新聞でサンビレッジ浜田のスケート場の廃止は決定みたいに書かれていました。どちらが本当で、どうすれば早く機械を新しくして存続していただけるのでしょうか。浜田市で続けるのは無理なら島根県にお願いするとかはできない事なのでしょ。どうかスケート場を無くさないでください。スケート場はデパートでできる場所でもあります。色々なイベントをするのもいいと思います。平日の昼間なら学校関係でどどん使ってもらって、浜田市や江津市の子ども達が毎年1度はスケートの体験ができるようにすると、親子活動やクラス活動などで使ってもらえるように、上手にアビールしていくと思います。平日の昼間に家にいられる人をターゲットにした、金額を安くした大人の初心者向けの教室をしてもいいのではないのでしょうか。平日の昼間も、どどん使ってもらえるようにも色々と思えます。発信していかないとダメだと思えます。待っているだけではダメだと思えます。子ども達もスケート教室や石見スケートクラブの先生は広島県から来て下さいます。初心者向けに教えられられるスタッフをもっと増やして、もっともってスケートを浜田市、江津市の市民の身近なスポーツにしていけるべきだと思います。このままでは、もったいないと思います。利益がでるようにもっともってやるべきだと思います。製氷ができるスタッフも増やすべきです。スケート場を無くすのは絶対に反対です。どうぞよろしくお願い致します。

冬季オリンピック競技で人気競技となったカーリングですが、このカーリングの西日本選手権をはじめ西日本エリアでの主要な大会すべてが当該施設で開催しているのが現状で、カーリング競技においてサンビレッジ浜田は西日本エリアで最も重要な施設となっています。近隣の広島県からもカーリング競技者が毎週練習に来ておられます。広島県の競技者レベルの向上もサンビレッジ浜田が、地元サンビレッジ浜田という他のエリアにはない唯一無二の施設があったからこそ、私も日本選手権まで出場できる技量が身につきました。カーリングおそろく無いと思います。地元サンビレッジ浜田という他のエリアにはない唯一無二の施設があったからこそ、私も日本選手権まで出場できる技量が身につきました。カーリングは子どもから大人まで親しんでもらえるユニバーサルスポーツです。特に子ども達、次世代のアスリート達に是非この素晴らしい環境を残してほしいと思います。もしサンビレッジ浜田の冷凍機を更新し、西日本エリアでもほとんどない通年営業化することができた場合、少なくとも広島ビッグウェーブと湖遊館が開催する期間においては特に、市外・県外からの合宿利用を含む利用が相当見込まれ、スポーツ振興に大きな影響をもたらすだけではないと思います。また、地元に対しては教育の一環としてスポーツに親しむ時間を小中高生に教育委員会から働きかけ頂き、スケート場利用へのきっかけを作っていただければいいのではないのでしょうか。私もカーリングの日本スポーツ協会公認コーチです。お声がけくださればいくらでも指導させていただきます！「廃止ありき」ではなく、まずはオリンピック競技種目の日本選手権まで出場できるアスリートが現に育つ施設であるということ、そして次の世代に残すべき浜田園地だけではなく西日本でも有数の有用な施設であるという事を熱慮していただきたいと思います。

ご意見として承ります。利用者が急激に増え、増えた利用者が継続的に見込まれる場合は、用途変更として計画の見直しを検討する旨を追記いたします。

サンビレッジ浜田がカーリングの西日本エリアで重要な施設であることは認識しております。また、現在の冷凍機では通年営業は困難です。その他はご意見として承り、利用者が急激に増え、増えた利用者が継続的に見込まれる場合は、用途変更として計画の見直しを検討する旨を追記いたします。

浜田市スポーツ施設再配置・整備計画(案)に係るパブリックコメント意見一覧

24	浜田市スポーツ施設再配置・整備計画案を拝見し、サンビレッジ浜田を長年に渡り利用させて頂きましてありがとうございます。サンビレッジカーリングを始めとした場所がサンビレッジであり、広島県協会を立ち上げる前は島根県協会として西日本選手権などに出場しておりました。サンビレッジへのカーリング導入のやりには、オリンピック代表選手にもお越しいただき、西日本の中央部に当たるサンビレッジ浜田は、オリンピックや世界選手権につながるオリンピックピックなど、主要大会を現在も開催させて頂いております。費用対効果や類似施設の統廃合は考慮すべきと思いますが、唯一無二の存在であるリンクがなくなることは、冬季オリンピック競技であるカーリングやフィギュアスケートなどの練習拠点としての損失は大きいものと考えます。むしろ近年国内各地に増えている、カーリング専用リンクを併設したスケートリンクに改修し通年化するにより、利用者増や宿泊施設や飲食施設への経済波及効果も考えられるものと思います。夏の競技同様、公平性の点からも冬季競技の西日本の拠点としてのサンビレッジ浜田の発展存続を願うものであります。	理由 サンビレッジ浜田がカーリングの西日本エリアで重要な施設であることは認識しております。その他はご意見として承り、利用者が急激に増え、増えた利用者が継続的に見込まれる場合は、用途変更とされている計画の見直しを検討する旨を追記いたします。
25	広島でフィギュアスケートの選手をしています。8年前からサンビレッジ浜田のスケートリンクを利用させて頂いていました。広島には通年リンクがなくシーズンオフには片道2時間半かけて岡山に通わなければいけません。広島から1時間で行ける浜田で練習ができれば移動の負担も減り練習量も増やすことができます。近年のフィギュアスケート人気で京都や大阪ではリンクが新設されています。そんな中、中国地方では通年リンクが少なく厳しい練習環境です。サンビレッジ浜田の再開を心待ちにしております。できれば通年リンクにしたいです。ご検討よろしく申し上げます。	理由 現在の冷凍機では通年営業は困難です。その他はご意見として承り、利用者が急激に増え、増えた利用者が継続的に見込まれる場合は、用途変更とされている計画の見直しを検討する旨を追記いたします。
26	この度のスポーツ施設再配置・整備計画(案)について意見させていただきます。広島在住なので、練習は広島で、と思われがちですが、実際はそうでもありません。浜田市にあるサン・ビレッジ浜田アイススケート場でも練習を積んできました。サン・ビレッジ浜田は広島と違い、正規の長さのシートが4シート確保出来るので、人数がいっても十分な練習を積むことが出来ます。また広島市近郊からも近く、平日夜間での利用も可能です。今は冬季限定とはいえ、カーリングが出来た施設というのは西日本では少数しかなく、その中でサン・ビレッジ浜田は西日本カーリング界における最重要で、全国大会に繋がる西日本カーリング選手権を執り行える唯一の施設です。カーリングは今、一般四人制男女・ミックス4・シニア男女と複数の全国大会に繋がる種目がございいます。これらの西日本代表を決める大会すべてがサン・ビレッジ浜田アイススケート場にて執り行われてきました。また広島県カーリング協会としても、広島県カーリング選手権の開催はサン・ビレッジ浜田で行えないうと考えております(施設状況の兼ね合いから叶いませんでしたが、実際2019年も開催予定でした)。他にも可能であれば非公式ではございますが、施設を利用したカーリング大会の開催も検討しております。もしここがなくなるとなれば、私たちは実質カーリングをする場所がなくなります。また広島県カーリング協会に限ってではございますが、平昌五輪でのカーリング日本代表の活躍もあって、競技人口が倍以上増えています。二年後には北京五輪も控えており、ここでもまた競技人口は増加することが予想されます。となりますと、必然的に使用人数の貢献にもつながるのではないのでしょうか。もちろん、他の競技に比べたら、微々たるものであることは理解しております。しかしながら、カーリングに限らず、氷上競技の注目度は上昇しているにも関わらず、現状アイススケート場が足りていません。浜田市内にたくさんさんの施設がある中、様々な条件・状況・考慮すべき要素等、検討事項が多々あることも承知しております。ただその多くの施設の中で、少なくともサン・ビレッジ浜田はカーリングにとって県大会以上の大きな大会を開催出来る施設です。また通年営業もご検討いただけたら、カーリングに限らず、広島県からその他氷上競技団体も使用を検討すると考えられます。実際広島市唯一のスケート場であるひろしんビレッジウェーブは夏季営業がありません。広島に所属する氷上競技団体は夏場の練習場所の確保に苦慮しながら競技を続けています。それを踏まえてもサン・ビレッジ浜田は浜田市だけでなく、広島の水氷上競技団体にとっては最重要施設なのです。どうぞ存続のご検討をよろしく申し上げます。	理由 サンビレッジ浜田がカーリングの西日本エリアで重要な施設であることは認識しております。また、現在の冷凍機では通年営業は困難です。その他はご意見として承り、利用者が急激に増え、増えた利用者が継続的に見込まれる場合は、用途変更とされている計画の見直しを検討する旨を追記いたします。

浜田市スポーツ施設再配置・整備計画(案)に係るパブリックコメント意見一覧

ご意見として承ります。 利用者が急激に増え、増えた利用者が総数的に見込まれる場合は用途変更として計画の見直しを検討する旨を追記いたします。	私は昨年からサンビレッジを利用しています。昨月、サンビレッジフュエルに参加する機会がございましたが、たくさんの家族連れ、子供たちの笑顔に触れることができました。アイスクリーム場として、冬季スポーツ振興の拠点となる施設があることは、子供たちの冬季における体育や教育であったり、イベントを通して広島県など県外からの利用促進とあった、魅力的なまちづくりに繋がります。そうした機会を増やしているような工夫は、行政と市民とで協力していくべきですが、一方で拠点を失うことは、そもそもの機会を得ることでもできない、大きな損失となるのではないかと考えています。 浜田市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進のなかにもございますが、観光・交流の推進から活性化に繋がるためにも、存続について、改めてご検討いただければと存じます。	27
現在の冷凍機では通年営業は困難です。 その他はご意見として承り、利用者が急激に増え、増えた利用者が総的に見込まれる場合は用途変更として計画の見直しを検討する旨を追記いたします。	小さい頃から、サンビレッジ浜田のリンクさんにはお世話になっております。 中国地方に通年リンクが岡山にしかないため、広島や山口の選手は夏場は大変な思いをして練習環境を確保しています。 そんな悪環境の中でも、「スケートがしたい！」という一心で子供たちは頑張っております。もし、サンビレッジ浜田のリンクの通年利用を協議して頂けたら、喜び子供たちが大勢います。 収益確保のため、各競技団体（フィギュア、カーリング、ホッケー）や学校等の団体利用の周知の徹底、サンビレッジ浜田杯の復活や、WEBやマスコミの活用、他観光施設のコロナイベント企画など、収益アップにつながる施策も協議いただくと、サンビレッジ浜田が「新たな浜田市のスポーツ＆観光の拠点」になることを強く願います。	28
サンビレッジ浜田がカーリングの西日本エリアで重要な施設であることは認識しております。 その他はご意見として承り、利用者が急激に増え、増えた利用者が総的に見込まれる場合は、用途変更として計画の見直しを検討する旨を追記いたします。	カーリング施設としてのスケート場の存続について 標記について、カーリングファンの立場から意見を申し上げます。 要点は次の2つです。 1. サンビレッジ浜田アイススケート場は、カーリング公式大会が開催できる西日本唯一の施設 2. カーリング場は今や、交流人口増大と経済波及効果をもち、重要なインフラ 私は平昌五輪の後、カーリングの試合を現地で観戦するようになった、いわば「にわかファン」です。 この2年間で主要大会が開催された帯呂・札幌・軽井沢等の会場を訪れ、テレビでは味わえない、生のカーリングの試合の迫力を楽しんできました。 また、大会観戦を目的に普段訪れることの無い街で、郷土料理や地酒を始めとする土地の魅力に触れることも楽しみ、今ではカーリングとどちが主目的なのか分からなくなっています。 カーリングの公式大会はカーリング専用施設だけでなくスケート場でも開催可能ですが、氷面の広さや長さなど一定の条件があり、これを開催できる会場は限られています。 そして、主要なカーリング大会には平昌五輪以降、私のような観戦者が多数押し掛けるようになっており、決勝トーナメントの入場券はプラチナチケットと化しています。 また、日本のカーリング選手は海外でも人気があり、国際大会ともなれば、韓国や中国からの観戦者の姿がスタンドで見られます。 浜田市は「ひと・まち・しごと創生総合戦略」の基本目標の「いのち」に「宿泊客数」、その次に「合宿等誘致人数」を挙げています。また、目標実現のために「お宝観光資源」やイベントの活用をうたっています。 その浜田市が「スポーツ施設再配置・整備計画案」の中で、西日本における主要カーリング大会の多くを開催してきたサンビレッジ浜田アイススケート場の廃止を打ち出したのは、それなりの背景があるように思います。	29

浜田市スポーツ施設再配置・整備計画(案)に係るパブリックコメント意見一覧

しかし、今やカーリングは国民的な人気スポーツであり、その公式大会を開催できる施設は交流人口増大と経済波及効果をもたらす重要なインフラとなっています。北見市(北海道)のように、国の地方創生拠点整備交付金で新しいカーリング専用施設を整備するところもあるくらいです。 また、合宿の誘致においても、公式大会基準を満たす施設は限られており、サンビレッジ浜田アイススケート場は西日本随一の施設であることから、圧倒的な優位を有しています。 この際、廃止の方針を「西日本のカーリング聖地」を目指すことに転換し、地域とカーリングファンのwin-winの関係がスケート場を通じて構築できるようにしていただくことを強く望みます。	聖地を目指すには、日本選手権やパシフィックアジア選手権等の主要大会を誘致し、ぜひ開催を実現してください。 サン・ビレッジ浜田アイススケート場について、多目的室内広場へ用途変更し活用を図るとある。しかし、これは「スポーツ施設などの地域特性を生かし、大規模なスポーツ大会やスポーツ合宿等の誘致により、利用促進に努めるとともに、観光産業の振興にも繋がる交流人口の拡大を図ります」との浜田市スポーツ施設再配置・整備計画(案)自身と矛盾している。 多目的室内広場は日本中のどこの自治体にもある。加えて、民間企業でさえ所有している場合もある。その様なありふれた多目的室内広場を利用する際に、あえて浜田市を選ぶ理由はほとんどない。しかし、スケート場であれば他県からの利用も見込める。 また、この整備計画では浜田市のスポーツ人口などについて詳しく述べられている。しかし、「観光産業の振興にも繋がる交流人口の拡大を図ります」と考えるのであれば、少なくとも鳥根県や中国地方全体を考慮に入れなければならない。 つまり、浜田市スポーツ施設再配置・整備計画(案)は全体として整合性が取れていない。計画の根本的な目的に則して整備計画を考えるのであれば、サン・ビレッジ浜田アイススケート場について継続運営をするべきである。	サンビレッジ浜田スケートリンク存続希望 広島には通年リンクがありません。4月半ばにリンクが閉まってしまおうと氷を求めて倉敷へ、岡山へと移動に大変な時間がかかり親子共々疲れ果ててしまします。学校が終わって二時間半もかけて岡山へ通う生活が始まります。往復5時間です。しかし、幸い浜田のリンクが6月初めまで営業して下さるお陰で短時間で練習に行くことができ大変助かっています。また、広島から1時間少して行けて遅くまで一般で滑らせて下さるので、学校が終わってから気軽に練習に行くことが出来ました。浜田リンクの貸切が取れる一か月半が非常に有難いです。子供達の体が楽なのです。岡山から深夜12時、1時に帰宅する生活が少し減らしてやりたいです。 浜田リンクの製氷機の具合が悪いと聞きました。閉鎖になってしまったらどうするかと保護者の間で不安な声が上がっていました。今回閉鎖が決定ではないと知り、私達の声が届きリンク存続のチャンスがあるのならば、子供達のために是非是非スケートリンクを残して頂きたくお願い申し上げます。	カーリング歴9年になります。冬のシーズン中、サンビレッジ浜田には、練習や西日本大会、オープン大会に参加し、利用させて頂いております。私がカーリングを始めたのは40年代後半になってからですが、50年代後半になった今でも若い人達と一緒に競技を楽しんでいます。カーリングは、老若男女の幅広い層が対等に楽しめる格好のスポーツです。しかしながら、国内ではカーリングの競技人口は圧倒的に北海道・東北・長野等の東日本に偏っており、西日本での競技人口は少ないのが現状です。その大きな要因のひとつとして、西日本に通年で利用できるカーリング専用シートがなく、環境が整備されていないことが挙げられます。一昨年の平昌オリンピックでメダルを獲得したカーリング女子チームのロコソラーレは北海道の北見市常呂町を本拠地としていますが、常呂町はカーリングの黎明期からカーリングの町としてのブランディングに成功しています。おそろくカーリングでの町おこしが必要なのは常呂町は全国に知られることはなかったでしよう。サンビレッジ浜田は、西日本では数少ないカーリングのできる施設であり、常呂町のように浜田市内に通年のカーリング専用施設が整備されれば必ずやカーリングの町としてのブランディングが達成されるものと思います。そうなれば、中国地方のみならず西日本の大学・企業等にカーリングの部やサークルが創設され、オリンピックに出場するよう選手も輩出されること期待されます。また、いつでもカーリングができる場所ができれば、子供から高齢者まで気軽に練習や試合を楽しむことのできるサロンにもなると思われます。国際基準を満たす施設が整備されれば、国内のみならず世界的にもカーリングの町として確固たるブランドを形成できると確信します。浜田市が、西日本の常呂町となることを願ってやみません。是非ともご検討頂ければありがたく存じます。
		ご意見として承ります。 利用者が急激に増え、増えた利用者が継続的に見込まれる場合は用途変更として計画の見直しを検討する旨を追記いたします。	現在の冷涼機では通年営業は困難です。 その他はご意見として承り、利用者数が急激に増え、増えた利用者が継続的に見込まれる場合は、用途変更として計画の見直しを検討する旨を追記いたします。

浜田市スポーツ施設再配置・整備計画(案)に係るパブリックコメント意見一覧

○サンビレッジ浜田の存続について

サンビレッジ浜田を拠点に活動しています。島根県協会では、協会主催での練習会をサンビレッジ浜田で開催しています。練習会には島根県だけでなく、隣県の広島県からも多くの方が訪れ、多い日は20名以上の参加者で賑わっています。練習頻度も昨シーズンは2週1回は週1回に増やし、選手のリベルアップを図っています。カーリングの西日本選手権は毎年サンビレッジ浜田で開催されています。この大会は日本選手権やオリンピックにつながる非常に重要な大会です。年々参加チーム数が増えており、競技レベルも少しずつ上がってきています。西日本にはカーリングのできる施設はありませんが、シートの長さ、数などの関係から、公式戦のできるリンクは浜田のみです。ここがなくなってしまうと、西日本のカーリング選手は難井沢や北海道など遠方に出かけ、選手権を行わなければなりません。選手にとって、日帰的にも金銭的にも厳しくなり、参加チームの減少による大会規模の縮小が懸念されます。また、西日本の代表を決める大会を西日本でできなくなる、というのは非常に悲しいことです。

カーリングを多くの方に楽しんでもらうために、体験会やレクリエーションも行っています。これらがきっかけで、島根県でのカーリングの競技人口も少しずつ増えてきています。また、昨年末にはフィギュアスケートとカーリングのコラボイベントが開催され、子供から大人まで多くの方にカーリングを楽しんでいただきました。

サンビレッジ浜田は島根県だけでなく、西日本のカーリングのコアポイントになって必要施設です。それは、スケートなどほかの競技でも同じだと思います。私自身、大学時代、北海道でカーリングを始めましたが、地元に戻ってきて競技を続けられていたのはこの施設があったからだと思います。これからもサンビレッジ浜田を拠点とし、地元である島根県の方にカーリングの楽しさを知ってもらえるような活動をしたいと思っています。サンビレッジ浜田の存続についてご検討いただけたら嬉しく思います。

私たち広島の選手は夏場はビッグウェーブがクロズするので、岡山のリンクに行っ練習しています。

平日は学校が終わって17時頃集合してコーチの車で2時間かけて岡山のリンクに行き、1時間半滑って、2時間かけて帰ってきます。

なりたい12時までは広島に帰れますが、貸切時間が遅い日は夜中の1時は夜中の1時を過ぎることもあります。学校が遅い日は新幹線で行きます。

土日は、中国地方の選手たちが岡山に集中するので、一般営業の時間はデュウギョウ状態で練習しています。

サンビレッジ浜田のリンクが廃止されると聞いてとても悲しかったです。

もし、サンビレッジ浜田が通年リンクになったら、夏場は浜田に行っ練習できるので、廃止しないで欲しいし、通年リンクにしてほしいです！

よろしくお願ひいたします。

浜田市スポーツ施設再配置・整備計画(案)に係るパブリックコメント意見一覧

○現状における評価 ・サン・ビレッジ浜田アイススケート場は、県西部唯一の施設であるだけでなく、県内でも2カ所、中四国地方でも8カ所のうちの一つの施設であり、日本スケート連盟の選手強化拠点施設にも指定されている貴重な資源である。 ・数年前からは市や管理団体のご理解とご協力により、5～6月にかけて特別に期間を延長しての利用が可能となっているが、この期間は、県内のもう一つの施設（出雲市 湖遊館）は閉館しており、中四国地方でも倉敷、岡山の施設とこの施設だけが利用可能であり、愛好者や競技者が集まってきた。 ・また、スケートの愛好者や競技者の半数以上（7～8割）は幼児、小中学生、高校生であり、次世代を担う子ども達の貴重な居場所や経験、育ちの場となっており、子育て支援や青少年健全育成の面でも存続が望まれる社会資源である。 ○P20「施設再配置・整備の基本的な考え方の視点」について ・「老朽化の度合い」：冷凍機については故障やフロンガスの問題から更新の必要性はあるもの、施設自体はH8建築であり、継続利用に問題はない。 ・「利用状況」：H30年度は10,000人を下回ったものの、基本的には10,000人を上回っており、他の施設に比べて引けを取るものではない。教室、大会、合宿、イベント等の開催により利用者の増加は見込める。 ・「用途別の施設数」：前述のとおり中四国地方でも希少な施設である。 ・「立地のバランス」：山陰道のICに近く、市外（県東部）や県外（山陽方面）からのアクセスがよく、市外からの流入人口の拡大に寄与している。 ・「避難施設としての位置づけ」：夏季営業を行うことで避難機能を活かした猛暑対策となる。 ・「今後の人口推移」：前述のとおり、子育て支援や青少年健全育成の観点では少子化対策にも効果的な施設である。 ・「財政事情」：施設本体は大規模な修繕は不要であり、冷凍機の更新のみである。 ・「多世代」：カーリングも含め、幼児から高齢者まで、家族での利用も含め、多世代で利用されている。 ・「多層目」：スケート、アイスホッケー、カーリング ・「多志向」：愛好者から競技者まで、レジャーからスポーツまで、多志向に対応している。	現在の冷凍機では過半数は困難です。 その他はご意見として承り、利用者数が急激に増え、増えた利用者数が継続的に見込まれる場合は、用途変更とされている計画の見直しを検討する旨を追記いたします。
---	--

浜田市スポーツ施設再配置・整備計画(案)に係るパブリックコメント意見一覧

子どもはそう遠くないところに住んでいることもあり、現在もたびたび浜田に向向いている。今年の冬シーズンもほぼ毎週、子どもが浜田でスケート教室に参加している。長く浜田に居住した者として、また、現在も浜田の施設を利用している者として、浜田市スポーツ施設再配置・整備計画(案)(以下「計画案」とする。)及び、その中で特にサンビレッジのアイススケート場についてコメントをさせていただきたいと思う。

計画案の1ページに、「公共施設の1人あたりの延床面積は、全国平均と比較して過大な状態にあり(以下略)」との記載がある。その理由には、浜田市が、都市部に比べ居住地域が広範囲に及ぶ人口密度が低い中山間地域であり、また都市部に比べ公共交通機関が少なくことから、生活圏の中に施設がないと住民が利用しにくいという事情があるように思う。加えて、県西部の中心都市である浜田市には、浜田市だけではなく県西部全体の社会資源が数多く存在している等の事情も考慮すべきであろう。

浜田市はシングルマザーをサポートする施策を積極的に展開するなど子育て世代を迎え入れることを積極的に行っている。シングルマザーを含む子育て世代にとって、子どもの遊び場、経験の場の確保は大変重要な要素である。

高齢化が一層進み、高齢者および高齢者予備軍の健康増進の必要性は増すが、子どもの機会を減らすような施策は、より一層若年人口の流出を招き、高齢化率の上昇を加速させるのではないかと危惧する。子育てをする世代に魅力ある土地であることが、若年人口減少の歯止めのひとつになることは間違いないだろう。

子どもを含む若い世代は、身近なさまざまなことに興味を持ち、体験し、深めていく過程で多くのことを学び、地域を担う心豊かな大人へと成長していく。そのような観点から、施設の総数のある程度の圧縮は、維持管理のための市民の負担の面からやむを得ないことかと認識しているが、施設の確保はできるだけ多く確保して子供たちのチャレンジの機会を確保することをぜひ検討願いたい。

計画案21ページには、基本方針(2)として「市民の多様なニーズに対応した施設」と記載されている。「高齢者をはじめとした」という記載があるが、将来を担う若い世代を対象から外すとは考えにくいことから、若い世代も当然のことながら対象になることと思う。仮に県西部唯一のアイススケート場であるサンビレッジのアイススケート場を閉鎖した場合には、「市民の多様なニーズに対応」という方針に反するのではないだろうか。加えていうならば、スケートというスポーツは、他のスポーツ同様マスターズが存在するスポーツで、浜田市総合振興計画や浜田市教育振興計画で振興対象となっている生涯スポーツのひとつである。そのような観点からスケートをとらえなおすこともできると考える。

サンビレッジのアイススケート場は、カーリングの大会が開催できる県内唯一の施設であり、県内外からカーリングチームが練習や大会に来ていたり「多様なニーズへの対応」と両立しない。ビレッジのアイススケート場が閉鎖されれば、島根県からカーリング場がなくなることになり、前述の基本方針(2)で掲げる「多様なニーズへの対応」と両立しない。

また、県東部のアイススケート場(洞遊館、浜田市役所から112km)、隣県のアイススケート場(広島ビックウェーブ、浜田市役所から103km/下松健康パーク、浜田市役所から143km)ともに、継続して通うにはあまり難れている。以上のような現状から、サンビレッジのアイススケート場が他に代わりのない施設であるということができる。

県東部に比べ、県西部は、習い事などの民間の機関の数、種類が少ないとたびたび耳にしてきた。民間の機関が少ないのは採算がとりにくいという事情があると推察される。その差を公共の施設、機関等で完全に埋めることは難しいが、現在の施設の閉鎖はさらなる格差を生み、子育て世代からみれば魅力が減ることになると感じている。

サンビレッジのアイススケート場に関しては、フロンの問題などもあり、施設改修維持管理にかなり高額な費用が掛かると承知している。現在の当該施設のフロンがどの世代のものであるか把握していないが、製造や消費が終了するフロンであるのならば、当面は再生フロンを調達したうえで、当面は再生フロンを調達したうえで、施設の維持を図ることをぜひ検討いただきたい。

P21の基本方針以降で示している内容は今後維持活用する施設についての方針を示しており、矛盾や整合性が取れないとは考えていません。
その他はご意見として承り、利用者数が急激に増え、増えた利用者数が継続的に見込まれる場合は、用途変更とされている計画の見直しを検討する旨を追記いたします。

浜田市スポーツ施設再配置・整備計画(案)に係るパブリックコメント意見一覧

サンビレッジのアイススケート場の利用者が減少していることが、計画案17ページに記載されているが、大橋に利用者が減少している昨年度は、夏前に故障した施設の修理が、例年の営業開始時期である10月になってから始まらず、営業開始が12月後半までずれ込み、営業期間が例年の約半分に減少したことが主因であり、他の年度と単純に比較することはできない。その間に、スケート場が閉鎖となったとの憶測が広がり、さらに利用者が減少する結果となったようにも感じている。 利用者については、その数を増やすための工夫の余地がまだまだあると感じている。 サンビレッジ自体が公共交通ルートから離れていることが、集客の足かせになっていると感じている。たとえば市内内外の高校生や大学生が友達と滑りに行こうと思っても、車がなければたどり着くのが大変である。バスのルートに組み込む、事前予約制で有料の送迎をするなどほどこないだろうか。また積極的に広報を行うことも、これまでほとんどされてこなかっただけに効果的ではないだろうか。何度も開業方針の報道があったため、まだ営業しているのかとの間われることが多い。様々な媒体を通じて、まずアイススケート場営業中の周知を図ること、計画案21ページにも記載があるが、一部の学校で行われているような「学校体育施設との連携」など、まだいくつかも方策はあると考える。 様々な方策を駆使して、県西部唯一のアイススケート場をぜひ存続させてほしいと希望している。	
いつもはビッグウェーブで練習していますが、閉館期間の半年は岡山です。しかし10月と4月は浜田のリンクを使わせていただいています。 また、広島がイベントなどな場合もよく使わせていただいています。 37 岡山に行くより便利でスタッフの方々も練習に協力いただきたき大好きなリンクです。 是非存続して下さい。 宜しくお願い致します。	ご意見として承ります。 利用者が急激に増え、増えた利用者が継続的に見込まれる場合は、用途変更としていて計画の見直しを検討する旨を追記いたします。
サンビレッジ浜田スケートリンクの存続を希望致します。 存続のために何か出来る事を考えてみて、近年アイスショーが人気を集めていて、浜田市の方も興味がある方が多く、よく問い合わせがあります。 38 広島ビッグウェーブでは1月にプリンスアイスショー、4月に浅田真央さんサクスツアーが開催されチケットはなかなか手に入らない様です。 そのショーには市民に公募のスケート教室もあります。 またアウトレットの中のワンダーリンクでは定期的にフィギュアの選手の演技とフィギュアの見方の説明をさせて頂いています。 定期的にイベントを行うことで集客のお手伝いが出来ればと考えています	ご意見として承ります。 利用者が急激に増え、増えた利用者が継続的に見込まれる場合は用途変更としていて計画の見直しを検討する旨を追記いたします。
サンビレッジ浜田 スケートリンクについて この度の、サンビレッジ浜田スケートリンクの廃止案を知り、とても残念に思います。私の友人の子供たちがスケートをしているとき、とても生き生きと楽しめ、目が輝きに満ちていました。子供達はスケートを通して多くのことを学び成長したと思います。子供たちがこの土地で感じた喜びや感動、その経験が子供たちの大きな財産となり、地元で暮らしたい・都会に出た若者たちも地元に戻ってきてほしいという思いの一つになる。それは未来の浜田市の大きな財産につながると思います。 39 浜田市の人口減少は大きな課題ですが、若い世代が魅力を感じる地元、そして人を呼び込む方法の一つとして、浜田市の特化した財産である希少なスケート場を活かし浜田市の土台を作ることも方法ではないでしょうか。 スケート場の周知度アップ、利用者増については、例えば日本遺産である石見神楽とのタイアップ企画、学校での行事の一つに取り入れるなども、県・市・市民全体で知恵を出し合い、再度存続についてご検討いただきたいと思います。	ご意見として承ります。 利用者が急激に増え、増えた利用者が継続的に見込まれる場合は、用途変更としていて計画の見直しを検討する旨を追記いたします。

浜田市スポーツ施設再配置・整備計画(案)に係るパブリックコメント意見一覧

浜田で生まれ育った僕は、保育園のときから園の行事として年に一度、小学校に上がってから、同じように年に一度授業でサンビレッジ浜田のスケートリンクでのスケートを楽しんできました。それがきっかけで、小学校3年生の時から競技としてのフィギュアスケートに本格的に取り組み始め、小学校5年生、中学生の間は毎年、全国大会に出場しました。ここ数年、サンビレッジ浜田のスケートリンクが廃止になると新聞でみたり、噂もよく聞くようになり、浜田ではもうスケートを続けていけないかもしれないと考え、広島の高校へ進学しました。今は広島にアパートを借りて一人暮らしをしながら、今月出場するインターハイと国体に向けて練習を積んでいます。でも、できることなら、地元で仲間たちといっしょにスケートを続け、島根県代表として色々な大会に出たかったし、いつか浜田に戻ってきてまたスケートを続けられるようにスケートリンクがずっとあってほしい、これが僕の率直な気持ちです。	現在、冷房機では通年営業は困難です。 その他はご意見として承り、利用者が急激に増え、増えた利用者が継続的に見込まれる場合は、用途変更とされている計画の見直しを検討する旨を追記いたします。
今までたくさんサンビレッジのリンクを利用して、日本各地のリンクでも合宿等での練習をしたことのある僕が意見を書くことで、少しでもサンビレッジ浜田のスケートリンクが続けられる方向に役立つかもしれないと思って、これを書いています。 中四国地方では、岡山県にたった2施設しか通年利用できるスケートリンクがありません。どちらも夏はとてども混んでいて、よい練習をすることが難しいです。サンビレッジ浜田のリンクは、大きさが正味のリンクとは違っているのですが、大きな大会のためのプログラム練習をするには適しています。基礎の要素(スケーターやジャンプ・スピンなど)の練習をするには十分な環境です。もし、1年中滑れるリンクとなったら、浜田市内だけではなく、島根県内、県外からも多くの選手が滑りにくく思われます。今までも毎年、広島ビッグウェーブがオープンする前と聞きました。岡山に行くより移動時間が短くて楽なことと貸切の時期から開いて運くまでやっていたときには、広島からたくさんフィギュア選手が一般営業中にも、貸切にも来て滑っていました。岡山に行くより移動時間が短くて楽なことと貸切の時期から開いて運くまでやっていたときには、広島からたくさんフィギュア選手が一般営業中にも、フィギュアスケートやカーリングの選手がもともとたくさん浜田に来るようになっていきます。 だから、サンビレッジ浜田のスケートリンクをつぶさないで、1年中利用できるリンクに変えてほしいです。そうしたらスケート仲間から広まって、たくさんの方が浜田にスケートの合宿や練習をしに来ると思います。どのくらい選手たちが練習に来るのか、広島や岡山、山口のリンクに練習に来ている人たちにアンケートをとったらか分かります。もし、それで本当に人がいっぱい滑りに来てくれることがわかったら、浜田のスケートリンクを廃止しないでください。お願いします。 地元浜田でまた仲間と一緒に楽しく滑れる日があるといいなと思います。 だから、サンビレッジ浜田のスケートリンクをつぶさないで、1年中利用できるリンクに変えてほしいです。そうしたらスケート仲間から広まって、たくさんの方が浜田にスケートの合宿や練習をしに来ると思います。どのくらい選手たちが練習に来るのか、広島や岡山、山口のリンクに練習に来ている人たちにアンケートをとったらか分かります。もし、それで本当に人がいっぱい滑りに来てくれることがわかったら、浜田のスケートリンクを廃止しないでください。お願いします。 地元浜田でまた仲間と一緒に楽しく滑れる日があるといいなと思います。	現在、冷房機では通年営業は困難です。 その他はご意見として承り、利用者が急激に増え、増えた利用者が継続的に見込まれる場合は、用途変更とされている計画の見直しを検討する旨を追記いたします。

浜田市スポーツ施設再配置・整備計画(案)に係るパブリックコメント意見一覧

10年近くサンビレッジ浜田のリンクを利用者として見てきた立場で、この計画(案)で示された用途変更ではなく、存続させてさらに浜田市を盛り上げるように改善するための提案をいたします。 ご存知の通り、フィギュアスケートは近年かなり人気の高いスポーツであり、その練習や競技の場であるスケートリンクは、運営やメンテナンスに多額の費用がかかるにも関わらず、需要が高く、国内で昨年も新たなリンクがオープンし、今後ますますに建設が予定されているものもある状況です。また、カーリングは冬季オリンピックでも注目され、小学生から60歳以上まで幅広い年齢の選手で競技されているスポーツです。 サンビレッジ浜田は、長年営業してきたおかげで、スケートリンクとして広く周知されており、ここ数年はそれほど広報をせずとも市外や県外のスケート・カーリング愛好者の皆さんの利用は絶えません。しかし、近年、冷凍機の故障や不具合を理由に、スケート可能期間は短縮し、オープン日の決定も遅く、周知されず、そんな中では広報も大々的にはできないということなのか、以前の指定管理者が行っていたようなチラシの折り込みや配布などの人を呼ぶための活動も見なくなりました。毎年、10月初旬には開き、11月からはスケート教室も始まり活気づいていたのが、年末からのオープンとなったりして、来場者数が減少するのは当然です。 時代の変遷による現冷却機体の製造や使用の中止と冷凍機の経年劣化による故障とは別の問題です。市が国からスケート場を約610万円で購入したときから冷凍機の寿命や修理にかかる費用は把握できていたのではなかったのでしょうか。そして、建物の寿命まで継続運営していくつもりであるのなら、冷凍機の更新のための準備をする必要があったのではないのでしょうか。もし、それができていなかったとしても、スケートリンクの需要から考えると、冷凍機の更新をして、やり方次第で十分に、設備投資に見合った浜田市への還元ができる施設であると考えます。	現在の冷凍機では通年営業は困難です。 その他はご意見として承り、利用者数が急激に増え、増えた利用者数が継続的に見込まれる場合は、用途変更とされている計画の見直しを検討する旨を追記いたします。 例年、ビッグウェーブは10月の終わりから4月の初旬までスケート利用ができますので、それ以外の期間でサンビレッジ浜田のリンクが営業していることが重要で、特にオフシーズン(夏季)の西日本全域からの競技関係者の練習の場所となることが見込まれ、夏休みは全国の大学のスケート部の合宿に利用される可能性が高いと考えます。浜田市に多くの方が、スケートリンクの利用のために訪れ、飲食をし、宿泊します。浜田道の利用もさらに増えるでしょう。これらは、ただの夢の話ではありませんが、大きな設備投資、費用がかかるため、浜田市にとってプラスになるという裏付けが必要です。具体的な提案①として、関係団体(フィギュアスケート、カーリング、ホッケー等)に5月～10月もスケート場を営業をした場合、サンビレッジ浜田のスケート場の利用希望の有無、利用希望期間(日数)、宿泊希望施設、利用人数、一日あたりの利用時間、行きたい周辺施設や場所、などについてのアンケート調査を、合宿利用の誘致の観点からも観光交流課、利用者団体と協力して行うことを求めます。浜田市が行っている合宿誘致の事業のアピールにもなり、利用増が見込まれます。 また、市外県外からの利用以外にも、浜田市民に有効活用されることが大切です。数年前までは、保育園や小学校、町内会、子供会などの地元団体に利用される様子をよく見ておりました。団体で入られるみなさんの靴ひもを結んだりしてお手伝いをしてお手伝いをしていただくこともあります。そんな姿が、ここ数年少なくなり、残念に思っています。指定管理者の方針だと書われればそうですが、地元のみならず楽しく活用していただくような取り組みをもっととされたほうがいいと思いますし、地元を活用してもらえ活動はたくさん提案できます。指定管理者は利用者たちの声を傾けてよいアイデアがあれば採用し実行することで、評判もよくなりピーク率も上がると思うのですが、残念ながらそういう機会がありません。 具体的な提案②として、スケート場の利用拡大やスケート場を活用した浜田市の活性化のためのアイデアを、指定管理者が募集し(用紙設置やホームページ等で)、利用者、市(教育委員会、観光交流課)と協力して、できることから実行する仕組みをつくることを提案します。今までも利用者としての提案をしてきたつもりですが、実際に取り組んでくださるまでに至らず歯がゆい思いをしてきました。地元大会の開催や、一般客対象のお楽しみイベント、著名人を呼ぶためのアイスショーなど提案から実行までの道筋が欲しいのです。 以上、冷凍機の更新、通年営業への施設改善、各団体への利用意思調査、施設活用アイデア募集についてご検討いただけますようお願いいたします。 市の考えをお聞かせください。
--	---

浜田市スポーツ施設再配置・整備計画(案)に係るパブリックコメント意見一覧

サンビレッジ浜田通年営業化希望について 県内のフィギュアスケートのクラブの代表として意見させていただきま 県内に通年リンクがなくなると選手は、夏は岡山まで片道3時間掛けて練習に通っていただきます。浜田で通年の開業をしていただければ、夏休みは岡山にアパートを借りて練習しているのが浜田で出来れば、こちらとしても比較的安価になり、その分浜田に別の方向でお金を落とすことにもなるのではないのでしょうか？また、夏は平日も学校が終わってから岡山まで練習に行きますが、貸切の時間の設定がないため浜田を利用することが出来ません。学校修了後、出費からでも行けるような夜通い時間の貸切があれば利用出来るのにといつも残念におもっています。 また夏の利用協も賛切しかなく、時間をかけて行ってもその時間しか練習出来ないとなれば、一日中練習が出来ないのが現状です。フィギュアスケートの選手は冬は大会が目白押しです。夏に練習をしたいのですがどうしても場所も時間も恵まれていないのが現状です。浜田で通年営業について考慮と聞いて意見させていただきました。よろしく願います。	現在の冷凍機では通年営業は困難です。 ご意見として承り、利用者が急激に増え、増えた利用者が継続的に見込まれる場合は、用途変更としている計画の見直しを検討する旨を追記いたします。
案1. 施設の一部を民間へ貸し出すことで、費用負担を減らす ・民間の売店 ・民間のレジャー施設 ・1階を冷凍倉庫にして、2階をスケート、カーリング施設すると光熱費も合わせて減らすことができます(車の流れを2つ確保する必要があると思います) 案2. 浜田市の全スポーツ施設を利用してもらえるように総合管治所を設けて、そこから各スポーツ施設に移動できるようにする。 ・全国から、合宿や強化選手の練習場として提供する ・スケート場やカーリング場は通年を通して利用できることで、特に西日本を中心とした合宿や強化選手の練習場として提供する。以上に話題性があると思います。 ・東南アジアからの活用も考えると観光も合わせて活性化できるのではと思います。	提案された施設改修は困難であり、また現在の冷凍機では通年営業は困難です。
日本カーリング協会では強化委員も務めて、日本のカーリングを強くしていくという思いで毎年活動しています。今回、サンビレッジ浜田の活用方法について意見させていただきました。 カーリングという競技は今日ではようやく知名度も上がり、さまざまなメディアでとりあげただけでいいと思います。先の平昌オリンピックでは女子がメダルを取り、その後のもありあがりは数年前とは比べものにならないほどです。来年は横浜で全国大会が開催されることがきまり、首都圏での大会は久しぶりで、まだまだ盛り上がっていくことと思っています。 さて、カーリングも冬のスポーツですので、北海道や長野県のチームがトップチームに名前をそろえています。過去のオリンピックチームをみても、その2県出身からのメンバーとなっています。なぜそのような偏りがあるのか、どちらの場所にもカーリングの専用リンクがあるというのがあります。 北海道のカーリングの発祥の地は帯広町というオホーツク海に面した田舎町です。産業も漁業くらいしかない、町のなかに1980年代当時コンビニもなかったほどです。そんな田舎町に1988年にはじめてカーリングの専用リンクが作られました。その後のカーリングの発展はこの地域からといっても過言ではありません。女子の銅メダルをとったチームもこの出身です。カーリングは冬のスポーツですが、室内スポーツなので氷があればできます。そして、カーリング専用というのが大事です。 こちらのサンビレッジ浜田も西日本の中ではだいぶ前からカーリングのできる場所として発展されて、カーリングのシートが常設している場所としては全国的にもめずらしい場所です。そんな建物がさまざまな事情により、閉鎖へと向かっていくことを聞き及んでいます。閉鎖のあとは、多目的利用の場所として整備されるようにも聞きましたが、それで浜田市が発展していきますでしょうか。	現在、施設改修は困難であり、また現在の冷凍機では通年営業は困難です。

浜田市スポーツ施設再配置・整備計画(案)に係るパブリックコメント意見一覧

44	さきほどもいいましたが、常呂町はまるで田舎町です。そんな町に現在は2つ目のカーリング専用ホールができあがり、毎年北海道にかぎらず、韓国やロシアなどからも合宿等で来日され、それぞれの力を奮えていっているような現状があります。活用されているからこそこの新たに建て替えられたという経緯もあります。 浜田市も似たような田舎町ですが、常呂町とちがうのは交通の便がかなりよいのです。都市部の広島からも近く、九州、関西からも鉄道等を使ってかなり地理的好立地にあります。また、韓国や中国からの便も米子空港を使って来県することも可能です。 ずばりいいいますと、サンビレッジ浜田をカーリング専用のリンクにしたいです。 浜田市をカーリングを通じて国際都市にしていけないかということです。 西日本だけをみていたら、さほどのニーズは正直ないかもしれません。継続するだけのメリットもない気がします。目をアジアに向けてください。こんないい場所はないです。現在カーリングの専用リンクは北海道では札幌・帯広市・稚内市・妹背牛町、長野県軽井沢町、山梨県、青森市。ほかには盛岡と新潟にありますが、専用ではありません。北海道や軽井沢はすでに利用者が飽和状態で、あらたな場所が求められています。 ぜひ浜田市にカーリング専用リンクをつくってほしいです。 さきごろ島根県の知名度調査が発表されておりました。内容もみえるかぎり、全体的な知名度の低さもさることながら、知っていることも出雲大社や石見銀山などの県東部にある名所ばかりでした。 浜田市にないを求めてきたらいいのです。我々カーリングするものたちは毎年浜田に来ます。「サンビレッジ浜田」があるからです。ここから知名度を上げていくこともできるはずなんです。していただきたいのです。サッカー場や多目的広場、公園、などなどこれらもどこにでもありますが。カーリング専用リンクは全国に10もありません。浜田市にできることがとても貴重なのです。 どうか、ぜひ前向きに考えていただき、この建物の価値を高めて、全国にかぎらず、アジアからまた世界へと浜田市の名を広めていきたいのです。どうぞよろしくお願いします。	ご意見として承ります。 利用者が急激に増え、増えた利用者数が継続的に見込まれる場合は、用途変更として計画の見直しを検討する旨を追記いたします。
45	サンビレッジ浜田(以降、当施設)というスケート場がオープンしたこと、当時西日本唯一のカーリングシートの常設されている施設として建設されたことが売りということでそのスケールの大きさに感動したことを今でも覚えています。 以来20数年が経ち、当施設では毎年西日本カーリング選手権が開催される重要な施設として利用され、あわせて西日本カーリング界の拠点としてオープン大会の開催、島根県カーリング協会主催の大会開催など数多く熱戦が行われる施設として定着してきました。 現在、施設の老朽化が原因で当施設のスケート場としての運営禁止がとられ、西日本カーリング関係者はもとより知人のフィギュアスケート関係者等から存続を願う声を多数伺っております。 廃止に係る懸念材料は置々承知の上ではございますが、当施設に関わってきたものとして今後も家々ならない施設の利用と若い利用者の可能性が続くことを期待しご意見させていただきます。	サンビレッジ浜田がカーリングの西日本エリアで重要な施設であることは認識しております。 その他はご意見として承り、利用者が急激に増え、増えた利用者数が継続的に見込まれる場合は、用途変更として計画の見直しを検討する旨を追記いたします。
46	サンビレッジ浜田屋内アイススケートリンクについて ここでは、クラブ等があり多くの友達や交流をしてきて、成長期の子供たちにとって成長を促す場として、いつか影ながら応援をしてきました。 昨年から説明会やいろいろな方々の意見や考えを聞く中で、この施設は子供たちにとって、ぜひ存続して欲しいと思うようになってきました。理由は2つあります。 ① 子ども達はいろいろな将来の計画や夢をもって毎日生活し、学校へ通っています。将来スケートの選手になる目的や目標が身近に施設がなくなることによって選択肢が減り、影響が出るのではと心配しています。 ② 今の1つは、財政的な課題と問題です。経費削減が目的であれば、市民合意のない大型建設事業です。具体的には、歴史資料館なども考えるべきではないでしょうか。各種の無駄をあらためることに求めるべきではありませんか。	ご意見として承ります。 利用者が急激に増え、増えた利用者数が継続的に見込まれる場合は用途変更として計画の見直しを検討する旨を追記いたします。

浜田市スポーツ施設再配置・整備計画(案)に係るパブリックコメント意見一覧

浜田市スポーツ施設再配置・整備計画(案)について

この浜田市スポーツ施設再配置・整備計画(案)はスポーツ推進審議会の審議結果をまとめた「答申」を重視して教育委員会が作成しています。この計画(案)作成の過程を含め、いくつかの問題点の指摘とそれの問題点をふまえた提案をしたいと思います。

答申を出したスポーツ推進審議会の5回にわたって公開で行われた会議の議事録を読むと、2回目(平成28年12月12日)の会議で、大項目3つに沿って検討されており、1.が東公園(野球場、陸上競技場、テニス場、プール)について、2.はサンビレッジ浜田のスケート場とスポーツ広場(サッカー場)について、3.はそれ以外の各自治区のスポーツ施設についてでした。議事録によると、事務局(教育委員会)が各施設について資料に沿った説明をしています。サンビレッジの説明で「この施設については大きく2つにわけております。スケート場、もう一つはスポーツ広場。主にサッカー場で利用されております。ですのでスケート場とスポーツ広場というところで別々に結論のほうをお話致します。スケート場につきましては結論だけ申し上げますと、かかる経費・利用人数など費用対効果の観点から考えると厳しい判断を下さざるを得ない施設であるという風に考えております。(原文どおり)」と話しています。

①事務局が、これから審議すべきことについて現状の説明を超えて「どういう判断をするべきかの結論」を話すのはスポーツ施設の再配置・整備に関する諮問会議の進め方として不適切ではないでしょうか。

また今回の計画の基となるスポーツ推進審議会の資料や答申で何度も「費用対効果」という言葉が出てきます。令和元年12月18日に、スケート場の利用者を対象に行われたこの計画(案)の説明会での説明をうけて利用者が提出した質問書で、『浜田市スポーツ施設再配置・整備計画(案)ではサンビレッジのスケート場は「費用対効果を勘案し、大規模な改修はせず2022年度を目途に用途変更を行う。」とあるが費用対効果の「費用はいくらと見積もり」それに対する「どういう効果をどう測った」のか?全施設についてその費用対効果を測ったと考えられるので当時の資料をいただきたい。(原文通り)』や「費用対効果を測った計算式は答申資料1のどれにあたりますか? (原文通り)」との要望・質問に対し、「浜田市からの回答」として『費用対効果を測った計算式はありません、すべては「費用対効果の中で、近い将来に多額の経費を要すること、現状での指定管理費や修繕費などのかかる経費、そして開館20年以上を経過し、設置当初と社会状況等、大きく変化していること等からCとして評価されました。』(『内原文通り)』と回答がありました。この浜田市の回答では、審議会において、「内容を説明できない事務局の言う費用対効果」に基づいて答申が作成されたと言っているようなもので、回答が本当なら言葉だけ使っているが費用対効果の算出という必要な作業を行っておらず問題がある評価・答申ということになりませんか。

②費用対効果を測る計算式は複数あって然るべきで、「費用対効果」と表現する以上、この費用の数値に対するこの項目の数値を比較したというものがあり、説明できなくはいけないのではないのでしょうか。そして本来「費用対効果の費用」は対象の全施設について建設時、取得時からの将来の解体処分までに要する工事費用、取得費用、指定管理料を含むランニングコスト等を換算して総利用期間で割ったものを用いるなどしないと、公平な比較ができないと考えます。スケート場は国からの取得にかかった費用は約610万円であり、取得に関しては他の施設に比べて浜田市の負担(費用)が高いとは思えません。やはり取得から耐用年数を経て解体するまでに浜田市が負担する総額に対し、運用期間を通じての収入や利用者数、広域利用による経済効果などを比べ、全施設を公平に議論・評価するべきではないでしょうか。

浜田市スポーツ施設再配置・整備計画(案)に係るパブリックコメント意見一覧

スポーツ推進審議会の委員の構成は学識経験者2名、体育関係団体3名(陸上、野球、サッカー)、各自治区代表5名の合計10名でした。競技関係者が含まれていた野球場、陸上競技場(ともに東公園を含む)については多くの時間を使って、問題点や利用者の要望などが議論され、ていねいに審議されていますが、スケート場に関しては大項目2に含まれていても競技団体関係者は委員にいないため、「結論のほうをお話しします」として説明された資料の文書がほぼそのまま答申になっています。

そして2回目の会議(平成28年12月12日)の議事録によると施設の評価を委員が行う表をみながら、委員から「他の地区や利用しない施設のラングづけは無理だ」「各施設の現場を見たらどう」「1回も行ったことがない」「結論に目で見えないとわからないとわかっていません。」といった意見が述べられました。委員から「〇〇さんが言われたように、自分のところは分かるけども他のところは分からないってことが、当然あるとおもいます。実際に目で見ていないとわからないとわかっていません。」(原文どおり)」「自分の思いがあるところに「これは入れて貰う」とか(原文通り)」と促しています。その結果10人で行われた評価の1人が、施設によって評価を受けた人数が5人～9人と大きく開きがあります。

③施設によって評価を受けた人数が5人～9人と大きく開きがあります。

3回目(平成29年1月16日)の会議では、委員の皆さんが各施設の評価をした一覧表が資料として配られており、委員の方のつけた「最終評価」ABCDの数と「事務局案」としてABCDの評価が記載されています。この時点ではサンビレッジのスケート場の評価者は6名で内訳はAが2名、Bが3名、Dが1名となっており、事務局案はB(現状維持)でした。これが答申では評価C(地域管理・用途変更)に変わった経緯を知りたくて、質問書で「費用対効果を⑥資料1の①～⑥で評価したとすればその費用対効果すべてがAとBで総合評価がCとなっているのはなぜですか? (ほかにもそういう施設はありません) ③スポーツ推進審議会の評価結果の集計(H29.1.16)ではスケート場は費用対効果(事務局案)もBとなっており、審議会の判定結果を教育委員会が「纏める(議事録より)」としている過程でBからCへ変わった理由を詳しく説明してください。(原文通り)」「答申の類似団体との比較でも、他の地方公共団体がスケート場の数0であってもその特殊性から適正数は1となっている(議事録より)」とされています。審議会を含めて答申を纏める段階で正しく評価検討されていないという質問、指摘に対して「浜田市からの回答」では「④⑤費用対効果の測定した計算式はありません、すべては「費用対効果の中で、近い将来に多額の経費を要すること、現状での指定管理費や修繕費などのかかる経費、そして開館20年以上経過し、設置当初と社会状況等、大きく変化していること等からCとして評価されました。(原文通り)」というものでした。

しかし、この3回目の会議で資料として「スポーツ施設の適正な配置及び整備についてH29.1.16」「(表3)類似団体のスポーツ施設の現状」という2つの資料が配られています。このうち「(表3)類似団体のスポーツ施設の現状」は最終的に答申として出されている資料3と一見同じものですが、違う点があり、スケート場の適正数が0とされています。この日(平成29年1月16日)の議事録を見ると、類似団体と比較して適正数は0だから、この資料と「整合性を持たせる必要がある」と事務局が説明しています。それで評価はB(現状維持)からC(用途変更)へ変わったのだと、議事録と資料を一緒に見てわかりました。ではなぜ、答申として発表されたものはスケート場の適正数を1にしているのでしょうか。利用者からの質問書での「答申の類似団体との比較でも、他の地方公共団体がスケート場の数0であってもその特殊性から適正数は1となっています」という指摘に対しては、審議会がスケート場の適正数を0とした資料を配り、それに整合させなければならぬと説明した経緯に関する回答はありませんでした。答申だけを見れば、資料3にスケート場の適正数1とあるため、審議会として適正数は1なんだけれど「費用対効果の観点から考えると、廃止といった厳しい判断はならぬ」という判断をしたものだと受け取るのが自然ですが、「会議では適正数は0とした資料を委員に配布・説明しその指標へ整合性を求め、本来Bであるはずの評価をCに変え、作画的にその事実を隠そうと答申の資料3では適正数を1としたのではないかと疑われてしまう可能性がある」と思います。

④議事録によると、委員に配った資料でスケート場の適正数は0という指標を示し整合させる必要を説いているために評価がBからCに変わっており、評価変更の直接の原因となっている資料の数字(施設の適正数)を発表する答申で変更していることに非常に問題があり、そういった過程を知り得ない利用者からの「答申の資料3のスケート場の適正数1と施設評価をC用途変更としたことに矛盾がある」との指摘」があったときにも、経緯の説明が必要だったと思います。

審議会での資料での事務局の説明や、ほぼそのまま答申になっている説明には、スケート場を廃止した場合、用途変更としてゲートボールやグラウンドゴルフでの利用が考えられると示していますが、審議会の議事録に用途変更する場合にかかる工事費(費用)や変更後の利用見込み人数(効果)について議論した様子はありません。

⑤このスポーツ施設再配置・整備計画案ではスケート場について費用対効果を理由に用途変更としながら、変更後の施設利用についての費用対効果を検証していないため、筋が通っていません。スケート場についての「用途変更、廃止ありき」で作られたと言われたとしても仕方なく、問題がありません。市は冷凍機の更新について、令和元年に複数の市議会議員さんから情報で国の助成金(補助率10分の10を含む)が使え可能性を把握しており、議会でも補助率3分の2の助成金が活用できると答申しています。費用対効果の費用が少なくなれば効果しか残りませんので、国の助成金についても市議会議員さんに協力してもらいながら情報収集と採択を受けられるように申請について検討するべきです。

スポーツ推進審議会の審議結果をまとめた「答申」についてはスポーツ推進審議会委員の総合的な判断で答申が作成されたものであり、尊重すべきことと判断しています。また、その他はご意見として承ります。

浜田市スポーツ施設再配置・整備計画(案)に係るパブリックコメント意見一覧

また、答申にはスケート場の利用者数について「県西部の人口規模で、現状1万人を確保していることは、指定管理者の努力によるものであるが、収支をまかなうだけの入館者の増は難しい現状である。(原文どおり)」とあります。

④ 今回評価対象の全スポーツ施設について利用料収入で収支をまかなっている施設は無く、それぞれどこからスケート場は36施設中で利用料収入1位、収入比率(利用料収入/指定管理料)1位であり、指定管理料に対する利用料収入という費用対効果は答申に反しどの施設より高いと言えます。オープン時に利用者数2万人で自主財源で運営できていたものであれば、多少乱暴かもしれませんが、利用者数が現在の2倍以上になれば自主財源で運営できる可能性があるとことです。評価対象36施設の収入比率で考えて、このような現在の2倍の利用者数になれば利用料収入で運営できる可能性のある施設はいくつもありません。利用者増の取組みを成功させることで、最も自主財源で運営できる可能性が高い(収益力の高い)施設とも言える訳です。現状の利用者数約1万人については、「安定した競技人口」と「施設の希少性による広域からの利用」によって支えられているものもあり、答申で示された市民の利用割合が低い(約40%)ということは、市外県外からスケート場を利用するために競技者なり一般利用の客なりがのべ6000人訪れていることを示しています。利用者数増に向けて、「利用者・市民からの提案について、利用者や観光交流課と協力して検討していただき」と回答をいただきたところでもあります。市民の利用が少ないことをマイナース評価として捉えるのではなく、現状では増やす策を実行していないのですから票を募集してやれることに次々に取組んで、浜田市の交流人口を増やすためにスケート場を使うべきだと思います。

スケート場は市外県外からの利用も多く、毎年行われているカーリングの西日本選手権大会をはじめとして交流人口の増大に資する可能性が最も高いスポーツ施設と言えます。このため、冷凍機を更新して出雲市と広島市のスケートトリック浜田のスケート場を営業した場合かなりの利用があると思われ、「利用者団体や観光交流課と協力して調査・検討するべきではないですか?」との質問に「検討します」と回答くださいました。過去6月まで専用利用を受けていた頃から利用実績のある関係団体や全国のスケート部のある大学やカーリング団体等を対象に、夏季営業した場合に利用の希望、周辺施設の利用希望、宿泊予定先、利用期間、人数、その他必要と思われる事項などを入れてアンケート調査を行うことで、実需要(効果)を知ることができ、費用についても見積もる必要があることから、更新した場合の年間のランニングコストについて知りたいたいと思ひ質問書で「冷凍機を更新した場合のランニングコストについて年間の概算ではありますすが試算をしております。」と回答下さっています。行った試算内容を根拠を含めておしえてください。」と送ったところ、「浜田市からの回答」として「内部資料のため提示しません。」とのことでした。

⑦ 内部資料だからと断るのではなく、概算の試算で構いませんので教えていただけないでしょうか。もしかしたら教育委員会とは違った視点で市民や利用者の考えが役立つこともあると考えます。

この計画(案)の中で(22頁)3再配置・整備方針が示されています。説明会でも利用者から意見や質問がありましたが、記録によると「拠点施設とは市、県大会等の会場として利用されていることや当該スポーツの主要施設として、優先的に改修を行う必要があること」「定義」されており、スケート場はオリンピック競技の西日本大会が毎年行われていることから拠点施設分類されなければならない。なぜ分類すらされていないのか?廃止ありきの計画ではないのか?との質問に対し、事務局は「ありきと言われればありますが、スタートの答申が廃止になっていきますので」と回答しています。

⑧ すべての施設を区分の定義に照らして分類評価すべきなのに、スケート場についてのみ区分を行っておらず問題があります。定義に照らして区分し、拠点施設を優先的に改修を行う必要があるのではないですか?

⑨ 以上の理由から、スケート場に限りて言えば、答申、計画の作成過程に問題があるため、スケート場の部分について計画の見直し・変更が必要だと考えます。以上の指摘に沿って、答申作成の過程(議事録や配布資料)を検証しても、評価の変更や見直しが必要ないとする場合、各項目について市民や利用者が納得する合理的な説明をする必要があります。以上①～⑨の意見について市の考え方をわかりやすく示していただけるとありがたい存じます。よろしくお願い申し上げます。

浜田市スポーツ施設再配置・整備計画(案)に係るパブリックコメント意見一覧

サンビレッジ浜田、スケートリンク存続のお願い 遊びながら楽しくいくつかの間に本格的に始めて、毎日の様に練習に通っていたお陰で、今は大学のスケート部で活動しています。フィギュアスケートはお金がかかるイメージですが、始めた頃は年間パスポートがあったので他の習い事と変わらなかったと母から聞きました。ボランティアの方がとても良くしてくださったり、本当にサンビレッジに育ててもらったと言っても過言ではないと思っています。そのリンクが廃止になったらどうしていいか聞いてコメントを書こうと思いました。 東京のリンクは私の知っている限りでは3つですが、どこも利用者が多くクラブ所属での貸し切りでないかと思いますが、温泉水が近くにある、きれいな海が見え、おいしい魚が食べられるところと言うだけでも魅力があるそうです。冬・春休みに合宿をするには良い所だと思います。都会の人から見ると、温泉が近くにあり、きれいな海が見え、おいしい魚が食べられるところと言うだけでも魅力があるそうです。金銭的余裕もある人が多いです。リンクを探して沖縄や北海道に行く人も少なくありません。おそろしく宣伝の仕方によってはお客が見込めるとも思います。また通年利用が出来るようになれば、1時間当たりの貸し切り利用料が高価でも利用団体は全国から見込めるとも思います。それなのに何故廃止しようとしているのか勿体ないことだと思います。九州ではまた新しいリンクを作ると聞いています。一から施設を作るのは非常に大変なことだと思います。何か意味があるのだからと断念してしまいたいと思います。せつなくある貴重な施設を廃止しようとする前に、もっと広い視野でサンビレッジの存在意義を考えて欲しいと思います。やるべき事はまだまだたくさんあります。これからリンクに恩返しができるようにしたいことは本当に残念でなりません。私自身スケート界での生活も長いので審判な知り合いも増えてきました。交友を活かしてよかったアイスショーのようなものも行っていきます。期間限定の教室なども行っていいかとも思っています。 今でも、私が所属していたスケートクラブで頑張っている子供達がいます。みんないろんな夢を持って本当に頑張っています。サンビレッジが存続するのであれば部員も増えていくと思いますしもっともっと盛り上げていけるのではないのでしょうか。浜田市にこのような施設があることは、子供達が『スケートに興味を持つ』『スケートに触れ合う』という機会があるということです。私は、それは素晴らしい事だと思います。	ご意見として承ります。 利用者が急激に増え、増えた利用者が継続的に見込まれる場合は、用途変更として計画の見直しを検討する旨を追記いたします。
サンビレッジ浜田アイススケート場の存続が難しい理由は大きく2つあると聞いている。一つは利用者数の少なさ。もう一つは、機器の老朽化および、フロンガス排出抑制法による機器の使用についての問題。 ①利用者数について(H29年～は閉鎖する(した)とのうわさより利用者が減少した。そのためH28年度データで比較を行った) 利用者数はH28年度11,498人/年であった。この数字はアイスリンクが開場している11-5月初のおよそ6ヶ月間の数字であり、ひと月単位の利用者数でいえばおよそ2,000人/月の利用者があった計算となる。この数字は他運動施設と比較しても決して少ない数ではない。浜田市全体のスポーツ施設の利用者数(1ヶ月あたり)でいえば、7番目/36施設中に多いことを示している。	サンビレッジ浜田アイスリンクの利用者数は取り組み次第でさらに増やすことは可能であると考えます。 a.市民利用促進：立地が悪く、自家用車でしかアクセス方法がないことが利用しづらさの大きな理由の一つである。これは、土日祝は1日1-2便、浜田駅からの送迎マイクロ・タクシーなど(有料：200-300円/人)を運行することで解決できる。そうすれば、小学生・中学生・高校生・大学生の利用は、さらに増えると思われる。浜田市は、子供達(学生)が安心して健全に余暇を過ごす場所がない。サンビレッジ浜田アイスリンクは、健全な子供達の居場所にもなると思う。 b.県外利用促進：浜田市全体のスポーツ施設の中でサンビレッジ浜田アイスリンクスケート場は他施設にない側面を持っている。それは、レジャー施設としての側面である。言い方をかえれば、唯一、浜田市にお金を届けてくれる運動施設である。

浜田市スポーツ施設再配置・整備計画(案)に係るパブリックコメント意見一覧

幸いにも、サンビレッジ浜田アイスリンクは、高速道路インター～アクアス・島根県立石見海浜公園の途中に位置している。言い方をかえれば、目の前の道路をお金を使う気持ちのある県外の観光客がたくさん通過しているのだ。 アクアスや、島根県立石見海浜公園と協力し、日帰りではなく、1泊2日のレジャープランやクーポンで他県の利用者を呼び込むなど取り組みしてみよう。 浜田市スポーツ施設再配置・整備計画にも述べられているように少子高齢化が進んでいる。浜田市は全国の10年先を歩んでいるともいわれている。浜田市は今後、さらに生産年齢人口が減少する。それは税収入の減少を示唆している。市政運営のコストカットの取り組みは必須であるが、それを同じように、わすれてはならないのが外貨(ここでは他県からの観光客)の獲得である。税収以外のお金の獲得は急務案件ではないか。 ②オフシーズンの活用 それらの方法で冬季の利用者数が増えたとしても、5-10月のオフシーズンのロスが問題として残る。(週年営業できれば、他県のスケーターが押し寄せ利用者数は信じられないほど増えるだろうが、現在の設備では真夏はむしろ暑い。断熱工事を加えたとさらにコストがかかってしまうのでその案は横に置いておく) 上でも述べたように、サンビレッジ浜田は、アクアス・島根県立石見海浜公園の道中に位置している。この施設の利用者が多いのは春～夏である。この期間、サンビレッジを利用してもらうプランが必要である。 最近、グランピングが注目されているのをご存じだろうか。7-9月のオフシーズンにアイスリンク・駐車場をグランピング施設に活用してはどうだろうか。アクアスの帰りに手ぶらで屋内外のキャンプを楽しむ。夕食には浜田港でとれた魚介類をバーベキューに届ける。入浴は、近隣温泉を利用し、夜は、満点の星空をたのしむ。なんていうプランを提案してみるのはよいと思う。 そのグランピング設備は災害時の住居としても利用できる。災害に備えつつ、それを活用しお金を作り出す。冬季は防災備蓄倉庫等で保管しておく。 ②機器の購入 現在、サンビレッジ浜田アイスリンクの機器はフロンガス排出抑制法により新しい機器への更新が必要である。それには、多額の資金が必要になる。 製氷機器の購入資金調達の問題は大きい。 クラウドファンディング・ふるさと納税等でお金を集めるのと同時に、島根県、江津市、益田市、日本カーリング協会にもその資金の一部を負担するよう交渉を行う。もちろん、浜田市民からも寄付を募る。 サンビレッジオーナークラブのような制度を作って資金を調達するのもおもしろい。(個人的にはそんな制度があれば投資してみたい) 浜田市スポーツ施設再配置・整備計画によるとサンビレッジ浜田アイスリンクを廃止する場合は多目的屋内広場となる予定である。現在のアイスリンクを多目的広場に転換する場合その費用はどのくらいかかるのか。外貨獲得につながるが施設なのか。超少子化超高齢化社会を迎え、生産年齢人口が減る中で、その多目的屋内広場に転用する政策は正しいのだろうか？疑問が残る。20年後の浜田市にとって、費用対効果が高いのはどちらの案なのだろうか。 サンビレッジ浜田アイスリンクは島根県西部地方唯一のスケート場である。 一度、廃止してしまえば今後浜田市にスケートリンクが再度オープンすることはない。アイスリンクをこのまま廃止してしまってもいいのだろうか。 浜田市はなにもない。でもいまはまだ、アイスリンクはある。 アイデア×サンビレッジ浜田アイスリンク=将来への大きな可能性 サンビレッジ浜田アイスリンクの存続をお願いします。	ご意見として承ります。 利用者数が急激に増え、増えた利用者数が継続的に見込まれる場合は、用途変更として計画の見直しを検討する旨を追記いたします。
幸いにも、サンビレッジ浜田アイスリンクは、高速道路インター～アクアス・島根県立石見海浜公園の途中に位置している。言い方をかえれば、目の前の道路をお金を使う気持ちのある県外の観光客がたくさん通過しているのだ。 アクアスや、島根県立石見海浜公園と協力し、日帰りではなく、1泊2日のレジャープランやクーポンで他県の利用者を呼び込むなど取り組みしてみよう。 浜田市スポーツ施設再配置・整備計画にも述べられているように少子高齢化が進んでいる。浜田市は全国の10年先を歩んでいるともいわれている。浜田市は今後、さらに生産年齢人口が減少する。それは税収入の減少を示唆している。市政運営のコストカットの取り組みは必須であるが、それを同じように、わすれてはならないのが外貨(ここでは他県からの観光客)の獲得である。税収以外のお金の獲得は急務案件ではないか。 ②オフシーズンの活用 それらの方法で冬季の利用者数が増えたとしても、5-10月のオフシーズンのロスが問題として残る。(週年営業できれば、他県のスケーターが押し寄せ利用者数は信じられないほど増えるだろうが、現在の設備では真夏はむしろ暑い。断熱工事を加えたとさらにコストがかかってしまうのでその案は横に置いておく) 上でも述べたように、サンビレッジ浜田は、アクアス・島根県立石見海浜公園の道中に位置している。この施設の利用者が多いのは春～夏である。この期間、サンビレッジを利用してもらうプランが必要である。 最近、グランピングが注目されているのをご存じだろうか。7-9月のオフシーズンにアイスリンク・駐車場をグランピング施設に活用してはどうだろうか。アクアスの帰りに手ぶらで屋内外のキャンプを楽しむ。夕食には浜田港でとれた魚介類をバーベキューに届ける。入浴は、近隣温泉を利用し、夜は、満点の星空をたのしむ。なんていうプランを提案してみるのはよいと思う。 そのグランピング設備は災害時の住居としても利用できる。災害に備えつつ、それを活用しお金を作り出す。冬季は防災備蓄倉庫等で保管しておく。 ②機器の購入 現在、サンビレッジ浜田アイスリンクの機器はフロンガス排出抑制法により新しい機器への更新が必要である。それには、多額の資金が必要になる。 製氷機器の購入資金調達の問題は大きい。 クラウドファンディング・ふるさと納税等でお金を集めるのと同時に、島根県、江津市、益田市、日本カーリング協会にもその資金の一部を負担するよう交渉を行う。もちろん、浜田市民からも寄付を募る。 サンビレッジオーナークラブのような制度を作って資金を調達するのもおもしろい。(個人的にはそんな制度があれば投資してみたい) 浜田市スポーツ施設再配置・整備計画によるとサンビレッジ浜田アイスリンクを廃止する場合は多目的屋内広場となる予定である。現在のアイスリンクを多目的広場に転換する場合その費用はどのくらいかかるのか。外貨獲得につながるが施設なのか。超少子化超高齢化社会を迎え、生産年齢人口が減る中で、その多目的屋内広場に転用する政策は正しいのだろうか？疑問が残る。20年後の浜田市にとって、費用対効果が高いのはどちらの案なのだろうか。 サンビレッジ浜田アイスリンクは島根県西部地方唯一のスケート場である。 一度、廃止してしまえば今後浜田市にスケートリンクが再度オープンすることはない。アイスリンクをこのまま廃止してしまってもいいのだろうか。 浜田市はなにもない。でもいまはまだ、アイスリンクはある。 アイデア×サンビレッジ浜田アイスリンク=将来への大きな可能性 サンビレッジ浜田アイスリンクの存続をお願いします。	ご意見として承ります。 利用者数が急激に増え、増えた利用者数が継続的に見込まれる場合は、用途変更として計画の見直しを検討する旨を追記いたします。

浜田市スポーツ施設再配置・整備計画(案)に係るパブリックコメント意見一覧

	子供が在籍していたスケートクラブの選手の成長を楽しみに及ばずながら関わっています。そのリンクが廃止の方向と聞いて、市役には存続の方向性を考えていただけないかと思いいず、なぜ廃止しようとしているのかという案件ですが、下記2件の私ながらの考えを提案させていただきます。 1. 利用者激減 2. 設備の老朽化に伴う膨大な設備管理費(1億6千万円とかかっています) 上記が理由であるなら、それについては申し上げたい事が多々あります。 1. の利用者激減についてですが、永年に渡り様々な取組をされてはいました。無料貸靴券、無料滑走券を配布するなど館長さんもお大変な思いをされていました。それだけでは確しく、存続性があるとは思えません。私の考える利用者を増やすために今必要な事は ①営業時間(例) 平日11:00-19:00、金11:00-20:00、土9:00-20:00、日9:00-19:00は極力変えない 一番利用者が多かった時期はこの時間設定だったと思います。しかし専用利用を一般営業時間内に入れたり、開館・閉館時間を急に変更した事がよくあったため、夕方仕事帰りの方や学校が終わってから来た子供などが滑りに来たのに閉まっている、若しくは貸切で滑れなくて帰って行ったり、日曜日9:00に来たのに開いていないなど多くの声を聞いてきました。理由はどうであれ、一度信用を失うと人は離れていってしまうものです。「どうせ行っても開いていない」と何人もの人が言っておられました。 ②帰省客が多い年末年始・ゴールデンウィーク等は必ず営業する 年末年始の盛況な光景は、リンクの運営がうまくいっているのかと思うと安心しています。一番集客できる時期に営業しないなど考えられません。職員さんが休みたいのもわかりますが、利用者を増やすのが目的であるなら営業するべきだと思います。 ③お客さんへ安全に滑るための説明や注意事項を明確にする お客さんもお客さん多ければ多いほどリンク側が丁寧な説明をしないと苦情に繋がったり安全面でも影響が出てくると思われれます。一般のお客さんは左回りで外周を滑ってもらい、選手は中心の方でスピニングやジャンプなど安全に気を付けて練習してもらおうなどリンク側が案内するべきだと思われれます。危険だと思えばお客さんに注意喚起も必要だと思います。他のリンクに比べてお客さんが解放し状態でも危険であると、もう何年も思っておりました、私自身も注意した事もありません。実際に接触転倒怪我等などもたくさん見てきました。
--	---

④利用団体に制限を作らない

現在は存じておりませんが、中途でアイスホッケーの利用が禁止になっていました。アイスホッケー団体は以前は専用利用をたくさん取っておられましたので、以経利用者数は確実に減っていると思います。アイスホッケーの利用を禁止した経緯は、備品を壊して申し出がないなど記憶していますが、これもリンク側が専用利用前後に備品の確認をするなど管理をしていたのだと思います。

上記4点はとても基本的な事でありまして、どここの施設も管理をきちんとしている上で多くの人に利用してもらえよう工夫をされています。管理の方がスケートリンクや一般客、選手の事をとてもよく理解されていたように思います。他の施設に出向いて勉強し研修もそのようにすれば良くなっていくのではないかと思います。私達スケート関係者で団体を上記4点も含めて助言はさせていただきましたが、やはり、管理はスケートがわかる人でないと無理かと思っていました。私達スケート関係者で団体を立ち上げ指定管理者として運営させていただきたいからです。

⑤イベント企画・宣伝・広告の工夫

ここからは上記の事(リンクの管理)がきちんとできている前提での事です。いくら宣伝しても、来られたお客さんががっかりされるような運営では次に繋がります。宣伝広告にお金がかからないのも存じています。お金をかけなくてもできるものはあると思います。浜田市だけではなく江津市の広報掲載、Facebookなども使えるツールかと思っています。

ホームページは既にあるので、内容の見直しは必要かもしれませんが、噂を聞いてすぐに行ってみる方も少なくないです。一番効果的なのはフィギュアスケートに関しては口コミだと思っています。選手や保護者同士での話で他県のリンク情報は必ず上がってきます。噂を聞いてすぐに行ってみる方も少なくないです。きちんとした運営がされていけばいくらでも良い噂が広まると思います。また、イベントのアイデアだけでなくフィギュアスケートに携わっている分、著名な選手・元選手に声がかかけられます。「勝手にやるならどうぞ」と言われているように感じました。幸い長くフィギュアスケートに携わっている分、著名な選手・元選手に声がかかけられます。無料とは言えませんがリンクに来ていただく事が可能ではないかと思えます。演技をしていただいたり、スケート教室をしていただく事も出来ます。また、昨年は開催されませんでした。今年でサンビレッジ杯というフィギュアスケートの大会も行われていました。かなりの人数が集まっていたと思いますし、県外から来られた方も多かったのだと思います。浜田市にはかなりお金が落とされていると思います。近隣にお店も少ないので、屋台を出すなどすればもっともって賑やかに盛り上がったと思います。浜田市は宿泊施設も充実してきており、温泉もあり、お魚も美味しく、来られた方にとっても満足できています。浜田市としても「スケートリンクがある市」としてもっとPRできると思います。

ご意見として承ります。
利用者が急激に増え、増えた利用者が継続的に見込まれる場合は、用途変更として計画の見直しを検討する旨を追記いたします。

浜田市スポーツ施設再配置・整備計画(案)に係るパブリックコメント意見一覧

⑤通年利用 これも長年訴えている事ですが、通年でスケートリンクを営業すると利用者も増え収益も上がると思いますが、中国地方は通年のリンクが岡山県に2つあります。最近できた広島県のリンクも一応通年ではあります。子供の遊び場程度ですがクラブの子供たちは夏に練習に行っていました。そのような中でサンビレッジが夏場の利用が可能になると間違いなく出雲市・広島県・山口県からの利用が増えると思います。また夏休みには県外から大學生の合宿など夏場の練習場所を求めている団体は数多くあります。フィギュア以外の団体もあるのでは、私が思うよりも利用者は多くなるのだと思います。岡山県のリンクは午前2時から午前3時など条件の悪い時間帯にしか専用利用枠が空いていない事、全く取れない事も多々あります。一般のお客さんも、暑いときに涼しいところに行きたいと思うので、開いていれば夏休みで帰省中のお客さんも見込めます。しかし、夏場の営業は冷凍機を酷使することになったり、コスト的にも問題があると思います。しかし、1時間当たりの専用利用費を精査して金額設定や利用方法を考えればその問題は解決すると思います。 2、設備の老朽化に伴う膨大な設備管理費等(1億6千万円) 施設を作った時からこのくらいの金額設定が浜田市でもわかっていた事だと思いますが、なぜその為に減価償却費を計上していないのか全く理解できません。指定管理に運営を任せるのは良いですが、その辺りはどのような取り決めになっていたのでしょうか。市民の税金を使うのであれば精密な計画があって然りだと思のですが、また冷凍機等設備購入の際には申請すれば国からの補助金・助成金が出るかと聞きました。負担金は7千万円くらいですむとも聞きました。それならば今後は営業利益の中から減価償却金の計上ができるのではないかと思います。 浜田市教育委員会は過去に指定管理者からの相談や質問にも真摯に取り合わなかったと聞いています。私たちも、以前浜田市教育委員会に当時のクラブ代表者が電話で質問をさせていたのですが、態度も悪く質問にも答えてくれなかったと聞いています。その様な苦情もどこに上げた方がいいのか当時はわからなかったで泣き入りでした。今後その様なことがないように願います。 時間がながった為に大まかな提案しか申し上げられませんでした。今後は、先ず老朽化した設備の立て直しを考えていただいて、上記に述べたように運営努力をすればリンクだけではなく浜田市全体の活性化につながる施設になると思いますので、是非ご検討のほど宜しくお願い申し上げます。また必要であれば詳しい数字も出せまし、私達スケート関係者団体で指定管理者として運営させていただける可能性はあるのかも含めお返事いただきたいと思います。	ご意見として承ります。 利用者が急激に増え、増えた利用者数が継続的に見込まれる場合は、用途変更としていている計画の見直しを検討する旨を追記いたします。
52	[サンビレッジ浜田スケートリンクについて] この度、サンビレッジ浜田のスケートリンクが、22年度廃止方針となっているということを知り、とても残念に思います。私が幼かったとき頃には浜田にはスケートリンクはなく、近くにこのような施設があることが、とても有り難かったです。浜田市には他にも、アクアズや子ども美術館、海水浴場など、子どもが楽しく過ごせる場所がたくさんあり、浜田市民としてとても誇りに思います。私の3人の子どもも、教年間、サンビレッジでスケート教室やスケートクラブのレッスンなどを通して、とても貴重な経験をさせていただきました。そこで、たくさんの人と関わったり、体力も随分つきました。また、コゾコゾと練習することの大切さ、努力して上達していく喜びなど、たくさんさんの学びがあり、子どもにとって大きな自信となりました。このような素晴らしい施設を、廃止してしまうのはあまりにも残念で、子どもの大切な成長の場を奪ってしまうと危惧しています。存続していくには大きな費用もかかってしまうとは思いますが、他のスケートリンクがどのようにやくりくりしているのか知り、利用する私たちにもできることを考えていくことで、前向きに存続について検討していただきたいと思います。

浜田市スポーツ施設再配置・整備計画(案)に係るパブリックコメント意見一覧

サン・ビレッジ浜田 スケートリンクについて 県西部唯一の施設である、スケートリンクは、浜田市の財産であると考えます。昨今のアイスホッケーブーム（フィギュアスケート、カーリング、スピードスケートなど）を考え、全国的にも数少ないスケートリンクを有するということは、多大な意味があると思います。現在、サン・ビレッジスケート教室の卒業生には、全国中学校スケート大会や全国高等学校総合体育大会（インターハイ）、全日本フィギュアスケートジュニア選手権などに出場している方々もおられます。それに、カーリングの西日本大会などもサン・ビレッジで行われています。そんな、全国レベルで活躍される方々に利用してもらっているサン・ビレッジのスケート場をつぶすなど、宝を捨てるようなものです。昨今の人口減少により、利用者が少なくなっただけのことも声も聞かれますが、全く宣伝をしないで、人が来るとは思えません。努力をしないで、人が来ないからつぶすなど、言語道断だと思います。まずは、広報活動や営業努力をして利用客を増やすほうが、先だと思います。	現在の冷凍機では通年営業は困難です。 また、その他はご意見として承り、利用者が急激に増え、増えた利用者数が継続的に見込まれる場合は、用途変更として計画の見直しを検討する旨を追記いたします。
1. 意見対象箇所 1 2 スポーツ施設の状態 2 第3章 施設再配置・整備の基本方針 2. 意見 1 本件の整備計画（案）に関する資料には、各施設の利用者数は示されているものの、費用対効果を示す客観的・具体的な数値（または推計値等）がありません。今後20年間の再配置・整備方針概要を示し、市民からパブリックコメントを募集する以上、少なくとも過去数年の当該施設の整備状況や要した経費、できれば今後必要となる整備費や維持管理費に関する数値資料も示し、浜田市民として判断可能な資料とすべきと考えます。 2 急速に進む少子高齢化や自主財源の先細りなども踏まえ、大規模施設の整備・維持管理を優先することには疑問が残ります。一方、多くの市民が周年、体力・健康の増進やスポーツ競技能力の維持・向上を図っていくことは極めて重要です。特に、体育館等の屋内施設の維持や全天候型の人工芝施設化については積極的に推進すべきと考えます。このため、利用度の向上を目的とした多目的施設への転換を行い、施設の統廃合によるコスト削減の考え方も重要と考えます。例えば、平成29年の答申では、東公園のテニスコート駐車場に転用等の評価Cとしています。当該施設の単独使用という考え方に捉われないという考え方も必要であり、より柔軟な発想の下での施設整備についても進めていくべきと考えます。	ご意見として承ります。
55 浜田東エリアの施設は、市中心部に立地していることで、利便性に優れていると高評価されているが、浜田自治区以外には不便と捉えられる。 高道道路があり、バイパスも整備されつつあり、浜田市内も浜田市外からの便もよくなってきた現在、交通に関しては各自治区共同問題はないと思う。 浜田東エリアの施設は、「地盤沈下」の問題があり、駐車場も少なく、改修が移転の必要性を感じるが、三隅の陸上競技場や、旭の野球場、三隅や金城のテニスコートを活用してはどうかと思う。 一か所に集中するのではなく、合併の利点を生かして各自治区の施設を有効活用すれば、それぞれの自治区の寂れ感が和らぐ。	検討した結果、本計画となっております。
56 高齢者の多い浜田では、寝たきりの人を作らない生活環境をピンポイントを目指すために旧来の健康づくりの拠点は地域の中で行うことが基本であると思います。公民館単位の充実は欲しいです。又、類似施設の統廃合、そして再配置を進めるのであれば現在ある施設の検証をしっかりと行なって費用を抑えてのより高い効果が求めたいと思います。浜田・三隅・赤松・金城・旭町の5地区に各々、専門性を持たせた再配置することによって、市民の交流の場所ともなり、浜田全体がワンチームとしてまとまっていくのではないかと思います。専門性を果たせることにより、団体等の大規模な大会も誘致できるのではないかと思います。	ご意見として承ります。

■ 浜田漁港周辺エリア活性化計画（案）に対する意見と浜田市の考え方

人数	意見	ご意見の概要	浜田市の考え方
1	1	HACCP 対応・共同加工工場（貸し工場）の整備を提案する。 ・共同利用部分～出入口、ロッカー、衛生管理ブース、廊下、冷凍庫、出荷場 ・個別部分～原魚搬入（外から）、個別自社加工部屋（共同廊下の左右）	HACCP 対応型の共同加工工場を整備し共同利用することについては、水産加工業者にとっては、設備投資や維持費を軽減しつつ、商品の衛生管理水準を高めることができるため、メリットがあるものと考えます。ご提案として承り、実現の可能性について、水産加工事業者などから意見を伺いながら、今後の検討の参考とさせていただきます。
	2	ブランドの「どんちっち3魚」にアンコウ、バトウを追加してはどうか。	P63 に記載のとおり、水産物の付加価値向上に向けた浜田漁港産ブランドの拡大と発展については、推進する取組として掲げています。どんちっちブランドへの魚種の追加については、ご意見として承り、今後、水産事業者のご意見を伺いながら検討させていただきます。
2	3	新しいお魚センターには、ぜひ築地のように卸価格で、生きのよい鮮魚が買えることが約束される場所であってほしい。	市民ニーズとして承り、山陰浜田港公設市場の指定管理者と共有しながら、施設運営の参考とさせていただきます。
	4	県外から来た小さな子ども連れのファミリー向けに海上釣り堀のようなものがあると釣りの聖地として誇れると思う。釣り道具や救命胴衣、餌の販売もお魚センターにあると思う。	海上釣り堀の設置については、ご意見として承り、今後の参考とさせていただきます。山陰浜田港公設市場における釣り道具や救命胴衣、餌の販売については、市民ニーズとして承り、指定管理者と共有しながら、施設運営の参考とさせていただきます。

3	5	以下について提案 ○釣り堀 ワカナ (香川県が参考)、雑魚 (失敗したら養殖に転用) ○食堂 ・モーニング 490～290 円 (名古屋が参考) ・すし ・刺身定食 ○養殖 アワビ、ザリガニ 温水流用 中国電力が産業廃棄物 (鳥取県が参考) (1つの成功が可能性を生む)	ご意見として承り、今後の検討の参考とさせていただきます。
---	---	---	-------------------------------------

浜田市協働のまちづくり推進条例（案） に対する意見と浜田市の考え方

No	ご意見の概要	浜田市の考え方
1	（仮称）浜田市協働のまちづくり推進条例（案）を読んでみて、総花的でそれぞれの役割が明確になっていない印象を受けました。現在の浜田市自治区設置条例と比較しても、自治区長の設置に関する条項が廃止されたこと以外の違いも良くわかりませんでした。以下の事項について見直しを要望します。 1 浜田市のまちづくりについて、浜田市長をはじめとして、浜田市の各組織の役割を明記する。浜田市長や浜田市各組織が、市民が市政について自ら考える情報を提供するだけでなく、市民に対してまちづくりの計画、実施、検証について何をやるか明確にする。（第3章の見直し） 2 地域協議会の委員決定の方法について、もう少し具体的にします。地区まちづくり推進委員会、各自治会から何名以上推薦する、他のまちづくり活動団体の具体例をあげる、推薦が多かった場合の人選方法、等々。（第5章の見直し）	1 この度の条例は、協働のまちづくりを推進していく上で、必要となる基本的な考えやまちづくりの拠点などを定めた、理念条例になります。 第16条「まちづくりに関する情報の共有」に規定しているとおり、市の各組織の役割やその方法などまちづくりに関する情報については、積極的にお知らせしてまいります。 また、推進計画につきましては、第21条にありますように、新しい総合振興計画の中に盛り込み推進していくとともに、総合振興計画審議会において、検証していくこととしています。 2 地域協議会の委員については、これまでと同様に、まちづくり活動団体からの推薦としています。詳細な委員の選出方法につきましては、地域ごとにその実情が異なるため、各地域協議会の中で議論していただきたいと考えています。
2	私としましては、まだまだ未完成であったと思っていました「自治区制度」ですが、今回この制度に代わる新しい制度を作って浜田市の未来を構築することになります。 そこで、現在の自治区制度の何が何に、どのように代わるのか丁寧に説明をする必要があると思います。 今回の条例の中では、そのあたりが見えてきません。 これまでも「地域の特徴や地域らしさを大切にしたいまちづくり」に取り組んできたと書かれていますし、そのようにしてきました。今度はどうかと条例を見ますと、やはり同じことが書かれています。なぜだろうかと皆さんは思われると思います。十分な説明をお願いします。 私は現行の自治区制度のもとで、協働のまちづくりをより強く進めるための意識改革が求められたと思っています。	この度の「浜田市協働のまちづくり推進条例」につきましては、これまで進めてきた自治区制度に代わるまちづくりの基本的なルールを定めたものです。 これまでの自治区制度の良いところを引き継ぎ、市民等の皆さんが主体となって魅力ある地域社会を実現し、持続可能なまちづくりを目指すことを目的としています。 この条例の策定を機に、協働のまちづくりに対する市民等の皆さんの意識を醸成していきたいと考えています。 なお、令和3年4月からのまちづくりに係る詳細な部分につきましては、公民館のコミュニティセンター化による変更や他の要綱・規則の見直しと合わせて、今後、しっかりと周知、説明してまいります。

3	地域協議会のあり方について、自治区制度に変わる新たな制度を作るのに、地域協議会の制度を変えないということが理解できません。 自治区長もいなくなることになれば、あとは地域の状況や課題・要望を市長に伝える者は地域協議会の代表しかいません。地域協議会の権限を強くし、市長も常に地域協議会と協議して市政を司る仕組みにしなければ、地域住民は不安でなりません。どんな行政が地域から遠のきます。 聞くところによりますと、支所長もその任を任されると言います。あり得るのですか。まやかしにしか思えません。	地域協議会は地域の課題や意見を吸い上げる仕組みとして、市民の皆さんからの存続の要望により継続して組織することとなりました。 今後の地域協議会では、これまでの所掌事項に、中山間地域振興対策や一体的なまちづくりに関する事項についても調査審議していただくこととしています。 協働のまちづくりを進めていくためにも、活発に調査審議いただき、まちづくりに対するご意見等いただきたいと考えます。 また、地域協議会からいただいたご意見は尊重し、施策等への反映に努めることとしており、その内容については新たに条文に明記することとしました。
4	第7章の表題について、「条例の検証」ではなく「条例の推進」であると思います。条例をしっかり身のあるものにするためにはどんな策を講じますということが良いと思います。 何度条例を閲覧しても、絶対的な必要性を感じません。何をどのようにしたいのかが見えてきません。この条例は必要なのでしょうか。 市の役割や市民の役割について記述してありますが、これは当然なことですし、こんなことをするのであれば、何もかも条例化することになりませんか。 それにより合併によって市役所（行政）がどんどん遠のくことへの不安、不満の解決策を講じて頂きたい。以前パブコメで意見を申し上げましたが、合併してからというもの何も良いことはありません。悪くなったことばかりが積み重なります。 私たちは助けてほしいのです。助けて頂くための具体的な浜田市の政策を待ちこがれています。	第7章、第23条（変更前）の推進体制については、この度の見直しで第6章「協働のまちづくりの推進」の中で規定することとしたため、第7章「条例の検証」の章は削除することとしています。 条例の必要性につきましては、第1条「目的」にありますように、今後のまちづくりの基本的なルールを定め、市民等及び市の役割を明らかにすることにあります。これは、まちづくりを進めていく上では当然のことではありますが、条例という形で皆さんにお示しすることで、まちづくりに対する意識が高まり、協働のまちづくりが更に推進できるものと考えています。 今後は、この条例のもと、地域の不安や課題に対して市民の皆さんと共に取り組みながら、具体策を検討していきたいと考えています。
5	第23条「推進体制」とあるが検証組織等が明解でない。 第24条「条例の見直し」見直しの場合の検討体制が明解でない。 都合のいい人選では発展した体制になりません。左右の意見を持った人選によりまとまった時の効果は大きくなります。未来を見越し時代に沿った体制創りをして下さい。	条例の検証および見直しを行う組織については、浜田市総合振興計画審議会が担っていくことを考えています。 当該審議会の人選につきましては、条例の策定に携わった検討委員会の委員はもとより、幅広い世代、分野から選出したいと考えています。

6	第2条について、事業者が、市内において事業活動を行うものとなっており、これでは営業エリアに本市が含まれる事業者はすべて対象となります。まちづくりの主体を考えるうえで、ここまで対象を広げる必要はないと思います。 次に、まちづくりの定義にある自分達が暮らす地域とは、他の章との関連付けからみて、広くて地域協議会エリアと捉えるのがふさわしいと思います。	これからのまちづくりは、事業者を含め、様々な主体と共に進めていく必要があります。事業者の範囲に関する記述について、先進地のまちづくり条例等を参考に検討しましたが、現状の表現が相応しいものと考えます。 また、本条例中の「地域」という表現については、その文脈から意味合いが変わってくるものと考えています。「まちづくり」の定義にある「地域」につきましては、ご意見にあるような捉え方で良いものと考えます。
7	第4条について、まちづくりの条例に、自治基本条例のような市民の権利を規定する必要があるのでしょうか。そもそも、ここに書いてあることは、法律や浜田市の制度などで担保されており、あえて記述する必要はないと思います。 市民等には、事業所も含まれており、市内において事業活動を行うものの定義で言えば、本市を営業エリアとする全事業者が対象となります。本市の地域のまちづくりを考えるうえで、まちづくりの主体としてそうした事業者を含めて考えることは適当でないと思います。また、事業者については、政治活動、宗教活動等の言及もなく、営利目的などの制約もありません。第2条の定義と合わせて再検討する必要があると思います。 参画する権利、知る権利、意見を述べる権利が市政全般に保証される規定であり、既に施行している各種制度との整合性が図れているのか疑問に思います。 また、この条例は、市民等と市が、ある意味「対等」に協働してまちづくりを進めるための理念を定める条例であると思うので、それぞれ協働するための役割等を定めるにとどめ、この条例に市民等の権利を定めることは、バランス的にも適当でないと考えます。	第4条「市民等の権利」につきましては、法令や当市の制度に担保されていることは認識しています。その中で、あえてこの条例に明記することで、市民等の皆さんに自らの権利を認識していただき、協働のまちづくりに取り組んでもらいたいという思いから規定したものです。 また、市内で事業活動を行っている事業者においても、まちづくりの主体の一つとして、そのノウハウや特性を活かし、協働のまちづくりに参画していただきたいと考えています。 本条例内での「市政」という表現につきましては、ご指摘のとおり、協働のまちづくりを進めていくという本条例の趣旨を踏まえ、「まちづくり」という表現に留めるよう、修正します。

8	第6条について、市政すべてが、本条例でいうまちづくりと関連するものではないと思います。 ゆえに、市政という表現は、まちづくりに置き換え、この条例の趣旨に合うようにまちづくりに特化した表現にするのがふさわしいと思います。 また、第1項は、第10条第1項とも重複し、市民等の役割には同様の項目がないことから、記述の必要はないと思います。 第2項は、当然のことではありますが、「分かりやすい」や「誠意」といった表現の判断基準は個々に異なり、相手の求めるものを満たせない場合、誠意がない、分かりにくいと捉えられることは大いにあります。こうしたことから、記述しないのが適当だと思います。	本条例内での「市政」という表現につきましては、ご指摘のとおり、協働のまちづくりをすすめていくという本条例の趣旨を踏まえ、「まちづくり」という表現に留めるよう、修正します。 第6条は市の役割として情報の積極的な提供について規定しており、第16条第1項（変更前：第10条第1項）については、市民等も含めた情報の共有について規定していますので、別に規定する必要はあるものと認識しています。 第6条第2項については、基準が曖昧とのご指摘ですが、市として取り組む姿勢として明記しているものです。
9	第7条について、第1項は、第13条第1項の人材育成に包含されており、記述は必要ないと思います。 第2項は、公務外での取り扱いを規定したものであると思います。第5条で市民等の役割が規定しており、重複しているため、記述は必要ないと思います。 また、職員は第2項のとおり積極的にまちづくりに参画するよう努めることはもちろんですが、この条例は市民等と市が協働してまちづくりを進めようとする条例であることから、この条例にこの第2項のような規定を記述することは適当ではなく、このような規定を定めた場合は、この条例ではなく別の条例等に規定した方がこの条例の趣旨やバランスとしても良いのではないかと思います。	第7条第1項については市職員を対象にした人材育成について規定しています。第17条第1項（変更前：第13条第1項）は市民等全般を対象とした人材育成について規定しています。 市職員も市民に含まれることから、第7条第1項は必要ないのではとのご意見ですが、市職員については、市民としての人材育成も必要ですが、市の役割を果たすため、職員としての人材育成も必要との考えから、別途、規定したものです。 第7条第2項につきましては、あえて市職員の地域活動への参画について条例に明記し、市職員の意識を高めたいと考えています。
10	第9条について、定義上、市民等には事業者が含まれています。第1項で、その市民等が事業者と連携を図るという構図となっており、条文の整理が必要であると思います。	ご指摘のとおり、他の文言と合せて修正します。
11	情報の定義が曖昧であり、取り扱う情報が、市政全般であったりまちづくりに関するものであったりとまちまちになっています。第10条にあるとおり、本条例で取り扱う情報は、まちづくりに関する情報ということで、統一すべきであると思います。	ご指摘のとおり、この条例は、協働のまちづくりに推進条例であることから、条例内で規定している「情報」については、「まちづくりに関する情報」となるよう修正します。

12	第11条について、第4条第1項と第3項でいうところの権利の行使の対象として規定されていると思うので、条文中にそのことがわかるよう記述するのが適当と思います。 また、第1号から第4号までの記述は、市政全般を意識した項目になっているようですが、本条例で取り扱うまちづくりや情報の定義と整合を図る必要があると思います。 また、第12条でパブリックコメントを参画方法として示しており、既存のパブリックコメント制度とも整合性が必要だと思います。	本条例は、協働のまちづくりに関する条例であることから、ご意見を踏まえ、まちづくりに関する市民参画となるよう、修正します。 また、パブリックコメント制度との整合性については、表現は異なるものの、その内容については整合性が取れているものと考えています。
13	第12条について、第4条第1項と第3項でいうところの権利の行使の手法として規定されていると思うので、条文中にそのことがわかるよう記述するのが適当と思います。効果的であると認めるのは、誰の判断によるのか基準が曖昧であり、また、効果的であると認められた場合は全ての項目で行うのか、いくつかの項目を行えばよいのかという点も曖昧であることから、「いずれか」と表現の方がふさわしいと思います。	「効果的である」という表現につきましては、ご意見のとおり曖昧な表現であることから、修正します。
14	第19条について、「地域協議会と他のまちづくり活動団体と連携し」とあるが、そもそも附属機関と活動団体は役割が異なるもので、ここでの地域協議会の表現は余くべきだと思います。	地域協議会と地区まちづくり推進委員会をはじめとする他のまちづくり活動団体との関係を示すべきのご意見もあり、明記したものです。
15	第21条について、第1項は第6条第1項と、第2項は第6条第5項と内容が重複するので、第6条第1項及び第5項を削って、第21条を残して具体的な行動として整理することが適当であると思います。	ご指摘のとおり、重複する部分があることから、第21条（変更前）については、第20条「市による推進」と統合します。
16	第23条について、検証のための、目標設定や計画策定については、本条例には言及されていません。必要ないのでしょうか。	目標設定や計画策定につきましては、他からもご意見があり、第21条「推進体制」に推進計画の策定について明記することとしました。 なお、推進計画については、令和4年度から始まる浜田市総合振興計画後期基本計画の中で、「協働のまちづくり」を柱立てのひとつとして掲げ、その中で進捗管理を行っていきたいと考えています。

17	本条例は、第1条の目的を第2条の定義を引用してかみ砕けば、市民等及び市が、相手の立場や違いを尊重し、一人ひとりが当事者意識を持ち、地域の活動に参画し、責任や役割分担を明確にし、自分達が暮らす地域をより住みよくしていくためのものと言えるのではないかと思います。 また、地域協議会や地区まちづくり推進委員会が規定されており、協働のまちづくりの推進母体の1つと位置付けられています。 これらのことから、本条例で言うまちづくりとは、市政全般ではなく、各地域での取組を指すものと解釈するのが適当だと思います。 ゆえに、本条例において市政という表現が使われることで、市の政策判断に常に市民や事業者が関わるという内容になっていることに違和感があります。	ご指摘のとおり、本条例はこれからの浜田市の協働のまちづくりに関する基本的なルールや考え方を定めていることから、「市政」という表現については、「まちづくり」という表現に留めるよう修正します。
18	自治区制度によって、市の中心部から遠い住民は、自治区長に相談することが出来、大変良かった。 今後は、地域協議会が市長に提言されるとの事だが、そこに行くまでの道筋が不明に思われます。 公民館のコミュニティセンター化についてですが、公民館活動の中心は「生涯学習」と「行政窓口業務」の二本立ての様です。それに見合う人員配置をお願い致します。 新しい制度に変わっても、実行するのは人だと思います。現状は良いと思いますが、公務員は住民のために働く方々と思っています。市長、部長さん等の方を向かず、常に住民の方を向く様に、今以上にお願い致します。末端の住民に「毛細血管に血がゆきわたるように」楽しく安心して生活できるようにお願い致します。このような思いが叶う制度に発展することを切に願います。	これまで自治区長が担ってきた役割につきましては、基本的には支所長により引き継いでいきたいと考えています。 また、地域協議会についても、市民の皆さんの声を行政へ届ける手段の一つとして引き続き組織することとし、いただいたご意見は尊重してまいります。 公民館のコミュニティセンター化による人員配置につきましては、第20条「市による推進」で規定しているとおり、館長の勤務体系の変更や（仮称）まちづくりコーディネーターの配置など、人的支援について実施していくこととしています。 条例施行後も、これまで以上に、楽しく安心して生活を送っていただけるようなまちづくりに取り組んでまいります。

19	新しい条例では、市長に意見を述べるができるものは地域協議会のみになります。地域協議会からの提言をどれ程汲みとっていただけるのか不安です。市の中心部から離れた地域が、更に見離され、切り捨てられていくのではないかと危惧しています。そのような事がないよう、地域協議会の位置づけをより重要なものにしていただきたいと思います。 コミュニティセンター化については、すでにまちづくりの拠点になっている公民館もあれば、まちづくりに関わっていない公民館もあり、足並みが揃ったスタートではありません。各センターで状況は大きく違うのですから、人員体制も各センターの状況に応じたものにしていただきたいと思います。 地域の違いや特性は大事ですが、進む方向が違っていないけません。 全地域が同じ方向に向かって歩みを進めていける制度となって欲しいと思います。	地域協議会からいただいたご意見は尊重し、施策等への反映に努めることとしており、その内容については新たに条文に明記することとしました。 また、公民館のコミュニティセンター化による人員配置につきましては、「市による推進」に規定しているとおおり、館長の勤務体系の変更やまちづくりコーディネーターの配置など、人的支援について実施していくこととしています。 なお、コミュニティセンター化による人員体制につきましては、現在、各公民館へヒアリングを実施しております。地域の実情に応じた配置となるよう努めてまいります。
20	来年4月から条例が施行されることになっていますが、公民館やまちづくり委員会は、現実問題として、今後どのような形でまちづくりを進めていけばよいのか、新しい制度の具体的な中身が見えないので、ほとんどの住民は不安を抱え、公民館やまちづくりの関係者は困っています。 まちづくりの拠点となる公民館のコミセン化に向けた調整については、今後、教育委員会が公民館と話し合いをされると伺っていますが、今後まちづくりを進めていくうえでは、公民館だけでなく、まちづくり推進委員会をはじめ地域で活動されている様々な組織も一緒になって調整に向けた議論をしないと、新たなまちづくりの拠点にはならないと思います。 12月に条例を作って、それから分かりやすい説明を行うとのことですが、これでは新年度には間に合いません。やりながら作っていくというのも無責任ではないでしょうか。早くコミュニティの形を示していただき、地元での議論が始まるように取組んでいただきたいと思います。	公民館のコミュニティセンター化については、センターと地区まちづくり推進委員会との関係性を地域ごとに整理・調整する必要があると考えますので、今後、両者を交えた議論を進めてまいります。

21	この条例作成にあたり、検討委員会を重ね、市民との意見交換を兼ね纏められた職員の方々の作業に敬服します。 この条例作成のプロセスを経験された職員の方々は、条例作成における様々な団体代表者との協働作業をされる中で、協働を体感されたと推察します。 今後、浜田市中山間部においては、超高齢少子社会が更に急激に変化すると予測されます。条例に明記されている地域の人材育成、市の職員の方々も研修を重ね地域人としても協働のまちづくりに参画されるよう期待します。 地域協議会とまちづくり推進委員会、他の団体との連携については、第6章で纏められています。このパイプが地域の課題解決のための市民参画による地域政策作りに大きく関与するものと期待します。 ※この条例が浜田市協働のまちづくりのバイブルとなり、まちづくりを我が事として取り組む市民が増えていくことを切に願っています。	人材育成及び市職員の研修や地域活動の参画につきましては、「全ての人々が一体となった持続可能で元気な浜田」を実現するためには、欠かせない内容と考えております。 今後も、研修等による意識の啓発や地域活動への参画促進に努めてまいります。 地域協議会につきましては、地域の課題解決の手法の一つとして、市民の皆さんからの要望により、引き続き組織することとしています。活発な議論をしていただき、いただいたご意見につきましては、施策等へ反映できるよう努めてまいります。
22	1 「〇〇の推進に努めるものとする」という表し方が多いのですが、努力するけれども、できなかった時はいたしかたないという説明にすりかわりやすいのではと思います。 2 検証の体制が盛り込まれたことはとても大事と思います。まちづくりは、市民も、先導する市職員の意識も合わさって成し遂げられるものです。検証の折、市職員さんの意見も十分反映され、それらが埋没しないよう尊重されるものにして下さい。 3 第22条答申では、「公民館に社会教育活動のほか」があるのに、パブコメにはその箇所がない。そのまま文言を残さないのですか。	1 必ずしなければならない事項については、「～するものとする。」といった表現としています。 「～努めるものとする。」としているものについては、その意識をもって取り組んでもらいたいという事項について使用しています。 なお、本条例の表現につきましては、内容を再度検証し、見直しが必要な部分については、修正します。 2 検証につきましては、外部委員で構成される浜田市総合振興計画審議会によって検証していくこととしています。 検証の際には、市職員の考えについても反映させていただきます。 推進、検証につきましても、市民等と市が一体となって実施してまいります。 3 「公民館に社会教育活動のほか」という文言については、冒頭の「社会教育・生涯学習の推進の拠点としていた公民館に」という文言と重複するため削除したものです。 これまでの社会教育、生涯学習の拠点であるという公民館の役割に加えて、まちづくり活動を推進する役割をもたせるという意味合いがわかるよう、文言を修正します。

23	公民館は社会教育法に基づく社会教育施設であり、現在は教育委員会が所管しているが、まちづくりと社会教育の2つの拠点となるコミュニティセンターは、まちづくり活動に柔軟に活用でき、かつ、行政各部署との円滑な連絡、調整を図ることが望ましく、センター所管は市長部局へ移管することが適当と考える。といいながら、社会教育事業が後退することがないよう、社会教育は教育委員会が、そのまま所管しながら、市長部局と連携を強化する仕組みを検討するという。 公民館をコミュニティセンター化するメリットが見えてこない。設置数、管理運営、職員体制を考える時、特に変更点は認められない。名前だけの変更か。 更に、人口減少と高齢化が急激に進行している様は、どこの集落、自治会においても同様であり、地域の担い手不足は、まちづくり委員会、集落の役員経験者であれば誰もが感じている事。多くの時間と労力を要し、この検討会が行われたであろうメンバーの方々、結局は選ばれたメンバーだけが苦勞して、周囲は関心がない、知らないというのが現状である。	既に公民館が地区まちづくり推進委員会の事務局を担うなどしている地域では、公民館のコミュニティセンター化のメリットや変化を感じにくいかもしれませんが、検討部会による検討結果を踏まえ、（仮称）まちづくりコーディネーターの配置やセンター活動予算の充実等を図り、住民主体のまちづくり活動の更なる推進に取り組んでまいります。 また、地域の担い手不足は、全市共通の課題と認識していますので、まちづくりに関する意識啓発や人材育成に力を入れてまいります。
24	平成17年の市町村合併から、三隅自治区も地域の特性を活かしながら、地域民がひとつになって地域活性化の為に頑張ってきました。 しかし15年も過ぎれば人口は減少し、とくに広い黒沢地域は若者が少なく、一人ひとりに対する地域の負担が多くなり、住みにくい地域になってきました。それでも公民館とまちづくりが一体となって、地域活性化の為に今、頑張っているところですよ。 これから公民館がコミュニティセンターになるわけですが、人材を増やそうにもこれ以上人がいない、課題も山積みになっている地域の声にもっと耳を傾けていただきたいと思います。また、より良いまちづくりに繋がる為にも、生活条件が不利な地域への予算配分を少しでも多く支援していただけるようお願いいたします。	まちづくりへの参画において、多くの地域で担い手不足の問題に直面していることは認識しており、その解決手法の一つとして、この度の協働のまちづくりがあるものと考えます。 地域の課題については、市民等と市が一体となって解決に向けて取り組んでまいります。 また、今後も、地域の声に耳を傾け、地域の実情を認識した上で、第20条「市による推進」にある、人的、技術的、財政的支援等について、適切に実施してまいります。

25	条例を作る前に今ある総合振興計画やまちづくりに関する進捗状況や問題点を市民に対して丁寧に報告すべきであろうと思う。 また、今回の条例について都市計画や環境対策といった狭義のまちづくり対策ではなく広い意味でのものであるとすれば、まちづくりの意味合いや方向性、住民の合意形成など、まちづくり意識の醸成が必要なのではないだろうか。 浜田市の現状や将来を考えれば、人材や資本が不足する中で行政と市民が協力して問題解決にあたることは大切なことだと思う。ならば、市民の意見に対して真摯に対応すべきである。画餅とならぬよう実効性のあるものとして施行して頂きたいと思う。	浜田市総合振興計画については、その進捗状況について、毎年、浜田市総合計画審議会でご意見を伺うとともに、その取組について検証を実施しております。今後も、本条例の検証とともに継続して実施してまいります。 まちづくりに対する意識の醸成につきましては、この条例策定を契機として、市民の皆さん及び市職員の更なる意識啓発を図ってまいります。 また、第 6 条「市の役割」に規定しているとおり、市民の皆さんの考えやご意見の把握に努め、質問等には誠意を持って対応し、まちづくりに反映するよう努めてまいります。
----	--	---

浜田市教育振興計画（案）に対する意見と
浜田市及び浜田市教育振興計画審議会の考え方

	意 見	浜田市の考え方
1	6 頁：序論において、『「子供の育ち」を軸とした 5 つの視点を定め各施策の事業実施につなげる』とあるなかで、『(5) 教育には「不易・流行」の部分があること。』において、不易とは何かとの説明が不足しているように感じる。不易なものとは、子どもの「生きる力」なのか。私は、不易なものは「善く生きる」そのものだと思う。 「善く生きる」ために、時代を超え、国が変わっても、豊かな人間性、正義感、公正さを重んじる心、自律と強調、思いやり、人権尊重、自然愛、言語、歴史や伝統、文化を大切にできる「子どもを育てる」ことが不易であろうと思う。「生きる力」を前に出すと、「善く」が後回しになり、心の荒れた子どもたちが生まれかねない。教育振興計画の中で、ぜひとも「善く生きる」が子どもたちの中で実現されるよう検討されたい。	「生きる力」は、「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康と体力」の 3 つの要素からなる力です。「豊かな人間性」の育成は、ご指摘の「善く生きる」ことにつながると 생각합니다。施策の柱「I 学校教育の充実」において、主要施策である「(1) 生きる力の育成」、「(2) 一人ひとりを大切にする教育の推進」、「(3) 食育と体づくりの推進」をとおしてこれらの 3 つの力をバランスよく育てていくことに努めてまいります。
2	計画の中に公民館の役割が計画されているが、公民館に配属されている館長や主事への負担がより重くなるようだ。現在でも館長や主事の皆様は廉価な賃金で多大な活躍をなされている。ぜひとも、公民館費用を見直されるのであれば減額とせず、増額して活躍を応援されたい。	各公民館においては、地域の生涯学習や社会教育の拠点であるとともに、まちづくりにとっても重要な役割を担っております。今後も公民館事業費については、検討してまいります。

3	100 頁、101 頁：「Ⅴ歴史・文化の伝承と創造」において、「(4) 地域文化の交流拠点づくり」として、「①（仮称）浜田歴史神楽館整備事業、②浜田城周辺整備事業」を「地域文化交流拠点を整備します」と具体的に組込まれている。実施に移す段階にない事業であるから、「浜田城周辺整備を検討中」程度でとどめるべきではないか。	「整備します」を「について検討し、整備します」に修正いたします。
4	11 頁、13 頁：各事業の分類について学校の教育活動でないものは、社会教育又は家庭教育に分類した方がわかりやすい。 P 11 (1) ③自然体験活動の推進は、 Ⅲ社会教育の推進・郷育に分類される。 (1) ⑦土曜学習支援事業は、 Ⅲ社会教育の推進・教育支援の掲載のみでよい。 (1) ⑨学校支援員配置事業は (2) 特別支援に分類できる。 (2) ③親学プログラムの実施は、 Ⅱ家庭教育支援の推進の掲載のみでよい。 P 13 (1) ④自然体験活動の推進は、 Ⅰ学校教育の充実・郷育に分類される。	自然体験活動については、学校授業の中で行うものと社会教育で実施するものがあるため、それぞれで掲載いたします。 土曜学習については、学力向上と土曜日の活動充実の観点から学校教育と社会教育それぞれに掲載いたします。 親学プログラムの実施については、P T A 等学校との関係と家庭教育支援に関わるため、学校教育と家庭教育それぞれに掲載いたします。
5	16 頁：小中連携教育について 教育大綱の主要事業でも、小中連携教育推進事業となっているが、今後、一貫から連携にシフトするならば、これまで取り組んで来た「小中一貫教育事業」をどのように総括したか、どこ	浜田市教育委員会が示しているこれまでの「浜田市小中一貫教育基本方針」には、『浜田市の小中一貫教育は小中連携を意識的に強化したもの』としており、いわゆる小中連携教育として取り組んでまいりました。また、平成 27 年

	かで説明してほしい。 P16 図表の中、学校の欄の下、「小中一貫」の記載があるが、これは「小中連携」のことか。	に学校教育法の一部が改正され、小中一貫教育を行う新たな校種である義務教育学校の設置が可能となりました。取組内容を一貫から連携へシフトすることではなく、浜田市小中一貫教育を義務教育学校による教育と区別するため、名称を「小中連携教育」としました。 ご指摘のように、P16 図表中の「小中一貫」は、「小中連携」に訂正いたします。
6	20 頁、30 頁：感覚的に気になる表現 ①「高齢者をはじめとした市民が」→「老若男女誰でも」 ②「豊かな心を創造できるよう」→「豊かな心を育めるよう」 ③「利用者が減少傾向にあり」→「利用者数をさらに伸ばすために」 ④「普通教室」→「各教室」	①～③ご指摘の表現につきましては、総合振興計画との整合性を図るため、この表記とさせていただきます。 ④「各教室」に改めます。
7	25 頁：④学力向上総合対策事業について (1) ◎協調学習（新しい学びプロジェクト）の推進については、事業効果を検証した上で、「アクティブラーニングの研究・推進」に進化したほうが良いように思う。 (2)「算数・数学」の課題が指摘される中、これに対する対策事業が、「授業力向上研修」であるならば、その具体策を明らかにしてほしい。	(1)アクティブラーニングの視点による学習指導の研究・推進は重要であると考えております。アクティブラーニングはさまざまなものがあり、その推進については「授業力向上研修」の中に包含されると考えております。協調学習については、これまでの取組からその手法への理解は広がりつつあり、アクティブラーニングの視点による学習指導の改善に効果がありました。今後もこの手法への理解をさらに広め、授業実践につなげていきたいと考えておりますので、このままの表記にさせていただきます。

		(2)「授業力向上研修」は当面算数・数学と国語の教科を対象とした示範授業や講演による研修を考えております。6年間の中で対象教科が変わることも考えられますので、このままの表記にさせていただきます。
8	①この度のパブリックコメントの手続きの課題 パブリックコメントの中身に直接関わることではないが、あえて、意見書に書かせていただきたく。教育振興計画は総合振興計画と同様に極めて重要な計画である。総合振興計画と同様に、各公民館にも計画案を置くべきではないかと思う。ましてや公民館は、教育振興計画のなかでも、社会教育という極めて広範囲な教育領域を中心的に担い、社会教育を推進する拠点である。公民館職員はもとより、運営推進委員等、できるだけ多くの人に関心をもって、この計画に触れることも、社会教育の一端である。市民性の教育は当事者意識をもって、自ら地域課題に向きあえる人づくりと共に、政策提言力をもった地域住民の育成も含むべきであると考えます。 また、メールでの送付が可能としているが、書式がPDFのみとなっていて、市長部局のものは、Wordの書式もあるのに対して、不親切である。 本当に多くの人に、この計画を見てもらい、パブコメを求め、よいものになりたいという点で、残念な取り組みに	ご指摘の点につきまして、配慮が不足していた点につきましては大変申し訳ございませんでした。 いただいたご意見は、今後に生かしていきたいと考えております。

	なっていることを指摘しておきたい。	
9	②本計画と下位の各推進計画について 本計画は、浜田市の教育のマスタープランとなるが、これに対する各ジャンルでの下位の基本計画や推進計画というものが、現存したり、あるいは期限が切れてこれから策定にはいるものがあるかと思う。またこれまではなかった下位の計画も、今後きちんと整備していく必要性を感じるものもあるかと思う。よって下位の計画は重要である。 本計画がめざすところをいかに実現していくか、そのためにどのような下位の計画がつくられ、推進されるべきなのか、議論、整理し、予定を明らかにするべきであると思う。一般に下位の計画では、当計画との整合性といった図が出てくるかと思うが、当計画においても上位から下位の計画を示すべきではないかと思う。思いつくところでも、以下のような下位計画が今後、策定されるのではないか。 社会教育計画 公民館における社会教育の推進、まちづくりを支援する学びの視点等 はまかつの推進計画 家庭教育支援、学校支援、放課後支援、郷育子ども読書推進計画や中央図書館の建設時策定をした基本計画のその後の見直し・計画 スポーツ振興計画 人権同和教育等	下位計画につきましては、それぞれの取組の態様、規模等に応じ、個別に策定の有無を判断してまいります。